

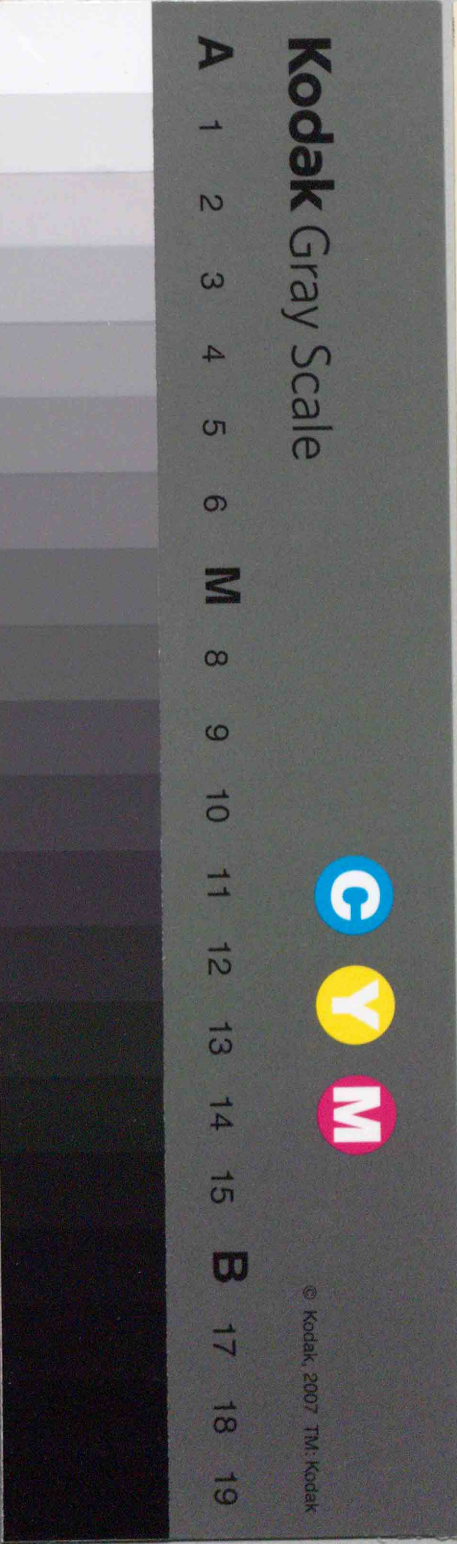
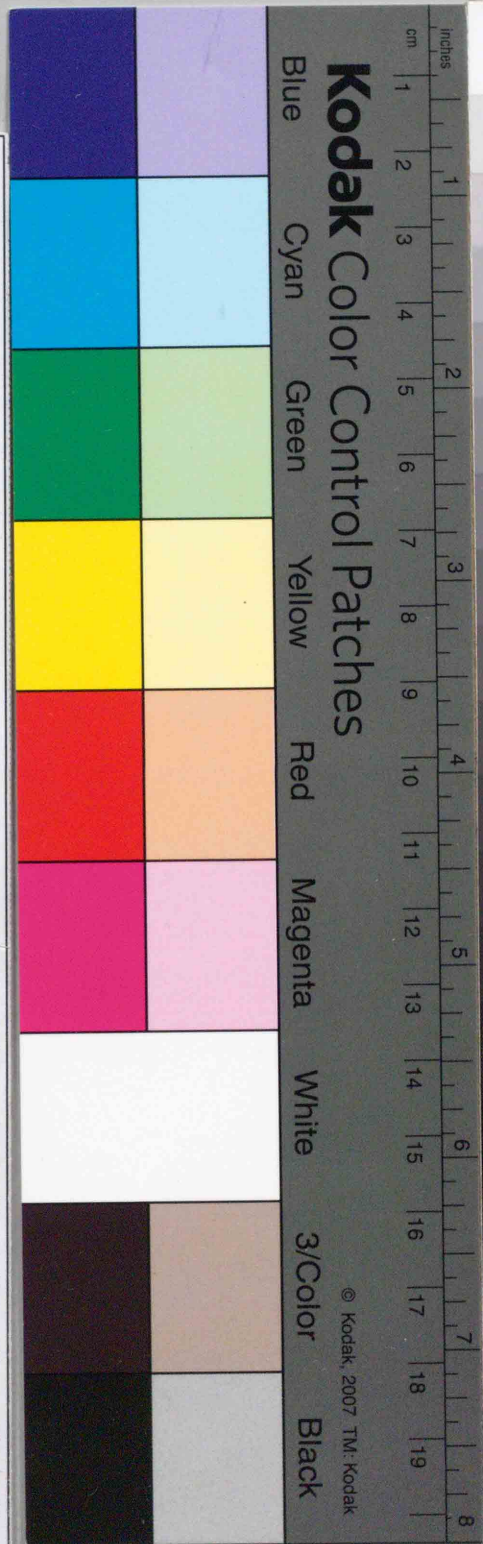
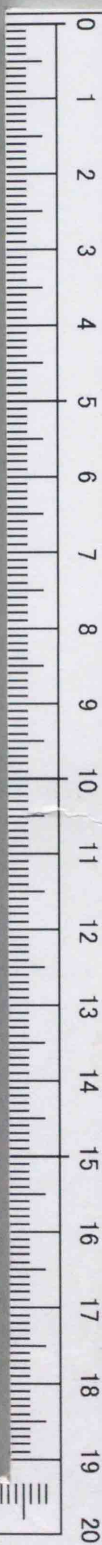
# 教育新教科書 教育學綱要

文博士  
乙竹岩造著



培風館

教科書文庫  
4  
370  
51-1938  
2000022306



40815

教科書文庫

4
370
51-1938 1938
20000 22306



用科育教校學範師 日五十二月一年三十和昭  
濟定檢省部文

# 書科教新育教本日 要綱學育教

士博學文  
著造岩竹乙

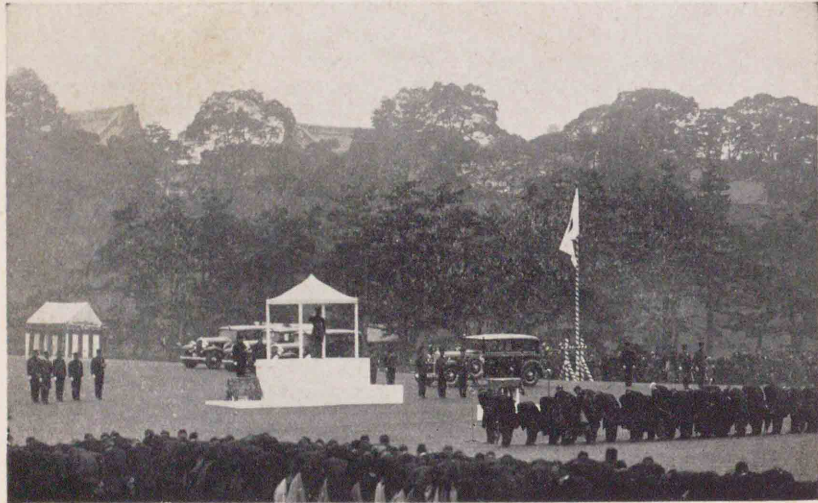
教科書文庫  
4  
370  
51-1938  
2000022306

広島大学図書  
2000022306  


館風培

資料室

375.9  
0615



今上天皇陛下の御親閲  
(全國小學校教員精神大會)

廣島大學圖書印



## 序言

一、本書は、我が國の師範學校及び教員養成所に於ける尋常小學校本科正教員の養成を目的とする教育の教科書として、昭和十二年三月改正せられた師範學校教育教授要目に準據して新に編纂したものである。

一、本書は、心理學綱要、學校管理法綱要、各科教授法綱要と特に緊密の統合聯關を保たせ、四者相俟つて教育各分科の要領を悉く網羅包括せしめることに努めたものであつて、日本教育新教科書中の一系統を形造つてゐるのである。

一、本書から更に一步を進めて研究しようとするのには、日本教育新教科書教育學を參考するのが最もよい。蓋し兩者は同一の用意

と方針との下に、唯程度だけを異にして、編纂したものである。

昭和十二年十月

著者 乙竹岩造 識す

目 次

第一篇 緒 論……………一

第一章 教育の意義……………一

第二章 教育の効果と限界……………四

第二篇 教育の目的……………二四

第一章 日本國民教育の目的……………二四

第二章 小學校の任務……………二八

第一節 義務教育の本旨……………二八

第二節 小學校教育の目的……………三三

第三篇 教育者と被教育者……………三七

第一章 教育者の資質と教育的態度……………三七

第二章 被教育者の發達と教育の段階……………五

第四篇 養護……………五〇

第一章 養護の任務……………五〇

第二章 身體の發育……………五三

第三章 養護の方法……………五五

第五篇 教授……………七七

第一章 教授の任務……………七七

第二章 教科課程……………八〇

第一節 教科課程の成立……………八一

第二節 教科課程の實施……………八三

第三章 教授の方法……………八五

第一節 教授段階……………八五

第一 精神科學的教科の教授段階……………八七

第二 自然科學的教科の教授段階……………八九

第三 技能的教科の教授段階……………九一

第四 實用的教科の教授段階……………九三

第二節 教授様式……………九四

第一 教 様……………九四

第二 教 式……………九六

第三節 學級教授と個別指導……………一〇三

第四節 學級經營と學習指導……………一〇五

第六篇 訓育……………一〇八

第一章 訓育の任務……………一〇八

第二章 特性と訓育……………一一一

第三章 訓育の方法……………一二四

第一節 共同訓育……………一二四

第二節 個別訓育……………一二四

第三節 訓育の様式……………一三四

第四章 養護教授訓育の結合……………一四三

第七篇 教育の効果とその測定……………一四六

第一章 教育測定の意義……………一四六

第二章 身體検査……………一四七

第三章 學業成績考査……………一四九

第四章 操作査定……………一五三

第八篇 家庭教育……………一五六

第一章 家庭教育の本質……………一五六

第二章 家庭教育の任務……………一六三

第三章 家庭教育の方法……………一六六

第九篇 社會教育……………一七〇

第一章 社會教育の本質……………一七〇

第二章 社會教育の任務……………一七一

第三章 社會教育の方法……………一七四

第十篇 職業指導……………一七九

第一章 職業指導の任務……………一七九

第二章 職業指導の方法……………一八一

第十一篇 幼稚園の保育……………一八三

第一章 幼稚園の必要と保育の任務……………一八三

第二章 保育の方法……………一八五

第一節 保育上の施設……………一八六

第二節 保育の項目……………一八八

第一 遊 戲……………一八八

第二 唱 歌……………一九〇

第三 觀 察……………一九二

第四 談話……………一九三

第五 手技……………一五五

附 録 練習問題

〔目次終り〕



日本教育新教科書 教育學綱要

第一篇 緒論

第一章 教育の意義

日本教育の根本義 我が國の教育は、萬邦無比の國體に基づき、躍進日本の國運に應じて、忠良有爲強健優美な國民を養成し、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを根本義とする。これは、教育に關する勅語の明示し給ふところであり、吾等國民は總て、この根本義によつて教育を受けつゝあるのである。

廣義の教育 一般に教育とは、人の進歩發達を助けて、より優れた人に仕上げる仕事であつて、凡そ人生の向上、文化の進展、社會の發達を

理想的國民の養成と皇運の扶翼



助ける活動は、これを教育と稱することが出来る。かゝる意味の教育は、人間社會の日常生活に於て、何時何處でも行はれてゐる。新聞、雜誌、書籍を讀んだり、映畫を觀たり、音樂を聽いたり、家族と生活し、友と交はり、日々の業務に従事しつゝある間に、人と人とが互に影響し、同化し、それによつて人生が向上し、文化が進展し、社會が發達するのである。かくの如き働きを廣義の教育といふ。

狭義の教育 かゝる働きが自然のままに任されないうで、特に問題として取上げられ、成熟者が未成熟者を相手として、一定の計畫の下に引續き影響が及ぼされる場合に、これを狭義の教育と呼ぶのである。それ故に、狭義の教育とは、次の如き三つの要件を具へたものである。

- 一、人の進歩發達を助けて、文化を進展させ、社會を發達させようとする意圖が明白であること。
- 二、それが、成熟者の未成熟者に對する指導的影響として行はれる

狭義の教育の具  
へる三個の要件

こと。

三、その影響が、一定の計畫を具へて繼續的に及ぼされること。

兩者の關係 廣義の教育と狭義の教育とは、上述の如くに區別せられるが、併し、兩者は密接に相關係してゐる。例へば、學校教育は狭義の教育の典型的なものであり、家庭教育や社會教育は廣義の教育と見られてゐたのであるが、教育的意圖の自覺と共に、その計畫の具はる程度に應じて、家庭教育、社會教育も、狭義の教育たる面目を現して來るのである。

一般に狭義の教育は、廣義の教育を地盤とし、それを教育的意圖の下に補充し、洗煉し、繼續化するところに成立つ。例へば、學校教育は子女が家庭や社會で受ける教育を地盤とし、一定の目的を以て、その上に謂はゞ上層建築として、學校教育を打建てるのである。他方また廣義の教育は、狭義の教育の背景となり、基礎となつて、それを支へ

地盤と上層建築

我が國教育の實相

てゐる。従つて學校教育は、家庭教育や社會教育と常によく連絡を取らなければ、その使命を全うすることが出来ぬのである。

我が國の教育 我が國は、大和民族を母體として、他の諸民族をも同化し、萬世一系の天皇を中心として、無窮に發展しつゝある理想的國家であり、獨特の國風・習俗を具へてゐる。それが、知らず識らずの間に國民を日本國民らしく同化してゐるのであるが、この事實を更に高め強めて、國家の存立發展を永遠に促進するために、教育制度の全般を通じて、國體觀念を明徴にし、日本精神を高揚し、日本独自の國民的性格を涵養することに力めてゐるのである。

## 第二章 教育の効果と限界

教育の効果 人が他の動物に比べて長い未成熟期をもつのは、それだけ教育の必要なことを暗示し、従つて教育の可能性の多いことを

人間に於ける教育の必要と可能性

證明してゐる。昆虫類の如きは、生れながらにして獨立の生活が出来、鳥類や哺乳類の如きも、數日乃至數箇月にして親の保育を離れることが出来る。然るに人の子は、生れたまゝでは殆ど無力であり、數年乃至十數年の間、親から衣食住を供せられ、生活様式を躰けられ、且一般社會や學校を通じて文化を體得しなければ、世に處して生きる事が出来ない。これ等の後天的影響を廣く教育と解するならば、教育の力こそ眞に絶大なものである。孔子は「上知と下愚とは移らず」と言ひ、天才と低能とは共に教育の力の及び難いものとしたけれども、吾等は一方に於て、天才と雖も教育の力によつて益、その天分を發揮し得ることを知り、他方に於て、身體不完全でありながら教育の力によつて驚くべき發達を遂げた者のあることをも知つてゐる。二宮金次郎や渡邊登や勝安芳や野口英世や奥村五百子の如きは、固より生れながらに優秀な素質を具へてゐたであらうが、その刻苦勵

英才と教育の力

精を思ひ、それを促した環境を考へる時、そこに後天的影響即ち教育の效果の偉大なことを認めねばならぬ。中江藤樹の英才を以てしても、賢母の教がなかつたとしたなら、近江聖人は出来なかつたであらうし、忠烈の血を承けてゐた小楠公も、大楠公の遺訓と楠母の激励とによつて、眞に日本精神の龜鑑となつたのであらう。

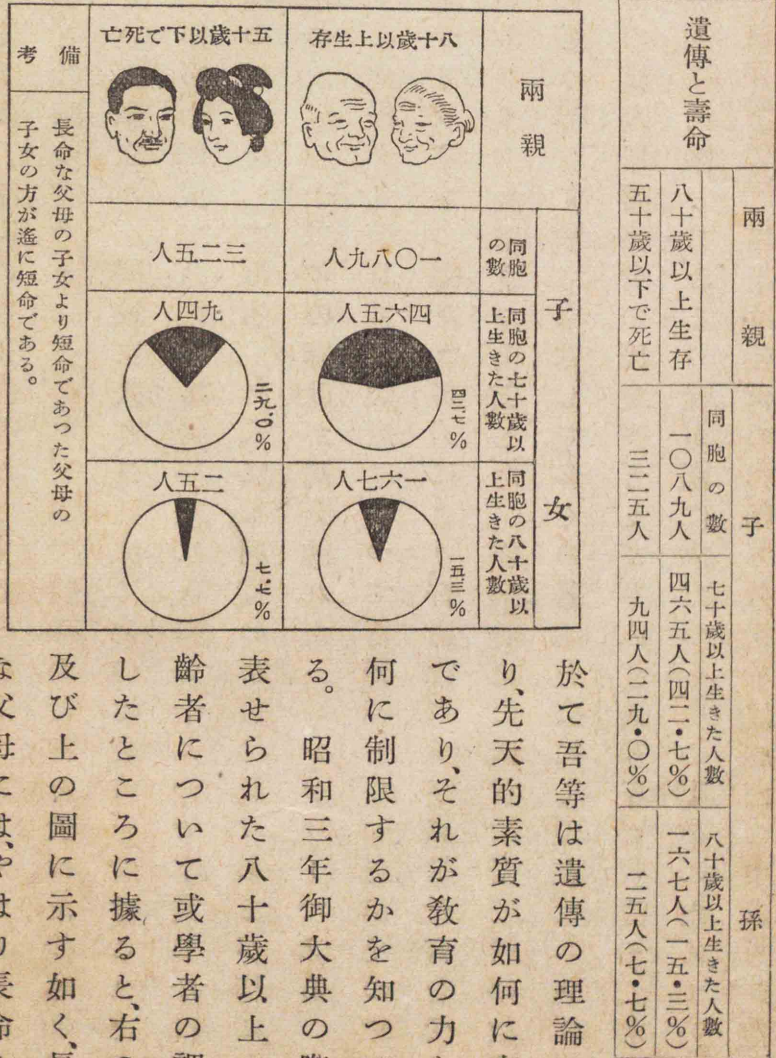
他方に於て、心身の缺陷を克服して常人にも優る進歩を遂げた人も、古今内外にその事例が乏しくない。埴保己一は、七歳の時に失明したが、章句を一度聞けば決して忘れず、遂に一千五百三十卷の群書類従を編纂したのは、世に周知の偉績である。埼玉縣入間川町の丸山きぬは、久しい以前に盲目となつてから、氣丈にも自立自營の決心を起し、四十歳の身を以て勉學を始め、今日では書筆も達者で、琴三味線は上手となり、裁縫の如きも賃仕事にこれをなし、又電車や自動車にも獨り乗りが出来て、目明き以上に敏感であると言はれてゐる。

心身缺陷者と教育の力

又滋賀縣八幡町の西川濱子は、生來の聾啞者でありながら、父姉の熱心と教師の盡力とによつて、家庭で特殊の教育を受けた後、昭和學園といふ私立の小學校に入り、口話法によつて教育を受け、これを卒へてから、十四歳で八幡高等女學校に入學し、十九歳で卒業し、今は幼稚園の助手をしてゐる。外國にも同様の事例は數々あるが、特に有名なのは、昭和十二年の春我が國を訪れたヘレン・ケラーである。ケラーは、生後十九箇月目に大患に罹つて盲聾啞となつたが、その家庭教師サリヴァンの獻身的努力により、普通教育及び高等教育を受けてハーバート大學まで卒業した。音楽・美術の鑑賞に長じ、哲學・數學をも修め、特に文學に卓越して、多くの著述を公にし、現在はニューヨークの盲人保護協會の副會長として、盲人保護事業の促進のために世界的に活動してゐる。我が國に來たのも、その事業のためである。教育の限界 以上は教育の力即ち効果を述べたのであるが、他方に

遺傳と教育

命 壽 と 傳 遺



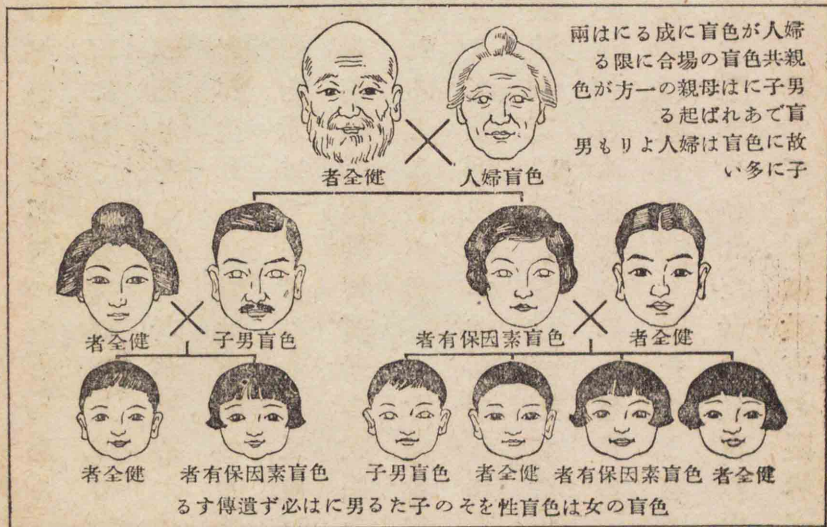
於て吾等は遺傳の理論により、先天的素質が如何に有力であり、それが教育の力を如何に制限するかを知つてゐる。昭和三年御大典の際に表せられた八十歳以上の高齢者について或學者の調査したところに據ると、右の表及び上の圖に示す如く、長命な父母には、やはり長命な子

孫の多いことが判つたのである。

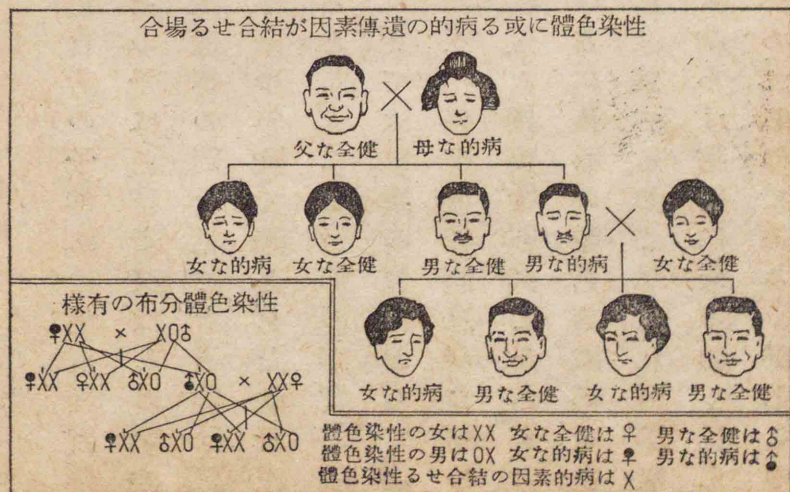
色盲にしても亦、次頁の上圖の如く、色盲者の子供には色盲素因保有者があり、その保有者が結婚すれば、その子に色盲者又はその素因の素質を承けついでゐる。或は下圖の如き優生遺傳の例を見ても、子供は親の素質を承けついでゐる。又東京府多摩少年院で調査した飲酒家、虚弱者遊蕩者精神變質者の家系を見ると、こゝにも遺傳の事實に教へられるところが多い。古來我が國に於ては結婚の條件として、戀愛よりも家柄・血統が重んぜられ、又昭和五年以來、遺傳病患者の結婚制限法制定に關する建議案が衆議院に度々提出せられてゐるが、これらは何れも故あることである。要するに、優秀な素質を遺傳せられた者は、教育の力を俟たずとも大いに發達する如く思はれ、劣等な素質を遺傳せられた者は、教育の力にも拘らず劣等になる如く見えるのであつて、こゝに教育の限界が考へられるのである。併しこの

性染色體とは、性染色体を決定する染色體である。染色體とは、細胞の核の中で、或色に染めるとよく染まる部分であつて、その一部分が性を決定するのである。

色盲の遺傳 (性に伴ふ劣性遺傳)



性に伴ふ優性遺傳



環境と教育

事は、決して教育の無力を断定させるものではない。一の機能が劣つてゐても、他の機能の發達によつてそれを補償するといふ補償の法則が、自然に與へられてゐて、さきに述べた多くの事例はこれを證明してゐる。又遺傳によつて先天的に規定せられるものは發達の可能性であつて、この可能性の範圍内で、どれだけの機能を發揮せしめるかは、教育の力に俟つ外はないのである。

次に、教育の力に深い關係をもつ今一つの要素に環境がある。同じ父母から生れた幾人かの兄弟姉妹も、その生活する環境が異なる場合には、それぞれ違つた方面に發達する。又教育者が如何に努力しても、子弟の環境が悪いために教育の効果が擧らぬといふ不満を屢、聞くのである。併しながら、環境の力も亦絶対ではない。例へば、宗派開祖の高僧は、山門深く靜居して葷酒を斥け、思索を開拓すべく自然的環境の力を善用してゐるが、他面には又、市井雜沓の裡にも惑

はぬ動ぜぬ心境をば、悟であるとも説いてゐる。 禪宗大徳寺派の開祖妙超は

坐禪せば四條五條の橋の上

往き來の人を深山木にして

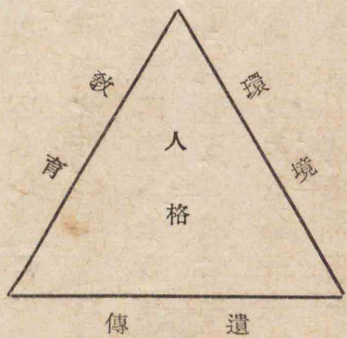
と歌つた。かの孟母三遷の教も環境重視の思想を學ぶべきであると同時に、居所を移さなければ教育が出来ぬと考へては、環境の力を過信して教育の力を無視するといふ弊に陥るであらう。

教育と遺傳と環境 かくの如く、吾等は一方に於て、教育の効果の偉大なことを信ずると共に、他方に於て、それが遺傳及び環境によつて制限せられることを認め、それにも拘らず、又遺傳及び環境が絶対の力でないことをも考へねばならぬ。教育と遺傳と環境とは、その何れもが唯一絶対の力ではなく、三者が相互に關係し合つて、人の發達を規定するのである。即ち、遺傳が如何に優秀であつても、環境や教

三者の關係

教育の任務

遺傳環境教育の三角關係



育がこれに伴はなければ、十分な發展を遂げ難く、又如何に恵まれた境遇にあつても、遺傳と教育とが缺けてゐたなら、到底立派な人格とはなり得ない。三者の中、何れが最も大事かと尋ねるのは、水と空氣と食物と、何れが最も大事かと問ふやうなものである。教育者としては、一方では遺傳の事實に着眼して、子弟の素質の方向や優劣を知ること努力し、他方では環境の力を重視して、その整理統制に留意し、かくして子弟の素質と環境との交渉をば有利に導いて、その人格を出来るだけ立派に發達させることが必要である。これが教育の任務に外ならない。

## 第二篇 教育の目的

### 第一章 日本國民教育の目的

教育目的の確立の必要教育は人の進歩發達を助けて、より優れた人に仕上げることであるが、然らば、より優れた人とは如何なる要件を具へた人であるか。この問題が即ち教育の目的論である。目ざす目的が確立せられなければ、教育の一切の施設も、方法も、その意義を失ひ、その途に迷ふであらう。教育目的の確立は、それ故に教育學の先決問題である。就中先づ明かにしなければならぬのは、日本國民教育の目的であるから、次にその重要な諸點を擧げよう。

一、國體觀念の明徴第一に、日本の教育は、萬世一系の皇統を絶対不動の中心とする國體觀念をば、全國民に對して確乎不拔に培はねばな

教育目的の確立  
と教育學の先決  
問題

らぬ。我が天皇は、國家肇造の神の神裔として現御神まぎみかみにおはしまし、皇祖の神勅を奉じて神聖不可侵の統治權を總攬し給ひ、臣民の宗本家の首長として、畏くも吾等同胞を子の如くに愛撫し給ふのである。皇威の振張するところ、國運の隆盛があり、皇室の彌榮に榮えますところ、國民の慶福があり、純忠至誠、皇運を扶翼し奉るところ、吾等祖先の遺風顯彰の孝道がある。君民一體、忠孝一本の我が國體こそ、實に萬邦無比、萬古不易の大理想であり、これを益、明徴にし、これを愈、鞏固ならしめることこそ、日本國民教育の根本目的であらねばならぬ。

二、全體への奉仕と個性の發揮 第二に、日本の教育は、國民の總てをして國家全體の昌榮に奉仕せしめ、然もそれをば、各自の個性の發揮を通じて實現せしめることを目的とする。絶対不動の皇統を中心とする國民の活動は、同時に全體國家への奉仕であり、忠君はそのまゝに愛國である。我が皇室は、國史を通じて常に全體の中心であらせ

全體への奉仕

個性の發揮

給ひ、王政復古、皇威擴張は、必ず部分の擅横を排して全體に復歸する運動であつた。上下億兆心を一にして國家に奉仕することは吾等祖先の輝かしい遺風である。國民の總てが私を滅して公に奉ずるやうに陶冶せられることは、實に日本國民教育の重要な理想である。滅私奉公は、併しながら、各自の個性に應じ職分を通じてのみ行はれる。畏くも明治天皇は

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメ  
ン事ヲ要ス

といふ國是を天地神明に誓ひ給ひ、又  
ほどく／＼にこゝろをつくす國民の

ちからぞやがてわが力なる

と詠ませ給うた。國民各自がその素質と境遇とに應じて、個性を發揮し職分を遂行することが、即ち天皇の大御業おほみわざを扶翼し、國家全體の

昌榮に奉仕する所以である。日本の教育は、この個性主義と全體主義との一如を理想としなければならぬ。

三、日本文化の顯揚 第三に、日本の教育は、國民の文化を豊かに高く啓培して、豊饒高貴な独自の文化國家を形成することを目的とする。國民個性の暢達は、やがて多方面の文化の開拓であるが、それは同時に、國體の明徴を期することによつて、日本独自の文化の顯揚となる。知識を世界に求めることは、我が國の積極進取の文化包攝を意味するのであるが、それを日本的なものに醇化し、統一することによつてのみ、大いに皇基を振起することが出来る。日本文化ほど、複雑な要素を古今東西に負うてゐるものは世界に比類がなく、然もそれ等をかくもよく日本的なものに消化融合したのも、世界に比類がない。そして、畏くも我が皇室は、常に文化の包攝、醇化の模範を示し給ひ、國民をこの方向に指導し給うた。この模範指導に隨順して、日に新たな

文化の世界的攝  
取と日本化



日本文化を啓培し顯揚することが、日本教育の重要な目標である。

## 第二章 小學校の任務

### 第一節 義務教育の本旨

理想的社會

生活文化の平均  
調和

學校教育の特徴 前章に述べた教育の目的をば、最も明確な意圖と計畫とを以て追求するのは、狹義の教育の代表たる學校教育である。學校も一種の社會であるが、それは子女の教育を當面の任務とする教育社會であるから、一般社會に比べて特に次の如き特徴を具へてゐなければならぬ。第一に、學校は理想的社會たることを要する。一般社會には、不合理な因襲や忌むべき暗黒面があつて、子女に有害な影響を及ぼす刺激も多いから、學校は特に洗煉せられ醇化せられた刺激を集めて、理想的な教育社會とならねばならぬ。第二に、學校は一般社會の各方面の生活形式文化領域を平均し調和して、子弟に

文化財の整序

提供することを要する。人は、その生れた環境の中に放任せられてゐたなら、或方面に偏した生活に陥り、狭い文化領域だけに接觸して、圓滿な十分な發達を遂げることが出来ない。故に學校に於ては、社會のあらゆる方面の生活形式文化領域から、公平に調和的に文化財を採擇して、子弟の教養を豊富圓滿ならしめることを任務とするのである。第三に、學校は、かくして採擇する文化財を子弟の修得に適するやうに整頓し秩序づけねばならぬ。一般社會の文化財は複雑混亂を極め、そのままでは未成熟者の修得に困難である。故に學校は、文化財の最も本質的、典型的なものを選び、それを、單純容易なものから複雑困難なものへと秩序立てねばならぬ。かくして整序せられた文化財を提供するのが學校の特徴である。

義務教育制度の本旨 學校教育は、上述の如く最も確な教育であるが、その中で國民必須の基礎的課程だけは、國家の仕事として國民の

## 義務教育

總てに課せられる。これが義務教育である。國家の興隆發展が國民全般の教養に基づくことは、古今東西の先覺者のひとしく思を致すところであつて、義務教育制度は、この根本的事實の自覺に起因してゐるのである。

## 我が國の義務教育制度

我が國の普通教育は、維新以前に寺子屋といふ独自の庶民教育機關によつて、相當に充實普及してゐたのであつて、それが小學校にまで發達したのであるが、國民教育の見地から、國家の意志によつて、これを統督するに至つたのは、維新以後である。畏くも明治天皇は登極の初、五箇條の國是を定め給うて、舊習を打破し、智識を世界に求め、官武庶民の總てがその志を暢達すべきことを昭示し給うたのであるが、これ等の大方針は、固よりその根柢を國民一般の教養の向上に求めらるべきであるから、明治五年、政府は學制を頒布して、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期すと諭し、若し子女を

就學させないならば、それは父兄の「越度」であることを示した。かくして明治十九年には、學制の全面的改革と關聯して、四箇年の義務教育制度が制定せられた。これを期として文教大いに興り、國勢頓に進展したが、一面、歐化主義の餘弊や偏狹な國家主義の反動などがあり、民心混亂し、風教の歸趨が危まれるや、明治二十三年、忝くも明治天皇は教育に關する勅語を下し、賜はり、肇國の淵源に遡り、國體の精華に基づき、古今一貫中外普遍の大道を明示し給うた。教學の基礎ここに立ち、國歩駸々として、内に外に一大發展を遂げた。この躍進の勢に乗じ、一段と國民の品位を高め、實力を養つて、國本に不拔に培はんがためには、國民教育の擴充更新が要求せられ、明治四十年、政府は更に義務教育年限を六箇年に延長し、内容上にも一大刷新を加へた。大正時代以後、外は世界に於ける日本の地位が益、高まり、内は國民文化の充實發展が愈、著しく、これに應じて義務教育は、更にその年限の

延長と内容の改善とを要望せられるに至つた。

今上天皇陛下常に叡慮を教學に注がせ給ふは、申すも畏き御事である。殊に昭和九年四月三日、全國二十五萬の小學校教員が、遠く南洋、關東州、朝鮮、臺灣、樺太、北海道を始め、各府縣から三萬六千餘名の代表者を送つて、昭和聖代の御慶事皇太子殿下の御誕生を奉祝し、併せて忠君愛國の日本精神を昂揚して、教育報國の誠を示さんとする全國小學校教員精神作興大會を、宮城二重橋前廣場に開催するに先立ち、畏くも天皇陛下には會場に親臨遊ばされ、玉座に御起立あらせられて御親閲を賜ひ、

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學校教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨとの優渥なる勅語を賜つたが、小學校教員を重んじさせ給ふ勅語を眼のあたり、玉音いとも明かに賜つた參列者一同は、聖恩の深きに感

激して、淚滂沱たるを禁じ得なかつた。本書卷頭に掲げたのは實に當時の光景である。參列者一同は、御親閲終了後引續き大會に入り、本日御親閲の光榮と感激とを永久に忘れることなく、教育報國を期するため左の如き決議をなした。

- 一、吾等は協心戮力國民道德の爲に邁進し愈、國民精神を發揚して肇國の宏謨を國民教育の上に光輝あらしめむことを期す
- 一、吾等は至誠一貫職分を樂み身を以て範を示し師表たる本分を完うせむことを期す

吾等も亦、忝くも小學校教育を以て國運隆昌の淵源と宣へる大御心を畏こみ奉り、眞に我が國義務教育の將來のために協心戮力、身命を獻げて夙夜奮勵教育報國の道に努力せねばならぬ。

## 第二節 小學校教育の目的

小學校令第一條 小學校教育は、上述の如くに重要性を有するものであるが、然らば、それは如何なる目的を果し、如何なる任務を盡すべきであるか。これに關しては小學校令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トスと規定せられてゐる。今各項について説明しよう。

强健な身體

一、兒童身體の發達 强健な身體の極めて大切なことは、今更言ふまでもない。小學校兒童は、身體發育の眞唯中にあるもので、若しこの時期に於て、身體の教育を等閑に附するならば、獨りその發育を阻害するのみならず、心意の教育も、これがために十分の効果を收めることが出來ない。かくては、啻にその兒童の不幸たるに止まらず、國家將來の運命にも關するところが實に大きい。それ故小學校教育は、兒童身體の教養に努め、その發育を十分ならしめる途を講ずると同

時に、これを阻害するものを取除き、そして國民が强健な體軀の持主となるやうにしなければならぬ。

二、道德教育及び國民教育の基礎 小學校教育は國民必須の基礎教育であるから、人格の育成を眼目とすべきである。本令に「道德教育及國民教育」とあるのは、これを示したものであつて、道德教育とは、徳性の涵養、徳行の練磨を指し、國民教育とは、國民的の認識感情意志の教養を意味する。これらの教養は、小學校だけで完成するものでないが、その基礎は、小學校に於て十分に養はれねばならぬのである。

三、生活に必須な普通の知識技能 兒童生長の後には、實際の生活に立つて、一身一家の計をなし、國家社會のために盡さねばならぬから、知識技能を授けることの必要は、言ふまでもない。けれども、各種の職業に適する知識技能を一々に授け、又その程度も相當に高からせることは、到底小學校の果し得べきところでない。小學校では、何れの業

人格の育成

道德教育

國民教育

知識技能

務にも共通で日常の生活に必須な普通の知識・技能を授けることで満足しなければならぬ。

教育に関する勅語 以上の諸項を一貫するものは、實に教育に関する勅語である。教育に関する勅語は、獨り小學校教育の根本たるのみならず、普く總ての教育を貫通すべき大則である。そして、この聖訓に恪遵して、その實效を擧げることが、國民精神振作更張の道であることは、これ亦畏くも大正天皇の明示し給うたところである。殊に小學校教育は、最初に加へられる國民共通の基礎教育であるから、最も力を聖旨の貫徹に注がねばならぬのである。

小學校教育の目的の要約 これを要するに、兒童を教育して教育に関する勅語の趣旨を十分に體得させ、そして國民生活の基礎を養ふことは、これ我が國小學校教育の大眼目であつて、小學校令に示せるところも亦、實にこの大本に基づくものである。

小學校教育の目的と教育に関する勅語の貫徹

### 第三篇 教育者と被教育者

#### 第一章 教育者の資質と教育的態度

教育者と被教育者 廣義の教育に於ても、社會一般が教育者であり、その影響を受ける集團及びその成員が、被教育者であると見ることも出来るけれども、狹義の教育に於ては、特に教育を意圖的に行ふ教育者と、それを受ける被教育者との關係が顯著に現れる。被教育者が如何なる情態にあり、如何に發達しつゝあるか、又教育者は如何なる資格性質を具へ、如何なる態度を以てこれに交渉して行かねばならぬか、といふことは、教育の姿を具體的に捉へるために極めて重要なことである。

資質と態度との  
關係

教育者の資質と教育的態度 教育者が如何なる資格性質を具へてゐなければならぬかといふこと、教育者が如何なる態度を以て活動しなければならぬかといふこと、は、別個のものではない。資質が具はつて態度に現れ、態度が修練せられて資質を形造つて行く。それは恰も、道德的品性と道德的實踐との關係と同様である。唯、教育者の具へるべき要件を靜的に考へる場合に資質として現れ、それを動的に考へる場合に態度として現れるのである。よつて教育者の資質と態度とを併せ考へて、その主な方面を列舉しよう。

教育者と子弟愛 教育者の資質の最も根本的なものは、子弟に對する愛であつて、所謂「教育愛」とは、これに外ならない。成熟者は本然的に未成熟者に對する愛を感じるもので、親が子に對する愛はその最も自然的な現れであり、特に母性愛は教育愛の典型である。教育者と被教育者との關係も、かうした親子の關係を擴充したものである。

母性愛と教育愛

楠木正行の母、中江藤樹の母、孟子の母等を初めとして、古來眞の母性愛を發揮した母が常に偉大な教育者であつたことを思へば、教育愛と母性愛との本質的一致が領かれるであらう。他方に於て、ベスタロッチーの如く教育愛の權化と讚へられる人は、母性愛を以て教育の根本とし、それを家庭から學校へ、更に社會一般へと擴充することを以て、教育改善の原理としたのである。

教育者の子弟愛は、單なる「甘やかし」や耽溺であつてはならぬ。まことの母性愛は、優和な慈愛と共に嚴肅な理性的な愛を含んでゐる。別言すれば、教育者は子弟の現在の未熟さ、覺束なさに對して、優和な愛護を感じると共に、子弟の將來の發達大成を期待して、嚴格な指導鍛鍊を施さねばならぬ。そこに又子弟の自由を尊重する態度と、教師の權威に服従させる態度との兩面が生れて来る。然もこれ等兩面は、決して矛盾するものでない。眞に愛するから、優和と嚴肅とが

自由と權威

純粹強烈

兼ね具はり、保護と鍛錬とが共に行はれ、自由が放縦を許さず、權威が壓迫とならずして、そこに正しい教育的態度が現れるのである。

教育者の子弟愛は、純粹で然も強烈でなければならぬ。純粹な教育愛といふのは、ひたすら子弟の向上發達を念願して、その他の物質的報酬や世俗的名譽などを求めぬ心である。強烈な教育愛といふのは、如何なる不遇障礙に遭つても、斷乎として至純な教育愛を貫徹する心である。そこに教育的良心の美しさと強さとがあり、これが教育的態度の顯著な現れである。

公平具體

教育者の子弟愛は、公平で然も具體的でなければならぬ。不公平といふことは、一般に道德的不徳であるが、殊に子弟は教師の公平・不公平に關しては敏感であり、そして不公平と感ずる時、一切の教育的權威は失墜する。公平といふことは併し、劃一といふことではない。子弟の個別的事情に應じて、具體的に教育愛が發動することこそ、眞

の公平である。「人を觀て法を説く」ことが宗教家の本領である如く、子弟の個性に適應して教育の態度・方法を具體化することこそ、教育者の重要な資格である。

圓滿豐饒な文化的關心

**教育者と文化愛** 子弟愛と相並んで教育者に重要な要件は、文化への愛である。愛する子弟の向上發展は、文化の傳達擴充によつてのみ行はれるから、文化愛は子弟愛と必然に結合する。子弟愛だけあつて文化愛のない教育者があるとしたなら、それは子供を愛しながら子供に榮養を與へることを知らぬ親のやうなもので、明かな自己矛盾である。教育者は文化の全領域に積極的關心を寄せ、自らが先づ高く豊かな文化を教養として修得し、且常に益、文化への思慕を旺盛に抱くべきである。特に教育は、教師の全人格を以て子弟の全人格を陶冶するものであるから、教師の文化的關心が全面的であり、その教養が圓滿豐饒であることが必要である。特定の教科目を當面

の擔當領域とする場合でも、その背景として全文化領域に關心を寄せ、その廣い背景の故にこそ、當面の擔當領域の教育が有効に行はれるといふ事態を實現しなければならぬ。

**教育者と祖國愛** 子弟を愛し文化を愛することは又、社會を愛することである。子弟は社會の一員であつて、社會から絶えず影響を受け、文化は社會の財寶であつて、社會によつて傳承擴充せられるからである。教育者は、自らが子弟と共に屬する社會を、より優れたものにするために、不斷の關心と努力とを注がねばならぬ。古來の偉大な教育者が、同時に眞摯な社會改良運動家であつたのは、故あることである。そして社會のあらゆる形態の中で、最も完全有力なものは國家であるから、教育者の社會的關心は、祖國に對する關心に結晶する。教育愛に殉ずべき日本の教育者は、何よりも日本の幼少國民を愛すべく、文化愛に燃える日本の教育者は、何よりも日本の歴史を通

## 教育者の臣節

じて培はれた日本文化を愛すべく、社會的關心に生きる日本の教育者は、何よりも日本國家の永遠の發展を希ふべきである。かくの如き教育的態度こそ、日本教育者の根本要件であり、それによつてのみ、教育報國の臣節を全うすることが出来るのである。

**教育的知識及び技能** 以上に列舉した諸條件が實際に働き出すためには、更に具體的な資格を必要とする。即ち、一方では、被教育者の心身の發達や、教育上の制度・法令や、その他教育の營みに關係ある各種の事項に精通することが必要であり、他方では、教育の學理及び方法を研究精練して、その効果の的確ならんことを期せねばならぬ。約言すれば、教育的知識と教育的技能とが、そこに要求せられる。これを缺くならば、さきに擧げた根本要件も無爲の空想に終るか、若くは思はぬ過失に陥るかも知れないのである。

**教育者の身體と氣風** 以上の諸要件に加へて、教育者は強健な身體



若々しい精神

と潑刺明朗な氣風とを必要とする。これは、一般の人々に取つても勿論必要であるが、教育者は特に兒童、少青年といふ若々しい國民を相手とし、彼等の生命の活潑な律動に共鳴し、彼等の多數と日々行動を共にせねばならぬから、そこには、多忙に處する旺盛な活力と、老朽しない精神上の若さとが、殊の外重大な要件となるのである。

**教育者の徳化** 以上に述べた諸の資格要件が渾然融合して、身に體得實現せられる時、そこに教育者の徳が成立つ。教育者の徳とは、子弟愛、文化愛、祖國愛の融合した教育精神を根本信念とし、それに教育的知識と教育的技能とによる有爲有能が加はり、更に强健な身體と明朗の氣風とがこれを支へ動かすところに成立する。

今上天皇陛下長くも、教育者の修養の要諦を示し給ひ  
健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教  
育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

との勅語を下し賜はつた。教育者が上述の諸要件を體得し、その徳を以て子弟を薰陶感化することは、實に聖慮に副ひ奉る所以の道である。

## 第二章 被教育者の發達と教育の段階

被教育者の現在と將來教育が被教育者に對して適切でなければならぬことは、言ふまでもないが、適切といふ意義に關しては、進んで吟味すべき問題がある。被教育者の現在の要求や能力に合致するといふ現在尊重の立場も、その一であるが、被教育者の發達向上を助けるためには、彼等の將來を展望して適切な教育を施すといふ將來重視の立場も、認められねばならぬ。併し將來のみを考へて、現在を専らその準備に充て、準備のためには現在の要求を犠牲にするといふ準備説の立場に立てば、子弟の現在は常にそれ自身の價値を失ひ、日

現在尊重の立場

將來重視の立場

日刻々の生活を充實させることが顧みられず、速成培養的な不自然が強ひられて、早熟の結果を生じ、遂に所期の將來に於て眞に力強い人間とならせることが出来ぬであらう。一方又、將來への意向を全く忘れて、唯現在を現在として刹那的な要求のままに生活させるとしたなら、それは全然の無方針となり、單なる「甘やかし」となつて、現在を價値あらせることが出来ず、従つて眞に現在を尊重することにはならぬであらう。元來、現在と將來とを分けて考へるのが誤であつて、現在とは、常に過去を負ひ將來を含んだものであり、所謂「永遠の今」である。子弟はその時々々の現在に於て、將來の希望や覺悟を抱き、それによつて現在生活を規制してゐる。たとひ、さうした將來が意識的に展望せられない場合でも、彼等の現在の活動は、將來の發展に對して深い意義を帯びてゐる。故に「永遠の今」としての現在を尊重する立場に於ては、當然子弟自らに、若くは教師の念頭に、將來への意向

永遠の今

が内在するのである。他方に於て、將來を尊重する立場も、現在から離れた將來を望み、現在を犠牲にする將來を掲げてはならない。寧ろ、將來への意向が現在生活の中に現實化せられ、現在の一舉一動の意義が自ら將來に連るといふ姿に於て、將來が尊重せらるべきである。かくして、要するに、被教育者の現在と將來とを「永遠の今」に於て捉へ、それを充實させることが、教育の要諦である。

被教育者の心身の發達 上述の意味に於て子女の「永遠の今」を尊重するためには、彼等の心身の發達を見届けて、その時々々の特徴を捉へることが必要である。子女の心身の發達は、嬰兒期、幼兒期、兒童期、青年期に分けて、これを見ることが出来る。

嬰兒期の心身

一、嬰兒期 誕生後二年乃至三年は、嬰兒期と呼ばれる。この間には、生存のために直接必要な諸機能が發現し發達する。母乳その他の飲食物を取る榮養本能が中心欲求となり、寒暑その他の危害を避け

嬰兒期の教育

保護を求め本能も働く。感情もこれ等の本能に結合して、歡喜満足、悲哀、恐怖等の情緒が現れる。知的作用に於ては、先づ皮膚覺、味覺、嗅覺など、下等動物と共通の感覺が早く現れ、視覺、聽覺もそれに次いで發達する。滿一年前後までは感覺が主であるが、二年目頃から簡單な知覺や判斷が働き、その接する人や物を辨別するに至る。意志動作は大部分、反射運動及び衝動動作から成り、單純な身體運動を營み、殊に匍匐から歩行へと進歩する。休養と生長とのため最も多く眠るのも、この時期である。内的生活を表現する手段としては、初は表情や號泣や叫び聲を以てし、一年半頃から所謂兒童語を發し、三年目頃から通常の言語を習得し始める。右の各機能の發達は、腦髓の發達と關係が深く、腦髓の重量から見れば、滿三年間に、生後増加重量の三分の二以上を増加するのである。

嬰兒期の教育は、かくの如き發育を助成し、それに即した良習慣を

幼兒期の心身

養ふことを根本方針とすべきである。哺乳の回数、時間、分量等の調節、睡眠の度數と時間の統制、身體運動の助成、感覺、知覺、判斷、言語能力等の修練が、この時期の主な任務である。耽溺的な愛撫に流れることなく、理性的な愛を以て接し、保護を主としながらも漸次に強化して行くのが、嬰兒教育の要諦である。

二、幼兒期 滿三歳頃から滿八歳頃までは幼兒期である。先づ身體的方面の發育からいふと、乳齒が完成して固形物の攝取が容易となり、この期の終頃には漸次に永久齒と交代する。四肢の發育も著しく、その長さは軀幹の長さを超え、全身の釣合が次第に整ひ、運動が自由、確實になる。腦髓も嬰兒期に引續いて盛に發育し、滿八歳には生後増加の約九割に達する。かうした身體的發育に伴つて、心意上の特徴も現れて來る。嬰兒期の生活が、生存の直接目的に集注せられてゐたのに對して、幼兒期には、その他の各種の價值活動が生じて來

る。美しい玩具器物衣服等に關する美的活動、事物を比較し計量し因果的に推及することなどの理論的活動、親兄弟や遊び友達に對する親愛・協同・競争等の社會的活動などが、それである。これ等の價値活動は、まだ明瞭に分化せずして、綜合的に働き、例へば一個の玩具は美的對象であると同時に、知的及び社會的對象として取扱はれる。かうした價値活動に即して、それを果すに必要な感覺・知覺・想像・推理等の知的作用が進むが、特に想像力の發達は著しい。又感情も各種の情緒と結合して發現し、意志も前述の價値活動を貫く力として働くけれども、まだ概して衝動的であり、永續性に乏しい。

右の如き心身の活動が最も具體的に現れるものは、遊戯である。幼兒期の生活は、その全體が遊戯であるといつても過言でなく、學習や作業すら、彼等自身に取つては遊戯的に行はれる。その遊戯は主として魂なき事物、特に玩具を相手として行はれるのであるが、それ

## 幼兒期の遊戯

を魂のある如く想像して取扱ふ。換言すれば、幼兒は周圍のあらゆる事物を人間化し乃至は有情化する。従つて、彼等の世界は神話的であり、物語的であり、藝術的であつて、人類祖先の無邪氣な素朴な世界觀が、そこに反映してゐるやうに思はれる。遊戯の大部分が成人生活の摸倣から成立つてゐることでも判るやうに、この時期の主要特質は摸倣であつて、言語の修得や日常の生活様式への順應も、摸倣を根本條件として行はれる。

幼兒期の教育の要點は、遊戯や摸倣性を通じて心身の諸機能を練磨し、人間的な生活へ次第に導入することにある。事物の基本的・典型的な性質の理會、それ等を表現した單純・鮮明な玩具の提供、純正で美しい想像世界への誘導、正確で氣品ある言語の修練、日常生活の基本的様式への習熟等が、この時期の教育の主な任務である。

三、兒童期 滿八歳頃から滿十四歳頃までの所謂少年少女期を、兒童

## 幼兒期の教育

## 兒童期の心身

兒童期の遊戯及び作業

期といふ。身體的方面に於ては、永久齒は完成し、四肢體軀は活力に充ち、機敏を加へる。これと相俟つて、心意的方面に於ては、生存の直接目的以外の價值活動が益多く現れ、然も次第に分化して、一定の時間だけ同一方向の價值活動を繼續することが可能になる。綜合教育から分科教育に進むことの可能根據も、こゝにある。幼兒期の遊戯が、想像力を以て事物を有情化して行はれたのに對し、兒童期の遊戯は、現實的意識を以て事物を支配し、特に同僚との協同・競争等を好むやうになり、又それが一定の規約に従つて行はるべき競技や團體遊戯としても發達する。遊戯から作業の分化して來ることも、兒童期の主要特徴であつて、一定の目的を自覺し、計畫を立て、これを忍耐強く實行し、且その結果を反省するといふ作業過程を辿り得るやうになる。又それによつて、事物の性質や因果關係の認識が進められ、それに基づく技術的興味が盛に發動し、製作・實演等の活動を愛好

兒童期の教育

し、可なり精巧に行ひ得る。かくして、自らを圍繞する自然的社會的環境に順應し、親熟し、それが不如意のない郷土として、自己と一體に結合するのである。兒童期の到達點は、實に環境への順應を一先づ完成し、自らに於ては、兒童が兒童として一應完成することである。そしてこの人生の第一回の完成こそ、兒童期の教育の根本課題に外ならない。

青年期の心身

四、青年期 滿十四歳頃から滿二十歳頃までを、青年期とする。青年期の身體は、内的にも外的にも急激の變化を生ずる。特に筋骨・容貌・皮膚・音聲等の上に男女の性的差別が現れ、男子は力を加へ、女子は美を増すが、一般の特徴である。かうした身體的發達に伴つて、心意的にも、人生の第二回の誕生と言はれるほどの著しい特徴が現れる。その一は、己れ自らを見出さうとする動き、即ち自我の自覺・發見である。兒童は大體、行の中に没頭するもので、働く自我と働かれる相手

自我の發見

生活の連續性

との別が明かでなく、言はゞ主客未分の姿であるが、青年は、内なる自我への反省によつて、主觀と客觀との別れを體驗し始める。そして可なりの自己反省と、大きな感受性とが、その徵候として現れる。その二は、連續的な働きの進むことである。兒童期にあつては、概して享樂から享樂へ、興味から興味へと移り行くだけであつて、全體に亘つて働くとか、一事に集中して進むとかいふことが乏しかつたが、今は連續的な働きの現れて來るのである。例へば日記を書くが如きは、その一の表現である。従つて、回顧するとか、憧憬するとかの連續性も著しくなつて來る。無論、過去を振り返るよりは、前途へ突き進む方が主であつて、彼等がこゝに青年に適はしい強い理想をば心の奥深く描くのは、特に注目すべき點である。その三は、諸種の生活價値の領域へ進み入ることである。これまでは、諸種の價値が未分の全體として體驗せられ、多くの文化財は概ね受動的、摸倣的に擱まれ

諸種の生活價値  
領域への進入

たので、言はゞ、兒童がそれに生活したのであつて、それを創造したのではない。然るに青年は、それぞれの文化領域に對して固有の體驗、理會をなし、自分の藝術創造もすれば、特有の認識活動も始め、自己の社會的陶冶もすれば、自分の世界觀をも造る。勿論それは、彼等が見出した文化財を取扱ふ芽生えであつて、創造が彼等に可能になり出したといふに過ぎない。然も、かく目ざめ出した彼等の瞳の前には、諸種の價値が恰も、走馬燈の如くに去來するから、彼等は此を追ひ彼に憧れ、技術的のことがその心を惹くかと思ふまに、理論的のことが彼を誘ひ、更に社會的のことが、經濟的のことが、宗教的のことが、色々に移り行つて、動搖の波をその自我の中に沸き立たせるのである。

かく同じ自我が動搖の波を湛へるところに、人間發達途上の深い意義が潛むのであつて、即ち自然が青年に對し、將來成人となるべき選擇の資料として、かくも多様な方面を與へて、あらゆる態度と活動

青年期の教育

とを、或程度まで彼等に自ら實驗させ攻究させるのである。これを他方から見れば、眞摯な人間生活の問題が、こゝに始めて彼等に提供せられたのであつて、彼等が自己の心意構造に適する價值を求めて、今後進むべき方向を定め、かくて身を立て世に處するに至るからである。かうした青年期は、主として中學校、女學校、高等專門學校の生徒に當るのであるが、小學校の高學年生は、既にこの時期に入つてゐるのであるから、吾等はこれを篤と見届けて、適切にそれを導き、彼等自らに適する方針を定めることを助けるべきである。

教育段階論

**教育の段階** 被教育者の心身の發達に應じて教育の時期を分ち、各時期に於ける教育の目的及び方法を考究するのが、教育の段階論である。教育の段階については、民族が種々の經驗をなした結果として生じた考が、古くから東洋にも西洋にも存し、學者がこれに考慮を加へて、一定の段階を立てたものも少なくない。勿論、民族の相違と

習俗の如何とによつて若干異同があるけれども、大體に於て、六七年づゝを含んだ三四の段階に分けられてゐる。最近の學者間には、これを基礎的陶冶と、専門的職業的陶冶と、高次の一般的陶冶との三段階に分けるものが多い。

基礎的陶冶の任務

専門的陶冶の任務

**一、基礎的陶冶** 基礎的陶冶とは、心身の發達がまだ特定の生活形式即ち特定の個性乃至職業に固定せぬ時期に對應する教育であつて、將來の如何なる生活形式にも共通に必要な基本的教育を得させることが、その任務である。世上で普通教育又は一般的陶冶と呼んでゐるのは、これであつて、家庭教育、幼稚園の保育、小學校教育、中學校、女學校の教育は、これに相當する。

**二、専門的陶冶** 専門的陶冶とは、特定の生活形式を形成するための教育であつて、人生に於ける特定の職分に向つての教養と本質を同じくするものであるから、職業的陶冶と一致する。青年期に於て、初

に動搖不定であつた心意情態が、やがて次第に特定の生活領域に向つて集中し、固定して行く傾向を生ずる時、そこに専門的職業的陶冶が行はれるのである。中等又は高等の専門學校や大學の各分科で行ふ教育は、主としてこれを任務とし、青年學校の教育や成人教育に於ても亦これを目ざし、且實社會で職業に従事しつゝある者は、不斷にこの専門的職業的陶冶を受けてゐるわけである。

三、高次の一般的陶冶。高次の一般的陶冶とは、専門的職業的陶冶を行ひながら、同時にそれを超えた國民一般としての教養を、廣く高く與へることを任務とする。専門的職業的陶冶は、人をして特殊の文化領域・生活形式に没入せしめ、その心意構造を求心的に集中せしめるものであるが、人は自己が没入する特定領域の外に、廣く世界・人生のあらゆる領域に接觸しようとする要求を有し、求心的に集中して行く反面に遠心的に自己の心意を擴大しようとする希望を抱いて

高次の一般的陶冶の任務

ゐる。然もこの要求は、職分を放棄し個性を没却する所以ではなく、却つて自己の職分をば、廣大な文化的社會的關聯の一關節として、よりよく理會し、自己の個性をば、豊富な世界・人生の意味を背景として、益、鮮明に自覺し育成して行く所以である。かくの如き高次の一般的陶冶は、専門學校や大學に於ても、職業的陶冶と併せて常に顧慮すべきところであり、又實社會の職業に就いてゐる者も、あらゆる社會教育施設を通じて、かゝる教養を身につけることを心掛けねばならぬのである。



## 第四篇 養護

### 第一章 養護の任務

目的と方法

教育方法の三方面一般に方法とは、目的を達成するための一切の営みであるが、教育の目的を達成するために行はれる一切の営みが、教育の方法である。教育の方法を分つて、養護・教授・訓育の三方面とする。本篇に於ては先づ養護を明かにしよう。

輓近の社會情勢と養護

養護の意義 養護とは、身體を養育し保護する義であるが、それは全身を健康強壯にし、諸器官を機敏堪能にすることを任務とする。國民としても個人としても、身體の強健有爲なことが、如何に重要であるかは更めて説くまでもなく、近時に於ける生活文化の急激な進歩は、愈々これを痛感させるばかりである。殊に我が國民の體位は毫も

心身相關の理と養護

教育の目的と養護

樂觀を許さざるのみか、體質及び疾病の種類等から見ると、寧ろ寒心に堪へざるものがあり、今や朝野力を協せて國民保健の策を講じてゐるのである。加ふるに學理上に於ては、心身相關の理が明かとなつて、知能の啓發、道德の實踐も、大いに身體の情態によることが確められ、教育上、養護の重要性は益々強調せられねばならぬ。従つて養護の目ざす身體は、單なる肉體としての身體でなく、心意に活力を提供し、精神の忠僕となり、全人格を完全有爲ならしめる必須條件としての身體である。かくして養護は、その當面の任務の達成を通じて、教育そのもの、全體的目的に連なる。

小學校に於ける養護の企圖 小學校令第一條に示された「兒童身體ノ發達ニ留意」することは、小學校に於ける養護の企圖であつて、その仕事は、自然の生長發育を助けて、兒童の健康を進め、身體各部の機能を全からしめると同時に、全身を強健にするにある。

保護の必要

保護 兒童の身體は、正に生長の過程にあつて、その發育は一日も凝滞することなく、然も外部の障礙に對する抵抗力に至つては、猶微弱で、決して成人の如く強大なものではない。それ故に教育は、先づ兒童身體の生育を促進するものを與へ、又これを阻害するものを除き、そしてその自然の發育を護らなければならぬ。これ保護の必要なのである。

鍛鍊の必要

鍛鍊 然し、消極的の保護ばかりでは、到底、強健な身體は造られない。教育は、子弟を育成し、他日劇甚な生存競争に堪へて、國家に貢獻し、一旦緩急あれば、義勇公に奉ずることの出来る剛健強壯な國民を造らねばならぬから、獨り消極的の保護に甘んずべきでなく、更に積極的に身體の強健を増進する途をも講じなければならぬ。即ち鍛鍊の必要な所以である。

養護の任務の要約 これを要するに、小學校に於ける養護は、保護と

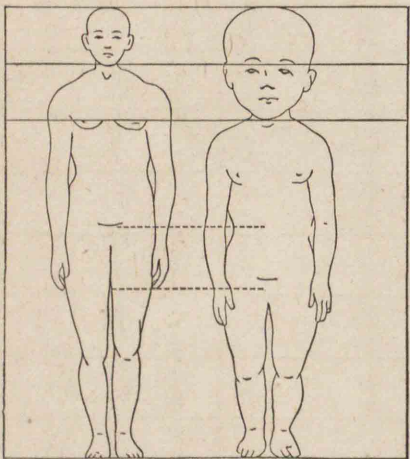
鍛鍊との兩任務を有するもので、その企圖とするところは、兒童の強健な身體を造るにある。

第二章 身體の發育

兒童の身體 養護を行ふには、身體の發育情況を明かにしなければならぬ。子供は、成人を小さくしたものではない。その身體に於ける各部の釣合も、筋骨の成分も、成人

に比べると著しい違ひがある。初生兒は、頭が大きくて顔は短く、胸が高く腹が大きくて脚は短く、これをそのまま擴大すると、上圖に示した如く、寧ろ一種の畸形を呈するのである。

初生兒と成人との身體の比較

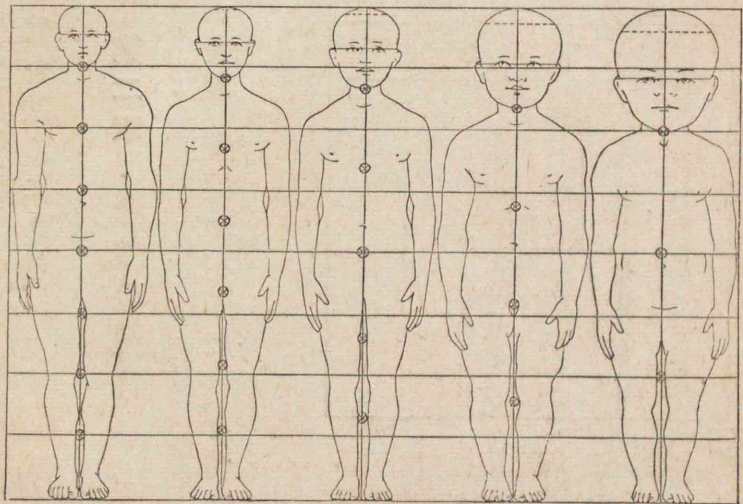


日本人初生兒の  
身體

成人に對する發  
育の割合

身體發育の比例比較圖

初生兒 二歲 六歲 十歲 十二歲



三の發育を遂げなければならぬ。

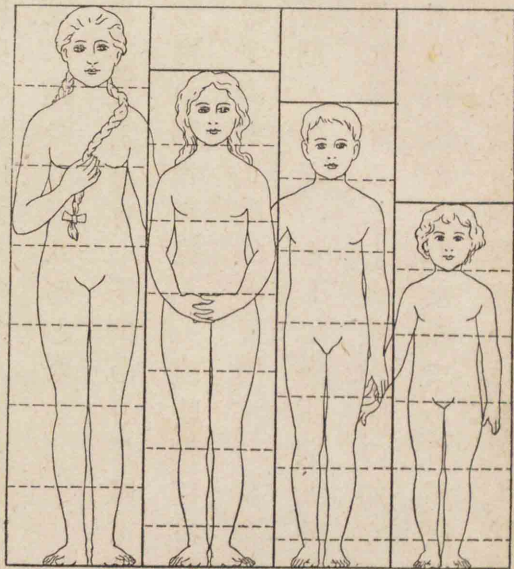
即ち身體發育の割合は、その各部  
身體發育の概況 専門家の調  
査によれば、月満ちて生れた日  
本人の初生兒は、身長一尺四五  
寸、體重七八百匁内外で、頭の高  
さは身長約四分の一、上肢と  
下肢とはほぼ同長で、頭の高さ  
の約一倍半、軀幹の長さは頭の  
高さの約一倍三分の二の割合  
である。それが健全に發育し  
た成人となるには、頭は二倍、軀  
幹は三倍、上肢は四倍、下肢は五  
倍、そして全身長は三倍五分の

の間に著しい相違があるのであつて、前頁の圖はそれを示したものである。これは外形上の變化であるが、同時に身體の内部も亦頗る變はるものである。例へば骨の如きも、初は軟骨であつて、それから次第に化骨するのであるし、又身體に含まれてゐる水分の量の如きも、胎兒の始は九七%であるが、誕生の頃は七四%に減り、成人になると更に減つて五八%となる。

身長・體重の發育 子供の身長・體重は、年齢により又季節によつて、その發育の割合が違ふ。或時期には體重が比較的多く殖え、他の時期には身長が比較的多く増すのである。前者を充實期と稱し、後者を伸長期と呼ぶ。そして充實期と伸長期とが交代して起つて遂に成熟期に達すること、大體左圖の如くである。これは、年齢による身體發育の情況を示したのであるが、更に季節について見ると、總じて夏は、身長發育が著しいけれども、體重の増加はさまで大きくない。

年齢に於ける充  
實と伸長

體身の童兒るけに期各



第一充實期 一歳から四歳まで	第一伸長期 五歳から七歳まで	第二充實期 八歳から十歳まで	第二伸長期 十一歳から十五歳まで
-------------------	-------------------	-------------------	---------------------

これに反して、秋から冬にかけては、體重の増加は盛であるが、身長は發育が比較的遅い。即ち、身體の伸長と充實とは、一年の

間にあつても亦、交代して起るものである。

我が國民の體位 我が國民は身體上、世界の他の國民と比べて、如何なる地位にあるか。身長について、人類學者の調査を見ると、スコットランド人(一七四・六糎)を第一位として、北米合衆國人(一七一・八糎)が

人口の自然増加率

第五位、ドイツ人(一六七・七糎)が第十一位、フランス人(一六四・六糎)が第十四位であつて、我が日本人(一五九・〇—一五八・五糎)は、頗る短小なものに屬する。體重についても亦、ほゞ同様の地位にある。勿論、身長や體重の大小を以て、直に身體の優劣を卜するわけには行かぬけれども、併し身長體重は、體力の一面を表すものと言はねばならぬ。

人口動態から見た體位 出生の率から見ると、世界の諸國民中、我が國と伯仲するものは、ルーマニアとチリとだけであつて、その他には、人口の自然増加率に於て我が國に及ぶものは無いのである。下表は、この

表較比加増然自・亡死・生出るす對に人口千人

局計統閣内 編述記計統態動人口年九和昭

イ			スリギイ			本			別國	
然自	亡死	生出	然自	亡死	生出	然自	亡死	生出	次	年
7.9	11.7	19.5	6.4		18.3	15.59	19.18	34.77	(1926)	年元和昭
6.4	12.0	18.4	4.6		17.1	13.80	19.80	33.61	(1927)	年2
7.0	11.6	18.6	5.3	11.9	17.2	14.47	19.91	34.38	(1928)	年3
5.3	12.6	17.9	3.0	11.6	16.7	12.96	20.04	33.00	(1929)	年4
6.5	11.1	17.5	5.1	11.7	16.8	14.19	18.17	32.35	(1930)	年5
4.7	11.2	16.0	3.8	12.5	16.3	13.19	18.98	32.17	(1931)	年6
4.3	10.8	15.1	3.5	12.3	15.8	15.20	17.73	32.92	(1932)	年7
3.5	11.2	14.7	2.4	12.5	14.9	13.79	17.76	31.55	(1933)	年8
7.1	10.9	18.0	3.3	12.0	15.2	11.86	18.11	29.97	(1934)	年9

府県別出生・死亡・及び自然増加率

(昭和九年) (人口千に付)

出生		死亡		出生死亡の差増	
	0 10 20 30 40		0 10 20		0 10 20
青森	41.31	石川	26.28	青森	20.56
秋田	38.37	福井	25.69	宮城	19.68
岩手	38.24	富山	24.42	秋田	18.70
宮城	36.70	滋賀	21.45	岩手	17.85
山形	35.15	岐阜	21.36	北海道	17.35
福島	34.32	島根	21.15	福島	16.26
北海道	34.22	奈良	20.94	静岡	16.07
静岡県	33.57	新潟	20.84	宮崎	15.82
岐阜	33.23	青森	20.74	山形	15.62
富山	33.19	大分	20.54	栃木	15.06
栃木	33.17	徳島	20.51	山梨	14.48
新潟	33.04	岩手	20.39	群馬	14.03
群馬	32.14	三重	20.30	鹿児島	13.97
宮崎	31.98	埼玉	19.77	長崎	12.87
徳島	31.81	秋田	19.61	茨城	12.79
埼玉	31.68	山形	19.55	長野	12.42
茨城	31.58	佐賀	19.52	愛媛	12.34
大分	31.53	千葉	19.38	新潟	12.20
佐賀	31.52	愛知	19.37	新橋	12.07
山梨	31.09	香川	19.36	佐賀	11.99
鹿児島	31.09	鳥取	19.04	埼玉	11.91
愛知	31.08	茨城	18.79	埼玉	11.88
千葉	30.95	山口	18.69	全国	11.86
三重	30.42	岡山	18.62	愛知	11.71
愛媛	30.40	廣島	18.12	神奈川	11.57
石川	30.37	群馬	18.11	東京	11.43
長崎	30.37	栃木	18.10	徳島	11.30
福井	30.35	福島	18.06	福島	11.11
福島	30.09	愛媛	18.06	大分	11.99
全国	29.97	熊本	18.03	沖繩	10.47
島根	29.50	高知	17.59	香川	9.75
香川	29.17	静岡	17.50	和歌山	9.28
長野	28.74	長崎	17.50	廣島	9.17
奈良	28.61	兵庫	17.45	兵庫	9.02
福岡	28.56	徳島	17.45	富山	8.77
滋賀	28.47	和歌山	17.41	鳥取	8.62
鳥取	27.66	京都	17.33	山口	8.60
神奈川	27.41	鹿児島	17.12	高島	8.50
廣島	27.29	山口	17.07	高島	8.35
山口	27.29	北海道	16.90	大阪	7.77
和歌山	26.68	山梨	16.61	奈良	7.67
兵庫	26.47	大分	16.39	岡山	7.38
沖繩	26.11	長野	16.32	京都	7.30
高知	26.09	宮崎	16.16	滋賀	7.02
岡山	26.00	神奈川	15.98	福井	4.65
東京	25.08	沖繩	15.64	石川	4.09
京都	24.63	東京	13.69		
大阪	24.10				

乳児死亡率と死亡原因

點に關して我が國とイギリス・ドイツ兩國との有様を比較したものである。併し、我が國に於ける府県別出生・死亡及び自然増加率比較表を見ると、その死亡率の中で乳兒(一歳未満)のそれが甚だ高く、その全國平均が一・二五%であり、就中、石川・富山・福井の諸縣が最も高い。又その死亡原因を見ると、全國を通じて、先天性弱質(一歳未満)が二六・九%、下痢及び腸炎(二歳未満)が一八・〇%といふ高率を示してゐるのである。これらの諸點は、國民體位の向上を圖る上に深甚の注意を拂はねばならぬところである。尤も出生・死亡及び自然増加の率は、年々

平均餘命表

年	昭和二年調査		昭和九年調査	
	男	女	男	女
一〇	四三・五	四三・三	四三・八	四三・四
九	五二・六	五二・四	五二・七	五二・〇
八	五九・七	五九・五	五九・五	五九・七
七	五九・三	五九・三	五九・四	五九・九
六	五九・三	五九・六	五九・三	五九・九
五	五九・七	五九・八	五九・三	五九・〇
四	五九・四	五九・五	五九・八	五九・七
三	五〇・三	五〇・九	五〇・四	五〇・六
二	五〇・四	五〇・九	五〇・九	五〇・六
一	四八・三	四八・三	四八・七	四八・八
〇	四八・六	四八・三	四八・七	四八・三
九	四八・八	四八・五	四八・九	四八・八
八	四八・九	四八・九	四八・九	四八・八
七	四八・九	四八・七	四八・七	四八・三
六	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
五	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
四	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
三	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
二	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
一	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三
〇	四八・七	四八・七	四八・七	四八・三

平均餘命

多少變化するのであつて、例へば、こゝに掲げた表は昭和九年度のものであるが、これを昭和二年度のそれと比較すると、自然増加率が若干減少してゐるのである。然るに平均餘命の比較を見ると、男子についても女子についても、大體に於て増加してゐるのである。平均餘命とは、或年齢に於て、國民がそれ以上に平均に生き延び得る年齢をいふ。これらを併せ考へてみると、我が國民の體位は、部分的には缺陷があつても、全體としては向上を示してゐるわけである。

全國學校兒童生徒身體發育の實況

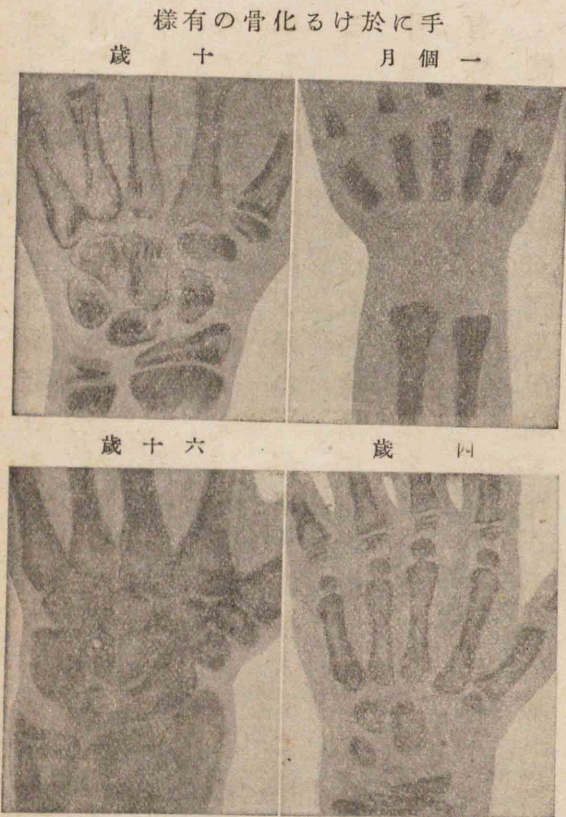
學校兒童生徒學生の身體發育 大正元年から昭和七年まで、二十一箇年間の統計を通覽するに、全國學校兒童生徒學生の體格は、身長體重及び胸圍共に、男女何れも増加してゐるのである。殊に、女子の増加率は男子よりも著しく、例へば、身長は大正七・八・九年の三年に平均二糎を増し、同十三・四・五年の三年に四乃至五糎を加へてゐるし、體重は大正十三・四・五年に於て二・六―三・五疋を増加し、胸圍は同十三年以降

體質及び疾病の種類

に於て二・一―二・九種を増加してゐる。こゝにも亦、國民體位は向上してゐることが判る。

併しながら、こゝに私たちの大いに考へなければならぬ問題がある。それは、數字的統計の上に現れてゐる體格や體位が、かくの如く漸次向上の一路を辿つてゐるに拘らず、體質及び疾病の種類にまで立入つて調査すると、甚だ憂慮すべきものがあるとは、壯丁の徵兵検査並びに學校衛生關係方面の共に示すところであつて、健康國難の聲さへ、今は朝野の間に喧しく、最近、國民體位の向上と生産力の擴張とを圖るところの中央行政機關として、新に一省の設立を見るに至つたのである。精神氣力も大切ではあるが、最後まで堪へ得るものは、何といつても體力だからである。況んや、今後益、重要性を加へる時局を擔當して、躍進日本の大使命を遂行せざるべからざる我等の年少國民たるに於てをやである。

腦髓の發育



各部機關の發育 兒童身體の發育は、年齢季節によつて違ふのみならず、身體の部分によつても同じくない。筋肉の如く、初生から成熟に至る間に於て、その重量が實に四十八倍に達する部分もあれば、又眼球の如く、二倍にも達しない部分もある。そしてその完成する時期についても亦甚だ區々である。

先づ心意の働きに最も密接な關係のある腦髓は、その容積重量共に七八歳でほぼ完成に近づくが、その組織に至つては、兒童期を

骨格の發育

通じて絶えず發育を續けるのである。殊に兒童の頭蓋骨は、まだ堅固でないから、十分の注意が要り、神經も亦猶纖弱で抵抗力が薄い。次に骨格は、先づ軟骨でその形を整へ、それから次第に化骨するもので、生後一箇月でほぼ完成するが、骨の上下兩端は軟骨のまゝで残り、その内部にある骨の核が漸次に増大して、徐々に化骨するのである。前頁の圖は、人の生活に重大な關係のある手の骨について、その骨端が化骨して行く情態を示したもので、年齢と共にその進み行く有様が判る。

四肢の發育

健康な嬰兒が、誕生後間もなく手足を動かし、やがて匍匐、掌握等の行動を始め、遂には直立歩行をも學ぶやうになるのは、骨格に伴つて筋肉が次第に發育するからである。けれども、膝と腿との關節がまだ屈節してゐるから、幼兒の歩く姿は走るに似てゐる。七歳以後になると、四肢の筋肉が大いに發育して、盛に運動を試みる。七つ八つ

感官の發育

の憎まれ兒」とはこれを言つたものである。十歳頃からは、脚部の伸長は著しいが、胴部の生長がこれに伴はず、又骨格の割合に内臓その他筋肉の發育が後れてゐるため、作業に對する持續力がまだ不十分で、その上疲勞も亦早い。但し少女にあつては、十一二歳頃から、四肢の發育が急速の度を加へ、身長も體重も優に少年を凌ぐのである。併し、やがて段々とその差を少なくして來て、遂には少年に及ばないやうになる。

眼・耳・鼻・口腔・皮膚等の感官は、通例、幼兒に於て既に完成してゐる。殊に皮膚覺の如きは、成人に比べて一層鋭敏なのが常である。併し中には、眼・耳等の感覺の不十分な者や、故障のある者もあり、又皮膚そのものは、兒童にあつては一般に弱いから、これ等に對しては早くから注意を加へなければならぬ。

内臓の發育

嬰兒は、生後一年の間は専ら哺乳によつて榮養を取るもので、消化

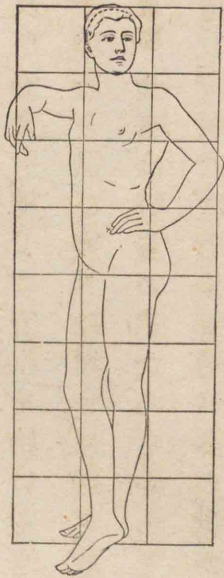


と排泄とがその主な働きであるが、五六歳になつても、頭と共に腹の大きいのが子供の特色で、漢字の子といふ字は、元來この形を象つたものである。そして、その腹の大きいのは、榮養を十分に取ることの必要を物語つてゐる。その他、兒童は概して成人に比べて脈搏が迅く、呼吸の數も多く、總じて心臓、肺臟等の發育は、運動系統に較べると稍後れるものである。

發育の調和と生活力の増進

身體の發育と生活力 身體各部の發育は、生活力の増進と密接な關係がある。兒童は、七八歳頃から身體の働きが盛となるけれども、前にも述べた通り、外部の障礙に對する抵抗力がまだ弱く、持續力も少ないのである。釣合の取れた成人の身體が、活動に適し健康に協つた構造だとすれば、これと違つたところの多い兒童の身體が、活動上健康上まだ不十分であることは想像に難くはない。兒童が成人に比

下圖の説明  
これは十八歳の男子である



模範體格の例一

模範體格

べて疾病に罹り易いのは、身體の釣合が缺けてゐるからでもある。それ故、榮養と運動とを最も適當にして、身長・體重・並びに各部機關の發育に、成るべく調和を保たせることは、兒童の健康を増し、機能を進め、生活力を盛ならせる上に極めて大切なことである。近時模範體格の研究が起つて、身體の理想的發達の企が盛となつて來たのも、そのためである。

第三章 養護の方法

養護は、身體諸機能の全部に亘らねばならない。今その主なものについて、これが手段を述べよう。

睡眠 諺にも「眠る兒は育つ」といひ、臺灣の子守唄にも「一晚寝れば一

睡眠上の注意

寸太る」といふ句がある如く、睡眠は心身の發達と活動とに缺くべからざるものであるが、兒童の學校生活が始まると、早起昇校のため、睡眠時間が妨げられる虞もある。故に、小學校の始業時刻は、決して早きに失してはならぬ。睡眠の時間は、年齢や季節の相違等によつて、長短の差があるけれども、總じて疲勞を恢復させて新勢力を得させるには、睡眠に越したものが無いのであるから、安眠を妨げないことは、兒童の養護に極めて重要である。就寢の前には、興奮性の讀物、娛樂及び過食等、總じて安眠を妨げるものを避け、又寢所は成るべく靜肅な場所を選び、寢具は厚きに過ぎ或は薄きに失してはならぬ。

食事 食事は榮養の基であるから、その大切なのは言を俟たない。

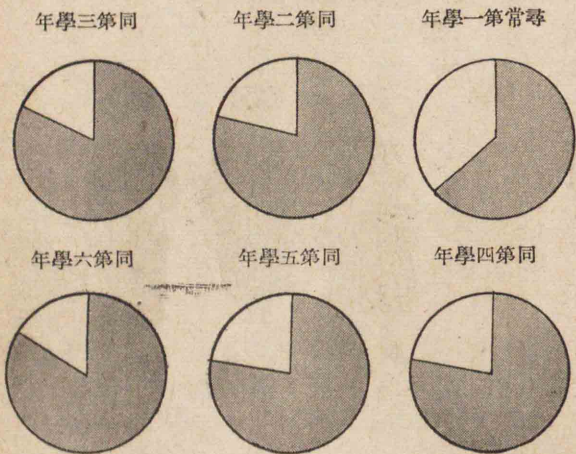
兒童の疾病には消化器病が多く、我が國兒童の死亡原因に於て、下痢及び腸炎が第二位を占めてゐるのを見ても、その重要なことが判る。これについて特に注意すべきは、<sup>一</sup>その時刻を守ること、<sup>二</sup>急いで食

食事上の注意

齒の衛生

下圖の説明  
 黒は蟲齒になつてゐる者  
 白は蟲齒になつてゐない者

齒蟲の齒白けるに於て兒童校學小



事をせず、咀嚼を十分にすること、<sup>三</sup>適度の食料を選び、甚だしい刺激性の飲食物を避けること等である。榮養は十分に取らせなければならぬけれども、過食は屢、疾病の原因となるもので、腹八合に醫者要らず。の俚語も、一面の眞理を含んでゐる。又食事の前には手を洗ふなど、總て清潔を尙ばせるのは最も望ましいことである。

尙こゝに注意すべきは齒の衛生である。東京市の兒童について調べた結果を見ると、蟲齒の一本も無い者は、百人中で、幼稚園幼兒では僅に八人、小學校兒童では僅に十三人しかないのである。又白齒即ち滿六歳頃に生え

下圖の説明  
 イは明治十六年頃  
 ロは同二十七八年頃  
 ハは同三十二三年頃  
 ニは同三十六七  
 ホは大正三年頃  
 ヘは大正十三四年頃  
 トは昭和四五年以後

兒童服裝の變遷



る永久齒で、最も大切な齒について、小學校兒童の頃から、それが既に齒齒になつてゐる者の割合を取つた結果は、前頁の圖に示した通りである。これ等を見ると齒の衛生に注意する

衣服上の注意

ことは、特に大切である。

呼吸上の注意

衣服兒童の衣服は、容儀の上からも考へられるが、主として體育上の要求に合ふものでなければならぬ。即ち、成るべく緩やかにし、輕便にして、運動が自由に出来るやうにし、且日光空氣の接觸を多くすべきである。従つて、袖は成るべく筒袖となし、襟元は出来る限り廣くし、帶は必ず肋骨下に位させ、且決して強く締めてはならぬ。紐や靴下留も餘り強く縛らぬがよい。前頁に圖示した如く、我が國兒童の服裝が近年段々と輕便なものとなつて來たのは、實に悦ばしい進歩である。又幼兒は抵抗力がまだ弱いから、特に保温の必要もあるけれど、年齢の長ずるに従つて、漸次に薄着に慣れさせるがよい。

呼吸空氣は生活の第一の要件であるから、呼吸器の養護も亦極めて重要である。殊に我が國には呼吸器患者の數が非常に多く、兒童の死亡原因中その第一位を占めるものは、實に肺炎及び氣管枝炎

呼吸運動

である。呼吸器に對する養護の最も大切なことを知るべきである。それ故、室内及び運動場の空氣は常に清新ならせ、塵埃又は有毒の瓦斯は、成るべくこれを避けねばならぬ。又特に呼吸運動を行はせることも必要である。從來、學校に於ける體操遊戯及び競技は、筋肉及び關節に關する運動がその大部分を占め、呼吸に關する運動は少なかつたが、近時大にその必要を感じ、休憩時間には、兒童を新鮮な空氣中に出し、呼吸運動を勵行させることが盛となつたのは、喜ばしい。

姿勢上の注意

姿勢課業の際は固より、萬事につけて適當な姿勢を保たせることが、極めて必要である。即ち、机、腰掛等が必ず身體發育の程度に適合すべきは勿論、兒童の姿勢には、直立の際にも、着座の際にも、將又歩行の際にも注意を加へねばならぬ。蓋し、姿勢が正しくないと、體格の完全な發育を阻害するのみならず、呼吸及び血液の循環を妨げ、延いて腦髓及び筋肉の疲勞を早からせ、往々疾病の原因となることも少

感官上の注意

なくないからである。

感官知識の門戸たる眼、耳、鼻等は、適正の練磨を要するが、過度の刺激はこれを避くべきである。書寫の際は、眼と字との間に約一尺の距離を保たせることが必要である。黄昏又は不十分な燈火の下で、讀書寫字、裁縫、手藝等をさせるのは、屢、近視眼の誘因となる。眼、耳、鼻、口腔、齒牙は常に清潔に保ち、その疾病、障碍等は成るべく早く注意を與へて、適當な療養を加へさせるべきである。又沐浴によつて皮膚を清潔にすべきは勿論、冷水摩擦は身體に效が多いから、年齢の相當に長じた兒童には、これが勵行を奨めるがよい。諸病の誘因たる感冒の如きは、皮膚の孱弱によることが多いのであるから、皮膚の鍛錬は兒童の養護上大切である。水泳は筋肉を練磨し、皮膚を強健にし、且兒童の趣味にも適するから、その適度の練習は頗る望ましい。

運動運動は、筋骨を強健にするだけでなく、常に消化と循環とを助

冷水摩擦

水泳

運動上の注意

けて、新陳代謝の機能を盛にするから、その大切なのは言ふまでもない。殊に發育の極めて旺盛な兒童期に於ては、養護上必須のものである。これについて注意すべき點は數々あるが、特に大切なのは、「一

年齢に適した運動

年齢	性別	目種	運動	
			單簡	雜複
七	男	入球平源・取旗等遊鬼	單簡	雜複
八	男	ル・ボ球・ア・リド等跳蛙爭鏡脚片	單簡	雜複
九	男	等池・旗・丸・日	戲遊	歌唱
十	男	進行字十等トッア二ミ	戲遊	進行
十一	男	走離距短	技走	
十二	男	走離距中		
十三	男	走離距長		
十四	男	跳高	技跳	
十五	男	跳幅		
十六	男	投丸砲	投技	
十七	男	投盤團		
十八	男	投槍		
十九	男	ル・ボ球・ボクシング等	單簡	球技
二十	男	レ・ボ球・ボクシング等	雜複	球技

身體各部の調和的發達を圖ること、二、年齢發育に相應する運動を適度に課すること、であり、或部局に偏した運動のみを課したり、運動が過度に流れたりするの

作業上の注意

は、何れも却つて有害である。前頁の圖は、前章に述べた兒童身體に基づき、年齢に適した運動の種目を、一表に示したものである。

作業課業は勿論、一般に學校に於ける作業には、養護上多大の注意を要する。總じて兒童に課すべき作業は、疲労を來させない程度に止めねばならぬ。即ち、作業時間と休憩時間との適當な調節には、絶えず細心の考慮を要する。疲労問題は教育上重要な問題で、殊に課業過重の弊は、斷じてこれを避けなければならぬ。又家庭に於ける復習・豫習及び宿題等は、往々睡眠時間の減殺と、運動・遊戯の不足とを來し、過度の疲労を生じさせ易いものであるから、その分量程度について、特に考慮を加へて、適正の方法を取るべきである。

休息休息の大切なのは、毫も運動の大切なのに譲らない。休息は、運動と並んで身體發達に缺くべからざる二大條件である。それ故、休憩時間には、眞に休憩の意義を發揮させることが必要である。日

休息上の注意

曜日、夏冬に於ける休暇、その他の休業日に、兒童に適當の運動、遊戲をさせて、慰安を取らせるのは、最も望ましいことであるが、過度の運動によつて餘りに疲勞を感じさせてはならぬ。

養護上特に注意すべき要項

- 一、身體検査の結果は、兒童は勿論家庭にも直にこれを通知し、十分有効にその利用を圖らねばならぬ。
- 二、身體發育の標準並びに異常を示せる表、圖等を適宜の場所に掲げ、兒童をして、便宜己が身體の情態と照合させるがよい。
- 三、家庭に於ても、成るべくは、毎月一回兒童の身體を検し、特に脊椎の彎曲、肩、腰、肋骨等に於ける左右不均等の有無を吟味するやう奨めるがよい。
- 四、低學年に於ける授業時數は、遞次増加の方法を採るべきである。

五、食後は、直に激動をさせることを避け、暫時愉快な談笑をした後、自由の遊戲、競技に移らせるがよい。

六、日曜日その他の休日を養護上有効に利用させるため、特に考慮を加へて適當の方法を指導すべきである。

七、身體薄弱な兒童に對しては、事情の許す範圍に於て、林間學校、戶外學校、開窓教室その他類似の施設を講ずるがよい。

八、長期の休業時に際しては、事情の許す限り、他の教化團體等と協力して、休暇聚落、臨海保養等を行ふのは最も望ましいことである。國民心身鍛鍊運動の如きには、奮つて参加させるべきである。

九、遠足、登山、水泳、漕艇、氷滑等を盛に行ひ、又兒童の年齢發育に應じて、各種の遊戲、競技、ラヂオ體操、武術、基本運動等を奨励すべきである。

- 一〇、競技の種目・繼續時間及び競走の距離等に關しては、兒童の年齢發育に適應する標準を定めて、これを指導すべきである。
- 一一、修身理科・體操等適宜の科目に於て、公衆衛生並びに個人衛生に關する切實卑近の知識を授け、且これが實行を督勵すべきである。
- 一二、教師は、常に生理・衛生に關する知識を修養し、又絶えず家庭にも育兒・保健に關する事項を周知させる方途を講ずるがよい。

## 第五篇 教授

### 第一章 教授の任務

教授の重要性

教授の意義 教授は教育の重要な仕事の一つである。前篇に述べた如く、廣義の教育は自然にも行はれるものであるが、人生は短く、然も學習しなければならぬ事項が非常に多い。そこで狹義の教育に於ては、教育の目的を有効に到達するため、兒童の年齢・性能・境遇に適當する事項を選んでこれを提供し、教師がその學習を指導するのであつて、それが即ち教授である。

小學校に於ける教授の企圖 小學校令第一條に示された「生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」ことは、小學校に於ける教授の直接に擔當するところである。併し教育の目的たる人格の育成は、知能の

啓發だけでは達せられないから、教授は情意の涵養をも圖らねばならぬ。即ち、道德教育及國民教育ノ基礎を養ふことも亦、小學校に於ける教授の大切な企圖である。

**教授と指導** 兒童には、自然に恵まれた伸びて行かうとする力があり、又文化の實とも言ふべき種々の事項を知り學ぼうとする働きもある。そしてそれ等の事項の價值を理會し、或はこれを體驗し、或はこれを創造するのであつて、これが即ち陶冶である。この陶冶を有効に遂げさせるために教師が兒童を指導するのが、取りも直さず教授の仕事である。

**教師と兒童と教授事項** それ故に、教授は、教師と兒童とそして教授事項との間に働く作用で、これを譬へていへば、恰も交響樂の如きものである。教師はその指揮者であり、兒童はその演奏者であり、そして教授事項は實に數々の樂器に似てゐる。交響樂の指揮者は自ら

陶冶

教授に於ける教師兒童及び教授事項の相互關係

樂器を奏しないが、あらゆる働きを以て演奏者を指導する。演奏者は一心不亂に樂器を彈奏するが、それは緩急宜しきを得た指揮の下に、よく調律に合するのであり、又樂器は調律に協つた彈奏によつて、始めて妙音を發して互に相交響するのである。教授の仕事も亦これと異ならない。教師の働きは、適切な指導を以て要領とし、兒童の働きは、全我を込めた學習を以て生命とし、そして教授事項の働きは、その含んでゐる價值の十分な發揮にある。これ等の三方面が相合して同一の調律に働く時、陶冶が最も有効になし遂げられるのである。

**實質的陶冶と形式的陶冶** 有效な陶冶の企圖に關して、從來二つの見地が唱へられた。その一を實質的陶冶といひ、その二を形式的陶冶といふ。前者は、實質即ち教授事項を成るべく多量に提供して、それを習得させようとするものであり、後者は、形式即ち心意の働きを成

實質的陶冶  
形式的陶冶



るべくよく練磨させようとするものである。即ち、一は、教授事項の分量の上に有効な陶冶を圖らうとし、他は、その性質の上にこれを求めようとするのであるが、併し、これは所謂楯の両面に過ぎない。確實な理會を全うするには、心意の十分な練磨を要し、體驗を遂げ創造をなすためには、生活に必要な多くの事項に直面する必要がある。それ故に、實質的陶冶と形式的陶冶とは、互に調節させるべきもので、決して一方に偏してはならぬのである。

教授の任務の要約　これを要するに、小學校に於ける教授は、兒童の年齢性能境遇に適當な事項を提供して、これが學習を指導し、實質的陶冶と形式的陶冶とをよく調節して、有効な陶冶を遂げさせることである。

## 第二章 教科課程

兩陶冶の調節

### 第一節 教科課程の成立

教科課程　教授事項を具案的に編制したものを教科課程といひ、その内容を教材と稱する。小學校の教科課程は、小學校令施行規則に示されてあるから、教師は、よくその趣旨を知つて、これが教材を有効に取扱ひ、そして、その價値をば十分に發揮させねばならぬ。

教科目の選擇　教材は、文化財、即ち道德・科學・藝術・制度・産業等の中から選擇・排列せられたものであるが、その選擇・排列の標準は、二方面からこれを立てることが出来る。一は教育の目的・殊に小學校教育の目的であり、二は兒童心身發達の程度である。この二つの標準に基づいて教材を選擇し、これを適當に分類したものを教科目といふ。併し教育は、一方には統一を尙ぶと同時に、他方には特殊の事情にも應じねばならぬから、この外尙、〔一〕土地の情況、〔二〕修業年限の長短、〔三〕

教科課程

教材選擇の二標準

特に顧慮すべき要件

小學校の教科目

男女の性別、<sup>〔四〕</sup>個人的特殊の事情等を顧みて、多少の斟酌を加へねばならぬ。我が國現行の規定では、尋常小學校の教科目は、修身國語算術國史地理理科圖畫唱歌體操とし、女兒のためには裁縫を加へ、土地の情況に依つては手工を加へることが出来る。又高等小學校の教科目は、修身國語算術國史地理理科唱歌體操とし、女兒のためには裁縫を加へ、この外、手工農業商業工業女兒のためには家事の一科目又は數科目を加へ、土地の情況に依つては、圖畫外國語その他必要な教科目を加へることが出来る、且手工以下の教科目は、これを隨意科目又は選擇科目とすることが出来るのである。

教科目及び教材の配當と統合

教科目、教材の統合 教科目及び教材は、その難易の程度によつて適宜、修業の期間に配當せられねばならぬ。これを教科目及び教材の配當といひ、配當せられた教科目及び教材は、相互の間に有機的の關係を保たせて、全體の上に統一あらせることを圖るべきである。こ

れを教科目及び教材の統合といふ。

第二節 教科課程の實施

教科課程を實施して教授の効果を擧げるには、種々の手續を要する。教授細目、教科用書、日課表、教授週録及び教授案等これである。

教授細目 各學年に配當せられた教科課程に對し、その教材を分節して項目を擧げ、これを毎學期に區分し、更に月若くは週毎に配當したものを教授細目といふ。

教科用書 教材をば順を追つて擧げ、教授學習の實際に直ぐ使へるやうに敘述したものが教科用書である。教科用書に教師用と兒童用とがある。教師用には、教授に必要な事項が掲げられ、兒童用には、兒童學習の要項が擧げられてある。國家は一定の教科用書を編纂して、所謂國定教科書を作つてあるけれども、必ずしも、これによつて

國定教科書及びこれが趣意

教科用書活用上の要項

細かい點まで全國を畫一にしようとする趣意ではない。寧ろ、各方各學校に於ける情況を顧みて、特殊の要求を容れる餘地を存してある。それ故、教師は、この趣意に基づいて教科用書を十分に活用することに努めねばならぬ。これについて特に注意すべきは、<sup>一</sup>「當該」教科用書編纂の趣意を知悉すること、<sup>二</sup>教科用書を研究して、その教材の内容に精通することである。

日課表の性質とその調製

日課表 日課表とは、各教科目の毎週教授時數に應じて、毎日の教授時限を配當したものをいふ。各教科目の毎週教授時數は、教科課程表に規定せられ、且土地の情況に依つて多少の加除が許されてゐるが、一日中に於ける配合に至つては、教科目の性質、兒童心身活動の實況等によつて、適宜にこれを按排すべきである。又日課表は、漫に變更しないのがよいけれども、最低學年では、綜合的取扱も出来るやうにし、又教材の性質、學習の經過によつては、二時限を通じて同一の學

綜合的取扱

教授案とその立案

習を繼續させる等、實際の必要に應ずる機宜の變更は、規定に抵觸しない限り、教師の運用に委ねられる。

教授案 教授細目、教科用書及び日課表に基づいて、實地に取扱はるべき教授指導の計畫は立案せられる。これを教授案といひ、或は略して教案ともいふ。教授案は、月毎に、週毎に、又は時限毎にも立てられるけれども、學校に於ける教授指導は、大抵一週間を單位として進められるから、週毎にするのが普通である。又これに密案と略案との別がある。

### 第三章 教授の方法

#### 第一節 教授段階

教授の方法に二つの主な方面がある。その一は教授段階で、その二は教授様式である。先づ教授段階について述べよう。

教授單元の性質

教授單元 教授を實際に行ふには、教材を適當に分節しなければならぬ。かく分節せられた教材を、教授單元又は題材といふ。教授單元は教材の性質と兒童の程度とにより、教授細目、教科用書及び日課表を顧みて、これを定めるべきである。

豫備段の意義

教授段階 一つの單元を教授するに當つて履むべき順序を教授段階といふ。即ち教授段階は、有效な陶冶を遂げさせるため、兒童の學習を適正に指導する順序であつて、これを豫備、狹義の教授及び整理の三段に分けるのが適當である。豫備段とは、指導の仕事の出發點であつて、兒童に學習の態度を十分に整へさせる足場ともいふべき意味をもつてゐる。次に教授段とは、學習の營まれる中心領域であつて、指導過程の山とでもいふべき場面である。更に整理段は、前段に於て啓發・收得せられた知識・技能を統整し、精練し、又は應用する段階であつて、指導過程の仕上であり、終局である。併し、これは何れの

整理段の意義

教授段の意義

教科の類型

教科目にも共通する一般の順序であつて、その各段階の過程に至つては、教科目の性質によつて斟酌を加へねばならぬ。小學校の教科目は多いけれども、その本質及び特徴の類似してゐるものを同一の類型に纏める時は、全教科を精神科學的教科、自然科學的教科、技能的教科及び實用的教科の四つに類別することが出来る。今各類型について、その教授段階の任務を擧げよう。

### 第一 精神科學的教科の教授段階

精神科學的教科の性質

精神科學的教科 精神科學的教科とは、人間の精神生活の理會を本質とする教科であつて、人格又は文化財が、その理會の對象である。修身や、國史や、國語の読み方や、地理の人文的部分等は、これに屬する。

その豫備段の任務

その豫備段 これらの教科の豫備段に於ては、關係ある生活經驗を反省させたり、既習事項を想起させたり、又は必要と思はれる新材料

その教授段の任務

を體驗させたりするところから出發すべきであるが、特に精神的な  
雰圍氣を培ひ、單なる知的活動の外に、情意の發動を促し、和やかな、潤  
ひのある、感激の漂つた氣分を醸成することが必要である。

その教授段 教授段に入つては、その教材たる精神生活の諸方面の  
現れをば、理會の資料として集め、先づそれらを結合して、漠然ながら  
も、その對象の全體像を構成せしめる。こゝに、その精神生活の中心  
的價値方向を探求し、次にそれとの關聯に於て、個々の資料をば意味  
あるやうに結合し、吟味して、全體の構造を的確に把握せしめること  
が肝要である。この結合の働きは、解釋的構想の作用であつて、その  
構造には知情意の總てが融合してゐるのであるから、これを理會す  
る兒童に於ても、知情意の總てを働かせる全我を以て對象に合體し  
なければならぬのであり、教師の指導の要領は、こゝに存する。

その整理段の任務

その整理段 かくて當面の教材を理會させたならば、それを既習教

材と比較し、關聯づけて、より大きな精神的世界に編入組織させ、歴史  
觀や人生觀の樹立に役立たせると共に、具體的には、國體や國民性や  
國情の體得に導き、更に兒童の日常生活の實踐にまで、到らせねばな  
らぬ。

### 第二 自然科學的教科の教授段階

自然科學的教科の性質

自然科學的教科 自然科學的教科とは、理科や自然地理の如く、自然  
界を對象として、その因果的説明を本領とする教科であり、數量的關  
係の把握及び處理を課題とする算術も亦、因果關係と類縁があるか  
ら、これに屬すると見てよい。

その豫備段の任務

その豫備段 これらの教科に於て重要なものは、日常の經驗的事物か  
ら出發することであつて、かゝる事物に注意深く接觸して、驚異を感  
じ、疑問を抱き、これを明かにしようとする意欲を起すやうに指導す

その教授段の任務

ることが、豫備段の任務である。従つて、現實の事物を兒童の眼前に提示したり、日常生活や既習事項を想起させたり、場合によつては新奇な經驗を與へたりして、その間に探求すべき問題を意識させるがよい。算術に於ても、先づ兒童の日常接觸する事實に出發して、その解決處理のために、計算や測定や證明等の數量的取扱の必要なことを自覺させるべきである。

その教授段 教授段に入つては、因果的説明又は數量的關係を中心とし、これを繞つて、熱意と興味とを以て、且成るべく勞作的に攻究を進めさせることが任務である。先づ、當面の對象を全體的に直觀して、その形狀構造等を概觀し、又は因果關係を豫見して大體の全體觀を立てしめ、次には、それを各要素に分析して精密に觀察し、その要素間の關係を探求し、又は實驗を行つて因果關係を推究するなど、精査探究を行はせねばならぬ。算術にあつても先づ、概算とか目測とか

その整理段の任務

證明法の豫見とかの形に於ける全體的概觀を得させ、次に、計算法の會得や實測や證明などの中心的領域に進ませ、更に、計算を反復練習させたり、公式や定理を記録させたりして、總括的終局に導くべきである。

その整理段 以上の成果を、記述の上で整理したり、教科書の本文と關聯づけて纏めたり、既習事項と結合して更に廣大な體系に組織したりすることが、整理段の任務である。それを日常生活に適用して、生活の反省改善向上を圖るやうに促すことも亦、特に重要である。

### 第三 技能的教科の教授段階

技能的教科 技能的教科は、兒童の内的體驗を外に表現し、製作又は動作を的確有效に行ふことを主眼とする教科であつて、表現的教科と呼ぶことも出来る。これに圖畫・手工・裁縫・書き方・綴り方の如く、一

技能的教科の性質

その豫備段の任務

定の成績物を創作するものと、體操・教練・遊戯・競技・唱歌の如く、兒童自らの身を以て實演するものとの二種あるが、何れにしても、表現を目的とし且一定の技能を要する點に於ては、共通である。

その豫備段 その豫備段に於ては、創作や實演の興味を喚起し、その特に努力すべき焦點を自覺させることによつて、表現動機を旺盛にすることが任務である。又基本練習によつて、雰囲気や態度・氣分を培ひ、材料や器具等の用意を周到にして、創作・實演の心構へを助長することを怠つてはならぬ。

その教授段の任務

その教授段 この段に進んでは、先づ、創作すべき對象の全體をば、構想とか設計とか素描とかの形に於て大觀させたり、實演すべき技能の概略を指示したりして、漠然ながらも全體觀を得させ、次に、部分を逐うて精確に創作又は練習させ、更に、全體としての完成・精練に導くべきである。かうした過程を通じて、常に全我を集中させ、心身一如

その整理段の任務

靈肉一致によつて、その體驗内容と表現成果との合致に向つて努力せしめねばならぬ。模範を示してそれに倣はせ、又自ら工夫して、表現の技術・妙味を自得するやうに促すことも勿論、必要である。

その整理段 この段では、その創作・實演の跡を省みて自ら批評し、又他人の批評に傾聴して自ら訂正するやうに導き、更に、その收得した技能を日常生活に應用して、生活の改善向上を圖らせることを忘れてはならぬ。

#### 第四 實用的教科の教授段階

實用的教科の性質

實用的教科 實用的教科とは、上述の精神科學的・自然科學的・技能的教科の三類型の外にあるといふよりは、寧ろこれらが綜合せられ、然も當面の目的を直接の實用においてゐるところに、その特質をもつものである。主として卒業期に近い高學年に課せられる實業科や

その教授段階の  
任務

家事科等が、それである。

その教授段階 従つて、その教授段階も亦、他の諸類型のそれを適用し総合するところに成立つ。但し、その當面の目的が人生直接の實用にあることを考へて、いつも實生活から出發し、實生活に歸着するやうに指導することが、特にこの教科の要領であらねばならぬ。

### 第二節 教授様式

段階は順序、様  
式は情態

前節では、教授段階を明かにしたから、本節では、教授様式を説かう。段階は教授の進められる順序であるのに對して、様式は教授の行はれる情態である。教授様式は更に教様と教式とに分かれる。

#### 第一 教 様

教様とは、教授の際、教師と児童との間に起る活動の様態で、これに

教様の三種

傳達教様の長短

傳達教様 輔導教様 自學教様の三種がある。

一、傳達教様 この教様にあつては、教師が専ら能動の地位に立ち、児童は被動の情態にある。従つて、教材を纏めて習得させるには裨益があるけれども、倦怠を生じさせ易いのと、自學自習の習慣を養ひ難いのが短所である。

二、輔導教様 この教様は、教師と児童と交も活動するのであるから、兩者の心意上の接觸交渉が常に緊密に保たれ、教師は児童の實力によつて指導を調節し、児童は必要に應じて適切な誘發を受けるから、教科目の種類を問はず、學年の高低を論ぜず、頗る廣く用ひられる。

三、自學教様 この教様にあつては、児童が専ら能動の地位に立ち、教師はこれを監督し、若くは質問に應じて指導を與へるだけである。小學校の教授は、純然たる自學自習ばかりには委ね難いけれども、教科教材の種類によつては、成るべくこの教様を混用して、漸次に自學

輔導教様の長短

自學教様の長短



自習の習慣を得させるやうにするがよい。

### 第二 教式

教授の仕事は、教師と児童との間に起る活動に外ならぬが、教師は、これに一定の規矩を與へることが出来る。この規矩を教式といふ。教式には、示教、示範、講話、問答の四種があつて、教様の異なるに従ひ、適宜に斟酌加減して運用せられる。今一々について説明しよう。

一、示教教式 示教は、直觀を有效にして、認識を十分ならせるもので、多くの教科目に用ひられる。殊に、近時、直觀の意義が擴充せられ、直觀教授の價値が發揮せられてから、この教式の意味は一層豊かとなつた。これが活用上特に注意すべきは、次の諸點である。

一、事物は自然のまま、で觀察させるべきものであるから、成るべく實物をその自然の關係に於て提供することに努めるがよい。

教式の四種

示教の要義

示教教式活用上の注意

二、實物の性質は、順次に指示して、仔細に觀察させるがよい。全體

を示しただけでは、直觀の意義を全うさせ難い。

三、成るべく多くの感官に訴へて直觀させるがよい。

四、實物を示し難い場合には、繪畫模型、標本等を使つて、よくこれを補ふべきである。

五、實物、繪畫模型、標本等の示教は、距離、方向、光線等の關係に注意し、成るべく明瞭に觀察し得るやうにし、必要な場合には、机間に進んで示し、若くは児童をして教壇に近づいて觀察させるがよい。  
六、常に要點を掴むことを指導して、事物觀察の方法をも自得せしむべきである。

七、微細の部分は、教師が板上に描き、擴大して直觀を助けるがよい。

二、示範教式 示範とは、児童の眼前に模範を示して、これに倣はせることであつて、國語、圖畫、手工、唱歌、裁縫、體操、教練、遊戲、競技、作法等主と

示範の要義

示範教式運用上の注意

して技能的教科の教授は、最も多くこの教式に訴へられるが、その運用の要點は、次の如くである。

- 一、示範は、確實で且明瞭でなければならぬ。
- 二、示範には、分解的に示す場合と、総合的に示す場合とがある。必要に應じて併せ用ひるべきである。
- 三、示範には、概ね適當な説明が要る。説明は、簡潔で要領を得ることを旨とし、決して冗漫に失してはならぬ。
- 四、示範の説明と、實習の批正とは、成るべく相照應させるがよい。
- 五、示範に次で、直に練習をさせるのが自然の順序である。練習には、齊讀、齊唱等の如く、一齊に行はせるものと、個別にさせるものがある。前者は活氣を添へ、怯者を勵まし、且倦怠を防ぐ等の利點はあるが、又機械的の摸倣に流れる虞もある。後者は各自の確得を強め、弱點を矯正するに便利であるが、倦怠を來させる

講話の要義

講話の得失

嫌もないではない。それ故、教材の性質と兒童の程度とに應じ、適當に調節して活用すべきである。

三、講話教式 講話は、修身、國史、地理等の精神科學的諸教科目、及びその他の教科目にあつても、總じて兒童の想像、感情、意志に直ぐ影響させようとする場合に用ひられる。この教式の長所は、<sup>一</sup>兒童の自ら觀察し難い點を示し得ること、<sup>二</sup>全體の關係を纏めて提供し得ること、<sup>三</sup>談話の音調、強弱等によつて、兒童の情意に一種の徹底を與へ得ること、<sup>四</sup>兒童をして最も重要な點と然らざる點とを自ら區別させ易いこと等である。但し、専ら聽的方面に訴へるから、視的方面、動的方面が十分に働かされない短所がある。かゝる長短があるから、この教式を運用する上に、特に注意すべき事項は左の如くである。

一、直觀的に、具體的に、成るべく鮮明に描出して、把住を確實容易ならせるべきである。

講話教式運用上の注意

問答の要義

二、講話の要訣は、兒童の胸奥に透徹すべき有力な言語にある。即ち、用語は平易で、句讀は明晰なのがよい。

三、語調は早きに失してはならぬ。又常に溫情と生氣とをもつべきである。

四、講話の事項は、よく統一されたものでなければならぬ。そのためには、教師は先づ腹案を十分に立て、置くがよい。

五、説話は兒童の教育上大切な方面であるから、教師は常にその方法を洗煉すべきである。徒らに技巧の末に腐心するのは、望ましくないけれども、總じて話上手は、教師に適はしい資格である。兒童用文學の類を参考するのも、その一助である。

四、問答教式 問答は、判斷を練り、啓發を進め、記憶を喚起し、注意を鼓舞する等、學習のあらゆる作用を働かせるものであるから、この教式は、何れの教科目にも適する。問答教式は、問と答との運用であるが、

發問上の注意

先づ發問について、學級教授の實際上特に注意すべき要點を擧げる。

一、問は、全級に向つて發し、各兒をして悉く問はれたことを自覺させ、且一齊に思考させた後、始めて一生を指定して答へさせるがよい。

二、一般の注意を緊張させるため、席次によらず答へさせるがよい。舉手しない兒童にも答へさせることを忘れてはならぬ。

三、繼續して問を發する際には、成るべく前後相關聯して適切に進むやうにするがよい。發問の濫用によつて、學習を支離滅裂にならせてはならぬ。

四、答者の指定は、一部の兒童に偏してはならぬ。但し兒童の優劣を斟酌して、難易の問題を適當に配當すべきは勿論である。

五、問は、兒童の側からもこれを發せしめるがよい。自ら疑問を起し、及び不審を教師に質すことは、學習を進める上に最も必要で

答の處理上の注意

ある。但し、思考の徑路は、教師の誘導の下に兒童自らに辿らせるがよい。

次に、答の處理に關する注意を述べよう。

- 一、兒童の答が正しい時は、果して理會に基づいてゐるかどうかを考へ、疑はしい點があつたら、更に形を變へて反問し、又はその答の理由を述べさせるがよい。
- 二、答へることの出來なかつた場合、並びに答の誤つてゐる場合には、その所由が兒童にあるか又は教師にあるかを一考し、それに應じて適當の處置を取るべきである。
- 三、答に表れた誤謬は、適切な指導によつて、必ず正確に訂正せしめるべきである。
- 四、答の内容が不適當でなくても、發表が誤つてゐたり、又は不十分であつたりしたものに對しては、その兒童の程度に應じて、臨機

適切な誘導を加へて、成るべくそれを完成させるがよい。

五、教師の裁決は明確なのがよい。曖昧であつてはならない。

六、成るべく兒童の解答を活用して、教授を進行させるがよい。但し一生の答にのみよつて、直ぐ進むこと無く、常に全級の理會を標準とすべきは勿論である。

七、答の當否を他生に批判させることも、時には有效である。

諸様式の運用 以上述べた諸種の教様並びに教式には、それぞれ特長があるから、一概にその價值を上下すべきではない。又何れの教科目にあつても、教授は、單一の様式で行はれるものでない。寧ろ長短相補益させて、便宜諸様式を活用すべきである。

### 第三節 學級教授と個別指導

學級の意義 學級とは、一教室内で同時に教授を受ける兒童の一團

社會的統一的  
教養

をいふ。今日の學校教育は、この學級を單位として行はれてゐるか  
ら、教師は學級教授の本質について知らねばならぬ。

學級教授の本質 學級教授の本質には、二つの重要な着眼點がある。

一は社會的統一的の教養であり、二は素質特性の補修暢達である。  
先づ第一の點から述べると、學級は、單に個別に學習する各兒の集團  
としてだけでなく、又互助協力によつてその學習を全うする場とし  
て、極めて重大な意味をもつてゐる。この意味に於て、小學校に於け  
る學級は、國民陶冶の搖籃であり、國民文化の基礎であり、こゝに學ぶ  
兒童は、將來實際生活に立ち、國民勤勞に参加すべき實力と態度とを、  
その發達程度に應じて刻々に體驗することが出来るのである。學  
級教授は、この本質を十分に發揮しなければならぬ。

個別指導の意義 これと同時に、この社會的統一的の教養は、兒童各

素質特性の補修

自の素質特性の補修暢達によつて、これを全うすることが出来る。

暢達

これも亦、甚だ大切な第二の着眼點である。元來、兒童は、その素質特  
性に於て皆多少の相違があるから、その長所短所に應じて、それぞれ  
に鼓舞激勵を加へ、適當にこれを補修暢達させることが指導の要領  
で、かゝる指導は、いふまでもなく兒童の總てに行渡らねばならぬ。  
これ即ち個別指導である。この個別指導によつて、各兒の切磋琢磨  
は一層潑刺たる生氣を帶び、かくて學級教授は眞に活躍するのであ  
る。これを要するに、學級教授は、共同的と個別的との兩方面をもつ  
のである。

#### 第四節 學級經營と學習指導

共同學習の能率 前節で述べた學級の眞義を發揮して、教授の共同  
的、個別的兩方面を全うするには、學級の經營及び學習指導の方法に  
關して、十分の考慮を要する。そして、それには先づ、共同學習の能率

共同學習の能率  
の要項

について明かにせねばならぬから、左にこれを挙げよう。

一、兒童が小さければ小さいほど、共同學習即ち同學者の同在は、各  
自の成績に影響を及ぼすことが多い。蓋し、幼少な兒童は、外部  
的・團體的の刺激に左右されることが強く、その年齢が長ずるに  
従つて、内部的・自己的の刺激に支配されることが多くなるから  
である。

二、學級の大小即ち同學者の多寡は、各自の學習に影響を興へるも  
のであつて、餘りに大きい學級は、指導力の徹底を稀薄にする。

三、共同學習と個別學習とが學業成績に及ぼす影響は、教科目によ  
つて同じくない。共同の情意に支配されることが多い教科目、  
例へば體操・唱歌・遊戲・競技等は前者による方がよいし、十分なる  
想像の活動を要する教科目、例へば綴り方・圖畫・手工等は、後者に  
よる方が有利である。

四、共同學習と個別學習とを問はず、總じて課業進歩の率には個人  
差があり、従つて、同一事項の學習に要する時間も、兒童によつて  
多少の相違がある。そして、この個人差は、教科目によつて同じ  
くないが、算術の如き國語の如きは、個人差の多い方に屬する。

五、共同學習の利點は、共同の勞作によつて成績を進め、及び時間を  
節約する點に表れる。併し同時に、各自の確得を妨げるところ  
に缺點がある。

六、同一事項についても、詳しく言へば學習の多くの仕方がある如  
く、共同學習に於ても、學習の仕方は、必ずしも一つの固定した形  
に限るわけに行かぬ點がある。

七、共同學習は、或程度まで學習の方法と成績とを平均させる傾向  
がある。けれども、優等生には無聊を感じさせ、劣等生には放心  
を來させる處も亦少なくない。

## 第六篇 訓育

### 第一章 訓育の任務

訓育の重要性

訓育の意義 訓育は、一に訓練とも言ひ、子女を訓へ練ること、これ亦教育上極めて重要な方面である。そして、その仕事は、子女の躬行實踐を指導することによつて、その人格を育成するにある。教授が専ら理會に訴へて先づ知能を啓培するのに對して、訓育は主として實行を導いて直に情意の涵養を圖るものである。

小學校に於ける訓育の企圖 兒童の生活は衝動に支配せられることが多いから、小學校に於ける訓育は、周到な監督と親切な指導とによつて、良習慣を養ふことから始め、兒童心身の發育に應じて、漸次これを誘導して、遂に自治、自律の域に達せしめるやうに努めねばならぬ。

即ち、良習慣の養成と自治の體得とが、小學校に於ける訓育の企圖である。

#### 良習慣養成の三方面

良習慣の養成は、外面的・身體的のものから、次第に内面的・心意的のものに進むべきである。習慣の範圍は、極めて廣いが、主なるものを挙げると、知的習慣・美的習慣・德的習慣である。知的習慣とは、事物を觀察し、事理を考慮し、己が思想情意を發表する等の上に生ずるもので、幼時からこの方面に良習慣を養ふと、所謂習遂に性となつて、注意・思慮・勤勉・精確等の良性が成立つ。次に、美的習慣とは、趣味・好惡等の上に存するもので、兒童には、兒童の藝術の世界があつて、年齢相應の趣味・好惡等があるものだから、この方面に良習慣を養ふと、いつしか野卑・陋劣の念を去つて、高尚・上品な氣風を高めることが出来る。更に、德的習慣とは、善惡・邪正に關する感能・判斷行爲の上に生ずるもので、實に徳性の基礎である。徳性の萌芽は兒童に

知的習慣

美的習慣

德的習慣

訓育の出発點と  
良習慣の養成

は有るものだから、これを啓培して、良習慣を養ふことが、最も大切である。以上諸方面の習慣が早くから十分に養はれると、確乎たる品性の根本が成立つけけれども、若しその教養に缺けるところがあると、却つて不良の習慣が出来て、生涯拔けないことになる。それ故に、訓育の出発點は、實に良習慣の養成にある。

自治訓育

自治自律の體得 兒童の年齢が稍長じて、その心意も發達して來たなら、彼等の自力に訴へて、その躬行實踐を促すがよい。所謂自治の訓育で、良習慣の養成は、かくて更に自治の體得にまで進まねばならぬ。兒童は、初は萬事父母教師に依頼して、その指圖に従つて行動するものであるが、心身が發達して來ると、自我の感情が著しく現れ、自主獨立の傾向が頗る盛となるものだから、この自然の傾向を導いて、自治の精神を養ひ、自律の習慣を得させることは、最も必要で且有效である。この訓育が成功すると、兒童が他日公民として實際社會に

公民生活の基礎

自律と訓育の到達點

立つても、十分にその責務を盡すことが出来るので、訓育はこゝに至つて始めてその任務をし遂げたものといへる。即ち、訓育は、良習慣の養成から進んで、自治の體得にその力を込めるべきである。かくて訓育の到達點たる自律は達せられるのである。

訓育の任務の要約 これを要するに、小學校に於ける訓育は、兒童の躬行實踐を導いて、その人格を育成する仕事であつて、その企圖は、良習慣の養成から進んで自治、自律の體得に至らせるにある。

## 第二章 特性と訓育

特性の意義 人は、一方には共通の働きを有すると同時に、他方には互に他と相異なる點をもつてゐる。同一年齡の兒童でも、太郎は次郎と違つた性質を有し、お花はお千代とその氣風を異にしてゐる。かくの如く、人々互に相異なつた性質を特性といふ。



特性と訓育の關係

訓育上特性の地位 元來、教育は自然に反して行はれるものでない。訓育に於ては殊に然りである。兒童の躬行實踐を導いて、その人格を育成するには、吾等は彼等の特性に應じて、その生活體驗を誘導しなければならぬ。この生活體驗を全うさせるために、實際の問題を提供して、直接の境地を打開するのが、取りも直さず訓育の仕事である。それ故に、特性は、訓育上重視すべきもので、特性を通して躬行實踐を指導するのは、恰も望遠鏡を通して天空に輝く星辰を眺めるやうなものである。吾等は決して、望遠鏡を逆さに覗くやうなことをしてはならぬ。然し特性を重視せよといふことは、唯特性の奔放するがまゝに任せてよいといふ意味ではない。特性には、十分に伸ばさねばならぬ點があると共に、又大いに修正を加へねばならぬところもある。特性の調査は、かくて訓育上の重要問題となる。

特性重視の眞意義

特性調査の目的

特性調査 特性の調査は、唯それを知るためだけでなく、實にその誘

導修正に役立つためである。それ故、これが調査は、兒童生活の全範圍に亘つて、成るべく包括的でなければならぬ。今その要項を擧げよう。

特性調査の要項

一、遺傳

イ、身體的。      ロ、精神的。

二、環境

イ、生活地(境遇)の關係。      ロ、家庭關係(職業及びその影響、富の程度、家族の數並びにその相互の交情)。

三、身體

イ、身體上の特徴。      ロ、發育の情況。      ハ、病歴。

四、心意

イ、注意力・記憶力・理會力・判斷力の程度。      ロ、心意活動の速度。      ハ、感受性。      ニ、感情の發作。      ホ、意欲の特徴。      ヘ、嗜好(食物・色彩・遊戯)。

競技教科目等に對する嗜好の情況。ト、利害觀念。チ、性質美點  
並びに缺點。リ、志操。又、宗教心。

五、活動

イ、練習效果の情態。ロ、工夫創作の力。ハ、發表力、論理的發表、審  
美的發表、技術的發表等の能否。ニ、疲勞の度合と恢復の情況。  
ホ、睡眠の情況。ヘ、言語。ト、行狀。チ、勤惰。リ、氣質及び性癖。  
又、交際。ル、物品の取扱。

六、總括

イ、健康。ロ、人物。ハ、材能。ニ、操行。ホ、特徴。

第三章 訓育の方法

第一節 共同訓育

共同訓育の問題 學校に於ける兒童の生活は、主として學びと遊び

とである。従つて、最も自然で且最も有效な共同訓育の機會は、遊戯・  
競技・作業等の上に求められる。

遊戯・競技の教育的價值 教育上に於ける遊戯・競技の價值は、非常に大  
きい。今その主要點を擧げよう。

一、遊戯・競技は兒童の自發活動によつて、運動の衝動を満足させる  
ものであるから、身體各部の機能を發達させ、健康を増進し、心情  
を明朗快活ならせる。體育の要素として遊戯・競技が重んぜら  
れるのも、そのためである。

二、遊戯・競技は、旺盛な活力の自由の發現であるから、兒童天真の特  
性がその中に活躍するのみならず、又これによつて人格を陶冶  
し、公共の心、同情の念、正義、廉恥、敢爲、忍耐等の諸徳を養ふことも  
大きい。

三、特に大切なのは公正に奮闘する精神が、社會生活の基礎となる

遊戯・競技の價値  
の要點

ことである。即ち、全力を盡して堂々と勝負し、己れ一人のためでなく、味方のために闘ひ、他人に怪我をさせず、又物を損じないやうに努め、然も負けて怒らず、勝つて傲らず、天晴れの勝者とならなければ、立派な敗者となることは、實に遊戯競技そのもの、生命であるだけでなく、實に社會生活の根柢である。或人が、あの學校の競技は腐敗してゐるから、吾等は、あそこで養成された若者を信用することが出来ぬ。といった言葉は、確に遊戯競技の教育的價値を道破したものである。

四、遊戯競技は、自發の活動であるから、兒童は、その中に工夫、創造を試み、想像、推理を練り、かくて、自ら知識と技能とを修練することが頗る大きい。

五、殊に團體的の遊戯競技にあつては、協力、互助並びに自律節制の習慣を養ひ、又統御、指揮の才幹を練ることが出来る。

遊戯競技指導の要項

遊戯競技指導上の注意 遊戯競技の價値はかくの如く大きい、それを十分に發揮させるには、適當な指導が要る。次にこれに關する要項を擧げよう。

- 一、自由は遊戯競技の生命である。それ故、成るべく拘束を加へず、十分に兒童の天真を發露させるがよい。
- 二、併し、自由は動もすると、放縱不規律に流れることがある。それ故相當に規律を設け、秩序を保つことが必要である。
- 三、遊戯競技の種目は差支のない限り、兒童の選擇を許し、然も一方に偏しないやうに注意を加へるべきである。
- 四、遊戯競技に於て教師が兒童の仲間に入ることは、監督上にも獎勵上にも極めて必要である。
- 五、兒童の年齢、性別、心身發育の程度等に應じて、適切な遊戯競技の種類を課することに注意すべきである。

六、競技は、實力及び熟練の競争であるから、特に公正に奮闘する精神を十分に發揮させねばならぬ。徒らに勝敗をのみ争ひ、卑劣の舉動をなすが如きは、嚴にこれを戒めるがよい。審判の公明正確なるべきは論を俟たない。

七、遊戯でも、競技でも、各自の全力を傾注させるがよい。殊に弱者を勵まし、怯者を奨め、常に己が最上を盡させる習慣を養ふべきである。

八、遊戯・競技の奨励は、訓育の企圖と背馳してはならぬ。兒童は動もすると、これに耽つて作業を顧みない弊に陥り易いものであるから、注意を要する。蓋し、よく學びよく遊ぶことこそ兒童生活の理想であり、又遊戯・競技は實に作業に移る階梯だからである。

作業の教育的價值 作業の價值の絶大なことは、論ずるまでもない

作業の價值の要點

が、殊にその要點を摘むと次の如くである。

一、作業は、自然の活動をば適當な方法による適當な活動にまで導いて、生活機能を發達させ、これを實際的に練磨するものであるから、その實習は、實際生活に對する準備の要諦である。この意味に於て、作業は實に人を有爲ならせる基である。

二、作業は、兒童固有の衝動を満足させて、思念を無邪にし、自信・自賴の念を高めると同時に、閑居から生ずる不善の影響を防いで、無聊・煩悶等の機會を少なからせる。この點からは、作業は眞に生活に幸福ならせる礎といつてよい。

三、殊に團體的のものにあつては、協力互助の必要を體驗させ、連帶責任の意義を自得させ、就中、共同一致の實が擧がれば擧がるほど益、その能率が加つて、團體の隆昌繁榮を進めることを理會させる。この意味に於て、作業は共同一致の精神を實行に繋ぐ礎

である。

四、作業は、その關係が多方面に亘るものであるから、これによつて、廣く人事界並びに自然界との接觸を十分ならしめ、生活の意義を理會させ、これに對して穩當な識見と堅實な習慣とを得しめる。この點から見れば、作業は實に人生の眞義を體得させる本である。

五、作業は、身體を強健にし、四肢を器用にし、將來、公民として實際社會に立ち、忠實業に服し、勤儉産を治めるのに大切な身體上の練習を全うさせる。この意味に於て、作業は眞に知行合一の人を造る道である。

作業指導上の注意

一、作業は、遊戯、競技から進むものであるから、始は活動それ自身に興味あるものを選び、兒童心身の發達を酌量して、漸次に一定の

企圖を有し、一定の努力を要するものに進むべきである。

二、企圖の自覺と結果の當否とは、作業の骨子である。それ故に作業は、その種類の如何を問はず、常にこれが企圖を知らせて努力を鼓舞し、その成否を示して責任を明かにするがよい。

三、作業には、適當な監督指導が要るのは勿論であるが、これが遂行努力は、兒童の自奮自勵に訴へるがよい。

四、共同のものについては、先づ全體の計畫を知らせて、各自分擔の任務を明かにし、協同一致、節制を尙び、責任を以て事に當らせるやうに仕向けるがよい。

學校生活に於ける**作業行事** 學校生活に於て行はれる作業並びに行事は頗る多い。左にその主なものを述べる。

一、**當番勤務** 當番を定め、兒童をして交も諸種の勤務に服させることを當番勤務といふ。例へば、教室内の整頓、教室日誌の記入、學校園

の手入、動植物の飼養栽培等である。これ等は、決して学校の便宜のために児童を使役するのではなく、これによつて作業的訓育を施すものである。それ故、教師はその勤務を公平に配當し、各兒をして、よくその任務を盡さしめることが肝要である。但し、教師は先に立つて彼等を誘導し、且身體上衛生上の危険は必ずこれを避くべきは勿論、まだ作業に慣れない幼稚な児童に對しては、上級生をしてこれを助けさせる等、便宜斟酌を加へねばならぬ。要は、学校のための作業でなくして、児童のための作業であることを忘れない點にある。

二、儀式會合 學校に於ける諸種の儀式は、重大な行事であつて、然も又訓育の好機會である。先づ四大節、その他學校記念日、入學式卒業式等に於て、全校の師弟一堂に參集して、これが式を舉行するのは、これ學校一致の活動であつて、児童が將來、實際社會に立つて學國一致の國民生活を營む良訓である。講堂訓話も亦、訓育のために行はれ

訓育の機會としての儀式

講堂訓話

るもので、共同の精神を養ひ、全校の統一を圖る效が頗る大きい。

その他の諸會合には、學藝會運動會等がある。學藝會は主として知能上の事に、運動會は専ら體育上の事に關して行はれるが、何れもその訓育上に及ぼす効果は鮮少でない。蓋し、これ等は平素の成績を發表する好機會たるに止まらず、又實に共同活動の作業だからである。この外、朝會、晝會、終會等も亦、訓育上有益なことである。

三、遠足及び修學旅行 これ等は、必ずしも訓育の企圖のみから行ふのではないが、その訓育上に及ぼす影響は甚だ大きい。一日の遠足が、毎日の課業よりも却つて師弟間の情誼を温めることがあり、一回の修學旅行が、平素の嬉遊談笑では到底見られない児童相互の親交を深くすることもある。けれども、その統率が十分に行かぬと、折角の企圖が達せられぬだけでなく、時には不慮の災害を醸すことさへあるから、特に周到な注意を要する。

訓育の機會としての諸會合

訓育の機會としての遠足及び修學旅行

自治組織の性質

自治組織の適用

學校生活と自治組織 自治組織とは學級學校を一の自治團體の如くに組織し、選舉によつて諸種の役員を定め、學級内の事務は勿論、圖書・教具の始末から、當番勤務・諸會合・遠足・修學旅行等のことに至るまで、これを兒童に分擔處理させようとするものである。これは、自治の精神を涵養し、自律の人格を育成する上に必要なことであるが、併し兒童の訓育は、彼等の心身發育の程度を十分に顧みなければならぬ。それ故その實際の問題としては、教師は、自治自律の氣風を兒童に誘發して、漸次に分擔處理の習慣を養ふやうに仕向け、學年の進むに従ひ、教師指導の下に、この組織の實行に入らせるのが適當である。

第二節 個別訓育

個別訓育の問題

訓育の目的は一であつて二あるべき筈はないが、實際に於ては、兒童の素質・特性に應じて、便宜適切な斟酌を加へねば

ならぬ。それが即ち個別訓育の問題である。兒童の素質・特性の中で訓育上に最も重要な關係のあるものは、氣質と性癖とである。

氣質の意義  
氣質の四種

多血質兒童の特性

氣質・氣質とは、情緒を中心として情意の方面に現れる特性で、通例多血質・神經質・膽汁質・粘液質の四種に別けられる。

一、多血質 多血質に屬する兒童は、一般に快活で、元氣に富み、摸倣に巧みで、多藝多能であり、且一喜一憂直に色に現れる風がある。けれども、意志は概して弱く、感情・慾望の變化も亦頗る急激である。總じて遊戯・競技を好み、且社交性に富んでゐるから、教師に慣れ易いし、朋友とも交を結ぶことが早い。併し動もすると、輕佻浮薄に傾き、又他人の煽動に乗つて、輕舉事に當る弊がある。

その取扱 この質の兒童に對しては、常に作業を與へて、その活動を堅實な方向に導くことが必要である。それも、必ずしも始から多きを望むことなく、寧ろ成功し易いものを課し、然も、一事を終へなければ

多血質兒童に對する訓育の方法

神經質兒童の特性

ば他事には移らず、漸を追つてその程度を進め、そして、移り易い注意を持続させて、忍耐の習慣を養ひ、動き易い情緒を抑へて、自信の力を目ざませることが、最も肝要である。又事に躓くと失望し易いから、叱るよりは寧ろ勵まして、次第に意志の鍛錬、努力の持續を圖ることが大切である。要するに、教師も忍耐を第一とし、兒童にも忍耐を第一に習はせることが、その取扱の要領である。

二、神經質 神經質に屬する兒童は、概して細心綿密で、思慮は周到であり、特に想像推理の能に長ずる。けれども、舉止が沈靜に過ぎて活氣に乏しく、痛苦の印象が頗る強くて、氣象は一般に憂鬱である。己れを閉ざして社交を好まず、遊戯・競技に對しては、寧ろ退嬰レグレスの風がある。従つて、教師を憚る念が強く、交友とも隔たり易く、甚だしきに至つては、寡言沈黙、孤獨の境に退き、或は孤疑躊躇、瑣事ソウジに齷齪ソウソクたる弊に陥る者もある。所謂苦勞性の兒童はこれに屬する。

神經質兒童に對する訓育の方法

その取扱 この種の兒童に對しては、常に父母、教師、朋友等の温情に接せしめ、明朗快活の氣風を鼓舞することが、最も大切である。殊に沈靜憂鬱の氣象は、身體の健康並びに活動と密接な關係があるから、成るべく、遊戯・競技を獎勵し、殊に團體的のものに参加させて、清新潑刺の氣風を鼓吹することが必要である。又常に濫言、慰撫を加へて、徐ろに心服信賴の念を長ぜしめるがよい。瑣事に煩悶する者に對しては、偉人の立志傳、奮闘譚等によつて、勇氣を振起させ、膽力を養成させるがよいし、無益の沈鬱に耽る者に對しては、快活な作業を課することが、何よりも有効である。

三、膽汁質 膽汁質の兒童は、舉止が沈着で、物に動じないが、事に臨んでは、勇往邁進、困苦を辭せざる風がある。總じて意志は強く、實行を尙ぶけれども、動もすると自負尊大に陥り、更に殘忍酷薄に流れる。又自信の力が強くて、必ずしも人に容れられることを欲しない。従

膽汁質兒童の特性



膽汁質兒童に對する訓育の方法

つて、教師朋友に接近するのを好まない傾はあるが、遊戯競技を悦び、動もすると、仲間を凌いで首領とならうとする風がある。所謂、善にも強ければ悪にも強いといふ者が、この種の兒童には多い。

その取扱 この質の兒童は、進取敢爲の氣象に富んでゐるから、漫みだりにこれを抑壓することなく、寧ろ善良有益な方向にその特性を發揮させることを圖るべきである。即ち、彼等を成るべく適當な境遇に置き、或は自然の反省に導き、そして、自分を制するのが自分の利益であることを自ら悟らせるがよい。但し教師は、常に確乎たる態度を執り、權威と溫情とを以てこれに臨み、よく彼等の心服と信賴とを得なければならぬ。

粘液質兒童の特性

四粘液質 粘液質の兒童は、起居動作萬事につけて無頓着で、一般兒童の特色たる競争心、名譽心に乏しく、一方から見れば、從順、溫厚、着實の風はあるが、他方には、卑屈無能、迂濶に流れる傾もあり、又活動を避

粘液質兒童に對する訓育の方法

け、安逸を貪らうとする虞もある。教師に對して、多くは無頓着で、交友に對しても、他人の言ふがまゝに任せて、特に自ら愛憎するところがない。けれども、又、慎重に事を處する素質もあつて、所謂、晩成の大器が、この質の者から出た實例も多々ある。

その取扱 この種の兒童には、概して鈍感の者が多いから、常に感情と努力とに對する適度の刺激を與へることが必要である。又動もすると安逸を貪り、怠慢に流れる傾があるから、成るべく作業を授け、且規則正しい生活をさせるがよい。要するに、適度の鼓舞獎勵を加へて、その氣風を清新ならせ、漸次に大成を期せしめることが、この種の兒童に對する取扱の要領である。

以上四種の氣質は、最も著しいものによつて區分しただけで、實際に於ては、相混じて表れる場合が多い。従つてこれに對する取扱も亦、それぞれ斟酌を加へるべきである。

性癖の意義

性癖矯正の必要

性癖氣質習慣等の結果として、特に顯著な徴候の表れたものが性癖である。「無くて七癖」などといふ諺の通り、多少の癖は何人にも免れぬところであり、又總ての癖が皆悪いとも決して言へない。併し素生の正しい梢を伸ばすためには、贅芽を摘取らねばならぬ如く、良い特性を十分に暢達させるためには、不良の性癖を矯正しなければならぬのである。今、兒童に表れ易い性癖の主なものについて、その取扱の要點を擧げよう。

放縱に對する取扱

放縱放縱な兒童に對しては、規律の大切なことを會得させることが必要である。教師の態度は殊に明確で、その判断行爲は共に直截簡明でなければならぬ。然も長きに亘つて徐ろに修正させるがよいので、急激に失すると却つて卑屈に陥らせる虞がある。

強情に對する取扱

強情強情は、活力の横溢に起因することが頗る多い。漲り來る怒濤は、正面からこれを堰き止めようとするよりは、寧ろ適當な方向に

導く方がよいのと同じく、強情な兒童に對しては、巧みにその興味を適當な方面に轉向させ、有り餘つた活力をこれに注がせて、次第に強情の性癖を緩和するのがよい。

怯懦に對する取扱

怯懦怯懦は、その原因が様々である。氣質の薄弱に萌すのもあり、榮養の不良に基づくのもあり、家庭の躰方が餘り嚴酷なために起るものもある。従つて、その矯正には、原因の異なるに應じて、適切な方法を取らねばならぬ。先づ慎重な吟味を加へてその原因を知り、次に周到な考慮によつて鼓舞の方法を工夫し、然も親切と同情とを以てこれを導くことが、何れの場合にしても大切である。

過敏に對する取扱

過敏過敏は、多くは神經の興奮から生ずるもので、或は狐疑邪推となり、或は嫉妬猜忌となる。これ等の性癖を有する兒童に對しては、教師は、特に虚心坦懷の實を示して、その心意を緩和し、これを安靜ならせることに努めると同時に、又彼等の自制力を強くさせて、自らも

放心に對する取扱

修養を積ませるのがよい。

放心放心も亦、兒童には頗る多い性癖で、怠慢又は學業不進の原因となる。これを救治するには、成るべく兒童の環境を整理して、その生活を規定し、一方には誘惑の刺激と機會とを除くと共に、他方には本人の自覺と自制とを盛ならせるのがよい。

不規律に對する取扱

不規律 不規律は、本人の素質によるのもあれば、父兄の感化によるのもあつて、その原因は色々であるが、かゝる兒童の取扱には、規則正しい生活をさせて、規律ある習慣をつけるのが第一義である。そして一日中の行事について時間割を定めて、これを恪守させることの如きも、その有効な一手段である。

輕躁に對する取扱

輕躁 輕躁の性癖に對しては、規則正しい行動秩序井然たる作業、順序ある思慮等を勵行させて、忍耐の習慣、持續の氣風を養はせることが、何よりも肝要である。

虐待に對する取扱

虐待 虐待の性癖のある兒童については、その交友に對して表れるものと、その動物に對して表れるものとを問はず、總じて心情を和らげ、他に對する同情を起させることが、最も必要である。そして、平和の境遇、親切な取扱、愛に富んだ訓誨等は、これに缺くべからざる手段である。

虚言に對する取扱

虚言 虚言は盜人の苗代などといふ諺もあるが、兒童の虚言には、その原因が様々である。中には、想像が餘りに強いとところから起る無邪氣なものもないではない。けれども、その性癖となつたものに至つては、訓育上頗る注意を要する。即ち、この性癖は、その萌芽の時に當つて、或は訓誨により、或はその結果を自覺させる等、あらゆる手段を講じて、これを芟除することが必要である。さうでない、所謂、病遂に膏盲に入つて治し難いことになる。

貪慾に對する取扱

貪慾 貪慾の性癖も亦、注意を要するもので、この性癖を有する兒童

に對しては、一方には、正當な所有の觀念と十分な同情の念とを起させ、他方には、これが誘惑の刺激と機會とを取除くことが肝要である。殊に盜癖の如きに至つては、その萌芽に於て、根本的にこれを芟除し盡さねばならぬ。

### 第三節 訓育の様式

訓育の主義 訓育の主義には二つの相異なる見解がある。一を權威主義といひ、二を自由主義といふ。權威主義とは、兒童は猶兒童であるから、教師が一定の權威を以てこれに臨まなければ、薰陶徳を培ふの效を奏し難いといふのであるし、自由主義とは、これに反して、専ら兒童の自由を重んじ、教師は寧ろ傍觀者たる態度を取るがよいとするのである。

教育は、性能を啓培して人格を育成する仕事であるから、規範の具

權威主義

自由主義

權威の必要

自由の必要

訓育の廣い正しい基礎

體たる權威が必要である。そして兒童の教育にあつては、教師がこれを代表して立つのも亦、當然のことである。權威を重んずることを以て、さながら時代後れの訓育の如くに考へるならば、その考こそ却つて時代後れの淺見である。これと同時に、自治、自律の公民を養成しようとして、兒童の自由を認めないのは、恰も水を泳がせないで水泳を教へようとし、馬に乗らせないで乗馬を練らせようとするが如きもので、その不合理なことは明かである。訓育は、廣いそして正しい基礎に立たねばならぬもので、實に權威と自由とを併せ要する。況んや、權威と自由とは決して相撞着するものでなく、寧ろ權威は眞の自由を體得させるために必要であり、自由は正しい權威に導かれてその暢達を見るものである。訓育のあらゆる様式は、この廣い正しい見地から、活用せられねばならぬ。

訓育の様式 訓育は多方面に亘るから、その様式も亦數々であるが、

人格的感化

その主なものは、示範、命令、禁止、訓諭、懲罰、褒賞である。

示範の性質 教師が躬を以て範を示して、兒童に倣はせることを示範といふ。示範は、最も兒童の心を動かし易く、且その情意を陶冶することも甚だ深い。但し實行の範は、故意に行ふ一時的のものでなく、人格の自然の發露として感化を及ぼすこと、恰も雨露の草木を生育させる如くなるのが、上乘である。所謂人格的感化これである。

命令禁止の性質 教師は、平素示範を與へる外、更に意志を明示し、兒童をしてこれに服従させる必要がある。それが命令禁止であつて、就中、命令は行爲を促す場合、禁止は行動を止めさせる場合である。何れも、他律的に規範に服従させるものであるから、常に用ひるべきものでなく、唯兒童が爲すべきことをしない場合、又は爲すべからざることをした場合に適用すべきである。従つて、兒童の發達に應じて、漸次これを減じて、成るべく自發行爲を促す途に移るがよい。

命令禁止に關する注意

- 一、命令禁止は、合理正當で、兒童の實行し得べきものでなければならぬ。
- 二、命令禁止は、簡單明瞭なのがよい。
- 三、命令禁止は、一途に出なければならぬ。教師の數の多い場合に於ては、その統一を保つことが殊に緊要である。
- 四、一時に夥多の命令禁止を發するのは宜しくない。成るべく、一事を爲し終へた後、他事を命ずるがよい。

訓諭の性質 教師が、先づ希望を述べて兒童の考慮、反省を促し、彼等をして發意的に實行に就かせる途を取るのが訓諭である。併し訓諭の本質は、必ずしも説得を遂げる點にあるのではなく、實に兒童の發意を促す點にある。従つて、適切に問題を指導して實境を打開し、勵行の工夫を積ませるやうに誘導することが大切である。

命令禁止上注意すべき要項

發意の誘導

訓諭上注意すべき要項

訓諭に関する注意

- 一、訓諭の方法は、教師の人となりにより、又児童の特性によつて、或は婉曲ヤミヤクに、或は率直に加へられるが、要は、児童の向上を希ふ赤誠の發露ハツラクでなければならぬ。
- 二、訓諭の時機には十分の考慮を要する。機を失すると効力が少ないし、輕卒に發すると委曲を悉し難い。宜しく、事情を察し、考慮を定めた後、徐ろにこれを加へるべきである。
- 三、訓諭は、必ず實行の努力を起させるものでなければならぬ。非難を加へる場合でも、非難すべきは行爲の一部で、人格の全體でないことを示し、前途に希望の光明を與へて、よく自奮自勵に導くべきである。
- 四、訓諭は、児童の胸奥に徹底して、よく彼等の悦服を得ることを要する。徒らに非行のみを指摘して漫罵を加へたり、感情に驅ら

れて人格を無視するが如き舉動があつてはならぬ。

**懲罰の性質** 懲罰を用ひないで訓育が行はれるのは、元より教育の理想である。唯示範訓諭もその力がなく、命令禁止もその效を奏しない場合には、已むを得ないから懲罰に訴へるのである。即ち懲罰は、訓育上實に最後の手段といつてよい。然もその目的は、唯苦痛を感じさせるのでなく、これによつて將來を戒飭し、非行を矯正しようとするのである。

雪の竹叩くも慈悲の一つかな  
とよみ、

憎しとて叩くにあらず竹の雪  
と詠じた俳句の心こそ、味ふべきものである。

懲罰の方法には、名譽の褫奪や、自由の拘束や、色々あるが、體罰はこれをを用ひてはならぬ。普通の教育は、これを用ひずとも出来る筈で

あり、殊に小學校では、法令を以て明かに體罰を禁じてある。何れにしても懲罰は、教育の權道であつて常道ではないし、且その目的も一に改過遷善にあるのだから、適用には多大の注意を要する。「最良の教育は最少の懲罰によつて行はれる」とは、眞に至言である。

懲罰に関する注意

懲罰上注意すべき要項

- 一、懲罰は、誠意に發して、公平に行はれねばならぬ。忿怒に驅られ、又は私情を挾んではならない。
- 二、懲罰は、成るべく輕きに従ひ、且決して過用すべきでない。重罰の過用は屢、反抗を招き、或は自暴自棄に陥らせる。斷じて改過遷善を促す所以でない。
- 三、懲罰は、成るべく早く忘れられることを尙ぶ。兒童に改悛の實が現れたなら、教師の温情は舊に復すべきである。驟雨迅雷の後には光風霽月がある。教師たる者には、この襟度がなければ

ならぬ。

四、懲罰は、教權の發動ではあるが、必ず合理正當で、恰も自然の應報の如くに感ぜしめることを要する。これ、その効果を有力ならせる途である。

褒賞の性質 懲罰が、兒童の不快感を利用して改過遷善に導かうとするのに反し、彼等の快感を善導して向上發展を奨めるものは、即ち褒賞である。かくの如く、褒賞と懲罰とは、表裏の關係をもつてゐるが、その目的とするところは、共に兒童の進歩發達に外ならぬ。尤も、賞は罰に比して多少その多いのを妨げないが、併し濫賞に流れてはならぬ。

可愛いくば五つ訓へて三つ褒め

二つ叱つてよき人にせよ

の歌の心に思を致すべきである。

褒賞の方法も數々ある。教師の満足及び賞讃を表す言語容貌態度、善行名譽の表彰、褒狀、賞牌、賞品の授與等は皆さうであるが、總じて賞は、成るべく永く記憶せらるべきものであるから、賞品の選擇には、注意を要する。例へば、消耗品よりは、賞牌、書籍等の永く記念となつて向上進歩を誘起するに足る物の方がよい。

褒賞に関する注意

- 一、褒賞は、天與の才能よりは、寧ろ努力の優れた結果を重視すべきである。又一時の善行と共に、永續の精勤をも認めねばならぬ。
- 二、受賞は、時に他の兒童の猜忌を誘發し、又本人の自負心を増長させる嫌もある。それ故に、審査の公平正確なるべきは勿論、更に授賞の理由を十分に明かにして、同時に、受賞の眞價は、將來の向上發展によつて彌、その光輝を放つことを篤と知らせるがよい。
- 三、賞は、幼少な者には自ら多いわけであるが、年齢の長ずるに従つ

褒賞上注意すべき要項

て次第にこれを節減してよい。

第四章 養護教授訓育の結合

養護教授訓育の三つは、何れも教育の重要な仕事であつて、共に教育の目的を達する方法である。既にその各について詳述したから、こゝに尙それらの相互の關係を約説しよう。

養護の教授訓育に對する關係 養護は、保護と鍛鍊とを加へて、强健な身體を造る仕事であるから、それには、これに關する知識技能を授けることゝ、生活の實踐を指導することゝが必要である。そして、前者は教授であり、後者は訓育である。即ち養護は、教授訓育に對して、密接な關係を有するものである。

教授の養護訓育に對する關係 教授は、學習を指導して、有效な陶冶を遂げさせる仕事であるが、學習事項の中には、身體の保護鍛鍊に屬す



るものも含まれ、又陶冶は活用、實踐に俟たねばならぬことも實に少なくない。前者は即ち養護であり、後者は即ち訓育である。それ故に教授は、常に養護訓育を顧みなければならぬ。

訓育の養護教授に對する關係 訓育は、躬行實踐を導いて、直接に情意を陶冶する仕事であるが、躬行實踐は、先づ身體諸機關の活動並びに發達と極めて緊密な關係をもつ。若し身體が薄弱であつたなら、躬行實踐の指導も、その實を擧げるに途がない。即ち訓育は、常に養護と離れることが出來ないのである。これと同時に、情意の陶冶と知能の啓培とは、互に相俟ち相助けるもので、この點に於ては、教授と訓育との間に、截然たる境界線を引き得るものでなく、寧ろ、教授の中にも訓育が行はれ、訓育の間にも教授が存するといつてよい。

三面一體の教育活動と教育目的の到達 養護・教授・訓育の三方面は、その直接分擔するところに多少の相違があるけれども、併し、その間に密

三つの仕事の結合と教育目的の到達

接不離の關係を有し、且實際に於ても、さながら三つ巴の如く、相追ひ相俟つことは、上述の如くである。寧ろ教育の働きは、これ等諸方法の三面一體の活動の上に生きるものであつて、教育の目的は、かくの如くにして、圓滿有效に到達せられるのである。

分け上る麓の道は多けれど

同じ高根の月を見るかな [古歌]

## 第七篇 教育の效果とその測定

### 第一章 教育測定の意義

廣義の教育測定

素質検査と教育測定既に述べた如く、人の發達は素質と教育との相乗積であつて、その因數にも比すべき素質の分量と教育の效果とを、明確に分析することは不可能であるが、それにも拘らず、主として素質の優劣を検査すること、教育の效果を測定すること、が行はれる。前者を素質検査といひ、後者を廣義に於て教育測定といふ。

教育測定の重要性 實際教育の立場からすれば、教育の前提として素質検査が必要であり、教育の後始末として教育測定が要求せられる。併し教育測定も、單なる後始末に止まるのでなく、それに照らして今後の教育方針を樹立し、一層大きな教育效果に向つて努力すべ

教育測定の一部門

き足場となるものであつて、こゝに教育測定の重要性がある。教師も父兄も兒童自身も、今日までの教育效果の測定から、常によりよき明日を的確に齎らさねばならぬ。教育測定は狭義に、學業成績考査の一部のみを指すこともあるが、廣義には、教育方法の三部門たる養護教授訓育に對應して、身體検査と、學業成績考査と、操行査定との三方面を含む。次にその各について説かう。

### 第二章 身體検査

狭義の身體検査

身體検査の目的 身體の情態を検することを廣く身體検査といふならば、それは家庭でも學校でも不斷に行はれてゐるわけであるが、狭義に身體検査といへば、學校に於て、文部省令の規程に基づき、定期に一定の項目について検査することを指す。その目的は、昭和十二年一月發令の「學校身體検査規程」第一條に次の如く示されてゐる。

學校ニ於テハ學生生徒兒童ノ身體ノ養護鍛鍊ヲ適切ニシ體位ノ向上ト健康ノ増進トヲ圖ル爲本令ニ依リ身體検査ヲ施行スヘシ右によれば、狹義の身體検査の目的は、身體の情態を検して、それに適切な養護鍛鍊を行ひ、體位即ち體格、體質、體力の綜合的水準を高め、全身の健康を増進するためである。

身體検査の當事者

身體検査の方法 學校身體検査は學校醫が行ひ、學校齒科醫がある場合には、その人が齒牙の検査を行ふことになつてゐる。その上、學校職員、學校看護婦、その他適當な者に、検査の一部を補助させることが出来る。検査の項目は、身長、體重、胸圍、坐高、榮養、脊柱、胸廓、眼、耳鼻及咽頭、皮膚、齒牙、其ノ他ノ疾病及異常であり、この外でも必要と認めた事項は、特に検査を行ひ得ることになつてゐる。検査の期日は、毎年四月に全項目を検査することを原則とし、止むを得ぬ場合に於ては身長、體重、胸圍、坐高の測定を除いた以外を、六月末日までに施行する

身體検査の期日

身體検査の項目

身體検査の結果

ことが出来る。検査の結果は、一定様式の身體検査票に記入し、それを學校長が身體検査統計表に調製し、その年の八月末日までに、小學校にあつては地方長官に報告すべきことになつてゐる。

### 第三章 學業成績考査

學業成績

教授の效果と學業成績 教授の效果は、兒童の學業成績の上に現れる。學業成績は、兒童の素質に學習の努力が加はつた所産であり、それには養護も基礎となり、又訓育が實踐を助けることも少なくないが、併し、これに對して直接の關係をもつものは教授である。教授は學習の指導と、その效果の測定と兩方面からの考慮が互に歩み寄るのでなければ、合理的に學業成績の進歩を圖ることが難かしい。

學業成績考査の目的 學業成績の考査には、種々の目的が含まれてゐる。教授の直接の結果を知つて、指導上の改善に資すること、學業進

教授上學業成績を考査する必要

考查の要義

抄の程度を測つて、進級卒業等を認定する資料に供すること、児童に學習の結果を自覺させて、奮勵努力の動機を切實ならせること、父兄にその子弟の出來ばえを知らせて、家庭に於ける復習豫習の参考に供し、進んでは本人將來の方針を定める參按ともさせること等が、これである。何れにせよ、考查のために考查するのでなく、教育上に役立つようとするのが、その要義である。

狹義の教育測定  
の任務

教育測定と成績考查學業成績の考查については、近時客觀的に且科學的に、教授學習の効果を精確に計量する方法が案出せられた。これが狹義の教育測定である。狹義の教育測定は、一には、教授の結果を測定して、その能率を明かにし、二には、その結果の診斷的考察によつて、指導の反省に役立てようとするもので、從來の成績考查が動もすると主觀的に流れた弊と、一定の標準を缺いた弱點とを救ひ、且各教科目間の均齊な進歩を確實に検討することが出来る點に於て、確

教育測定と成績  
考查との關係

に成績考查の一半を充たすものと言つてよい。

學校調査の任務  
學校調査と成績  
考查との關係

學校調査と成績考查教育測定は、單に或學級或學校に於て行はれるだけでなく、一の學校、一地方の學校の成績が、他の一般のそれに對する關係如何を公平に調査するため、同時に多くの學校に對して行ふことがある。これを稱して學校調査といふ。尤も學校調査は、常に兒童の學業成績について行ふだけでなく、その養護訓育の成績、その他學校管理の全般に互つて行はれるものである。

合理適切な成績  
考查方法

成績考查の方法 兒童の學業成績を考查するには、教師の主觀による方法と狹義の教育測定とを併せ用ひるがよい。そして兩方を參照して考定するのが、最も合理適切な方法である。狹義の教育測定は、教科目によつて、その標準と方法とを異にする點もあるから、これを各科教授法綱要に譲り、こゝには一般考查の方法に關して、特に注意すべき要項を纏めて擧げよう。

- 一、成績の考査は、大體に於て學期・學年等の全期間に亙つた日常成績の平均たることを要する。それ故、書き方・綴り方・圖畫・裁縫・手工等の如く、平素の課業に於てその作品に評語を加へ得るものは勿論、他の教科目にあつても、成るべく平常の課業に於て、その成績を考査すべきである。
- 二、特に問題を與へて考査をする場合に於ても、問題は平易なものと稍困難なものとのを、ほゞ同量に配當するのが原則である。難問ばかりを課するが如きは、成績考査の本旨に悖る。
- 三、結果の處理には十分の考慮を要する。即ち、成るべく教科目を彙類して、自然科學的・精神科學的・技能的及び實用的の諸方面に於ける各兒童の長所・短所を明かにし、且その進歩の跡をも見易からせるがよい。
- 四、考査は常に能率を吟味するのみならず、又教育の實際に役立て

矯正教授

ようとするものであるから、成るべくその結果に對して診斷的考査を加へて反省の基礎となし、これによつて日常の教授・訓育に斟酌を加へ、指導の方法上に工夫を凝らすべきのみならず、時には特に矯正教授をも加へるべきである。矯正教授とは、學習した結果の誤つてゐる場合又は達成の不十分な場合に、これを矯正補足するために特に加へるところの教授である。

五、兒童・父兄に示す通知簿と成績原簿とは、必ずしもその詳細の度を一にすることを要しない。成績原簿としては、成るべく詳細な記録を作るべきであるが、通知簿は大體の記載に止めてよい。

#### 第四章 操行査定

操行査定之目的 訓育の効果を測定するのが操行査定である。これも、單に訓育の成績を検するといふ回顧的意義をもつだけでなく、

今後の訓育に資するといふ點に一層重要な意義をもつ。即ち兒童の境遇及び身體の情態を背景として、知的・情的・意的の習慣、それ等の内面を成すところの情操の諸方面、自治的・社會的生活態度等、要するに訓育の企圖する各方面について、その優劣を判定し、教師のためにも、父兄のためにも、兒童自身のためにも、過去の反省と將來の向上とに役立てるのが、操行査定の目的である。

**操行査定の方法** 身體の情態や學業の成績は、その性質上客觀的に検査せられ易く、又數量や等級を以て表示し得る部面も多いのであるが、訓育の效果に至つては、内面的・情意的・非合理的の性質を帯びてゐるから、それを客觀的に測定したり、數量や等級を以て表示したりすることが困難である。そこで、先づ特定の實驗的測定や、問題を課しての査定に訴へるよりも、平素の觀察をば主たる方法とせねばならぬ。それも單に學校生活だけでなく、家庭や社會に於ける生活を

操行觀察

操行査定の項目

も觀察する必要がある。この點から訓育效果の測定には、特に家庭との連絡や校外生活指導者との協力が求められる。そして訓育上留意してゐる徳目や性行の諸項目を列擧し、その各について觀察の視點となるべき徵表を豫め調査し、これ等を整理して操行査定票を作製し、訓育當事者の總てが常にこれを念頭に置き、訓育を行ひつゝ、同時にその効果を査定するやうにすべきである。そして訓育の成績については、特にその發表方法に注意し、決して兒童の人格を毀損したり、自棄に陥らせたりする虞のないやうに心がけねばならぬ。

操行査定の發表

## 第八篇 家庭教育

### 第一章 家庭教育の本質

家庭の本質と教育的機能

家庭教育の意義 家庭は、人生の搖籃であり苗床であると同時に、最も基本的な教育の働きをもつた陶冶社會である。それは本來、教育そのものゝためではなくて、人生百般の要求を綜合的に果すために自然に成立つた社會であるが、その家庭生活が家族を自らに同化して行くことは、社會の根本機能としての教育の働きを最も具體的に實證してゐる。かゝる働きが反省、自覺せられて意圖に上り、父母が子女の教育に努力することになれば、そこに教育精神と教育形態とが強く鮮やかに示現する。然もこの家庭教育は、子女の心身の全面全層に亘つて、不拔の根柢を培ひ養ひ、將來のあらゆる教育は、この根

家庭教育の廣狹二義

柢の上に接木せられるのである。

廣義の家庭教育といへば、家庭で行はれる一切の教育を意味し、子女が學校に入學した後も、又卒業した後ですら、家庭教育を離れることが出来ない。併し狭く家庭教育といへば、學校入學前の嬰兒、幼兒が家庭で受ける教育を意味する。こゝには狭義の家庭教育を念頭において敘述を進めるのであるが、その根本の趣旨は、廣義の家庭教育にまで推し廣めらるべきことを豫想してゐる。

家庭教育の動機 家庭教育の本質を確乎と把握するためには、家庭教育の動機を考察することが必要である。吾等はこの動機を、第一には、人情の自然に歸し、第二には、特に我が國體と家庭との關係に歸し、第三には、社會と家庭との關係に歸したいと思ふ。

元來、子を愛して、よくこれを育てようとするのは、人情の自然である。昔、山上憶良が

人情の自然と家庭教育

白金も黄金も玉も何せん

まされる寶子にしかめやも

と謳ひ、古語にも「子寶」といひ、又「萬の倉より子は寶」などといつて、最も子を貴んだことは、我が國古來の習俗である。花山天皇の御製に

思ふこと今はなきかな撫子の

花さくばかりなりぬと思へば

とあり、菅原道眞の母は、道眞が元服した時

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしかな

と祈つた。その外、本多重次が陣中からその家に送つた簡単な手紙にも

一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな、馬肥せ。

とある。嘗に貴族や武家のみではない。一般民衆の間にも

あすは坊さん宮參り、宮に參らば何というて拜む。

この子一生まめなよに、この子一生まめなよに。

といふ俗謡があり、橘曙覽も

樂みはまれに魚煮て子らみなが

うましうましといひて食ふ時

樂みは三人の子どもすくすくと

大きくなれる姿みる時

と歌ひ、大自然の讚美者であつた俳聖芭蕉でさへ

子に飽くと申す人には花もなし

と詠んでゐる。昔も今も、高いも低いも、總てを通して變らぬものは、子をよく育てようとする親の眞心である。子も亦幼時にあつては、その一切の願望も、要求も、そして疑問も、概ね親に向つて發せられ、且親によつて最もよく充たされる。かくて、家庭教育は實に人情の自



我が國體と家庭教育

然に成立つものである。

以上は、家庭教育の動機を人間一般の人情から考察したのであるが、特に我が國に於ては、國體の獨自性と家庭との關係から、家庭教育の動機は更に重要性を加へる。我が國體は、皇室を宗本家と仰ぐ一大家族的國家として特色づけられ、家と國とがその本質を同じくする。肇國の大理想と歴代列聖の深厚なる樹徳と、我等祖先の忠誠とは、萬邦無比の美しい國風を形成して來たのであるが、この國風は、謂はば國といふ一大家庭の家風である。故に我が國體の精華は、その縮小された姿を家庭に見出すことが出来る。我が國の家庭は、縦に祖先と子孫とを連ねる歴史的社會であり、横に一家親族を結ぶ有機的社會である。家庭の傳統的指導精神と現實の雰圍氣とは、家風を形成して、生きた陶冶力を發揮し、一家一門の名譽は、家名として個人の生命以上に尊重せられ、祖先以來の家庭教育方針は、家憲・家訓・庭訓

社會の影響と家庭教育

として儼然たる權威を保つ。かうした家族生活は、そのままに、國體を重んじ、國史を尊び、國憲・國風に同化する國民生活と相連なる。國を家として忠は孝となり、家を國として孝は忠となる。家族道德は國民道德の出發點であり、國民教育は家庭教育のさながらの擴充である。こゝに我が國に於ける家庭教育の國家に對する重要な動機が存するのである。

家庭教育を強調振興すべき第三の動機は、社會の影響を家庭に於て醇化し、子女の性情を温かく素直に孚むことに存する。社會は實に複雑多様の勢力を混淆して居り、その影響は子女の發達に必ずしも望ましいものばかりではない。特に交友や讀物や映畫などによつて、子女が社會の弊風に染まり易いことは周知の事實である。かうした中であつて、動もすれば荒み易い子女の魂を、温かな、正しい家庭の雰圍氣に包んで、素直な生長を遂げさせることは、家庭教育の極

めて重大な課題である。近時、世相の悪化や思想界の混亂を憂ふる聲が、家庭教育振興の叫びとなつたのも、全くかうした動機を語るものである。

### 第二章 家庭教育の任務

#### 明治天皇の御製に

いつくしとめづるあまりに撫子の

庭のをしへをおろそかにすな

と、お詠み遊ばれてあるのを拜する。まことに畏い極みである。

家庭教育の任務は數々あるが、左にその主な點を述べよう。

家庭に於ける身體發育養護の任務

一、身體發育の養護 丈夫な身體は、あらゆる幸福の背景である。そして幼時に於ける身體發育の著しいことは、既に述べた通りであるから、これをよく養護して、兒童の健康を進めることこそ、將來丈夫な

家庭に於ける言語收得練習の任務

身體の持主たらしめる根本である。母を喪つた幼兒には、死亡率が多いし、又身體上の瑕きずについて調査した人の報告によると、所謂一生瑕なるものゝ多くは、幼時家庭に於ける手落ておちに基因してゐる。家庭に於ける身體養護の大切さは、これ等によつても證明せられるのである。

二、言語の收得練習 兒童は、生後約一年半から二年に至る間に於て、最もよく言語を覚えるものであつて、吾等の言語は實に、家庭で知らず識らずの間に覺える言葉に、その根幹をもつてゐる。學校教育はこれを補充し訂正して、これに文字を附與するものである。言語は事物の名稱を示したり、その性質や關係を表したりするものであるから、その收得練習は知的作用の發達と密接な關係がある。「三歳の習は八十に至る」とか、兒童が六歳までの間に、爾後一生の間よりも多くを學ぶ」とか言はれるのも、これである。然も幼兒が家庭を中心と

家庭に於ける價  
値判斷啓培の任  
務

して收得する知識は、生活上必須であるばかりでなく、將來接觸する一切の事物を類化し處理するための基礎となり、従つて生涯の知識の土臺となるものである。

三、價値判斷の基調の啓培 陶冶とは、體驗に基づいて更に理會創造を進めることに外ならぬ。その上、人の思考も感情も將又意志も、意識の下に潜んでゐる習慣の力に支配されることが存外大きいものである。同じ一羽の胡蝶でも、詩人はこれを春の女神と眺め、哲學者はその去來の中に宇宙の真相を觀じ、動物學者は生物界の法則をその構造の上に讀む。これ皆その人の體驗及び意識の根柢の相違に基づくのであるが、その體驗の基調や意識の根柢こそは、家庭で養はれるものである。さうして見ると、家庭に於ける價値判斷の基調の啓培は、いかにも大切である。

家庭に於ける品  
性陶冶の任務

四、品性の基礎の陶冶 「三つ兒の魂百までも」とはよく言つたもので、

幼時に於ける家庭の躰こそ、人間一生の品性行動の湧き出す泉である。故意に加へられる教訓も、これに影響を與へるには與へるけれども、併しその影響の如何に拘らず、周圍の空氣と精神とは、結局、人の氣風と態度とを形造るに最も力強い要素である。この意味に於て、子供は確に家庭の鏡であつて、世の中に父母ほど強い感化を與へるものは外に無い。

家庭に於ける趣  
味涵養の任務

五、趣味の萌芽の涵養 吾等の趣味性や鑑賞力は概ね環境の裡に、いつとはなしに養はれるもので、家庭が吾等の根本環境であることは言ふまでもない。かの荒涼たる天地が、美に對する希望を餓死させると同じく、亂雑な家庭は兒童の趣味性を枯渇させる。かゝる兒童に對しては、學校の教育も、その美的趣味を培ふのに困難であり、動もすると、間接の知識技能をそのさゝやかな記念物として彼等の上に残すに過ぎないことになる。

### 第三章 家庭教育の方法

家庭教育の方法に關して、特に注意せられた二三の問題がある。先づこれを批判して、然る後その方法の要領に及ぼう。

胎教子に對する教育上の注意が、その猶胎内にある頃から加へられることがある。これを胎教といふ。これは當然のことで、妊娠中に於ける母の思想感情及び一家の生活情態は、胎兒の上に少なからざる影響を及ぼすからである。それ故に、妊婦は特にその身の健康と衛生とに注意し、生活を正しくし、榮養をよくして、胎兒の十分な發育を圖るのは勿論、常に思念を純正にし、感情を平和にして、甚だしい感動や、心配煩悶のために心身を惱ませること等は、これを避けねばならぬ。周圍の者も亦、妊婦を勞はつて、過勞に陥らせぬやうに注意を加へるがよい。これは、妊婦のためのみでなく、胎兒のためであり、

#### 胎教の方法

一家一族國家社會のためでもある。

早教育 兒童が學齡に達しない前から、これに學校教育の如き系統的の教育を加へようとするのが早教育である。無論、學齡未滿の幼兒に對しても、その教育の大切なことは、學齡兒童に於けると毫も異なるところはない。けれども、心身の猶孱弱な幼兒に對して、系統的の教育を施し、規律的訓練を加へるが如きは、無理であるばかりか、自然の發育を阻害する虞も大きい。兒童の教育は、知能の開発だけではない。殊に幼兒に對しては、その身體の旺盛な發育を護り、その品性の純良な萌芽を培ひ、これが發達大成の基礎を十分に養ふことこそ、實に根本義である。

家庭教育方法の要領 こゝに家庭教育方法の要領を纏めて擧げると、第一は、言ふまでもなく、兒童の身體の養護で、この點については、母は特に育兒の方法に通じ、且家庭の衛生に甚大の注意を拂はねばな

#### 早教育の批判

教育效果の統一  
的考察及び實施

家庭から見た學  
校との聯絡の必  
要

らぬ。第二は、兒童の環境の整理で、主として家事の整頓と密接な關係をもつ。第三は、父母の適切な示範で、これについては、第六篇第三章に述べたところを基準とすべきである。そして、兒童が學校教育を受ける頃に至つては、家庭と學校とは、成るべく、その教育の方針を一にすべきのみならず、兒童の作業に於ても互に協調を圖つて、教育の効果を統一的に擧げること努めねばならぬ。勿論、學校、家庭の聯絡は、學校教育の方から必要であるばかりでなく、家庭教育の方からも大切である。蓋し、家庭は自然の教養場ではあるけれども、父母は一心に子を愛する餘り、直情徑行に過ぎ、喜怒褒貶、動もすればその常軌を逸し易い。實に藤原兼輔が

人の親の心は闇にあらねども  
子を思ふ道にまどひぬるかな

と詠んだ通りである。とにかく、家庭と學校とは、互にその長短得失

を異にする點が少なくないから、相協力することによつて、各、その特長を發揮し、互にその弱點を補足し、そして、兒童教育の能率を十分に増進させることが出来るのである。これ、學校教師が家庭教育の一般に通じねばならぬ所以でもある。

## 第九篇 社會教育

### 第一章 社會教育の本質

社會教育の意義 教育は總て社會によつて行はれ、家庭や學校も有力な陶冶社會であるが、こゝで社會教育といふのは、家庭と學校とを除いた一般社會に依る教育を意味する。然も一般社會が無意的にその成員を同化しつゝある廣義の教育ではなく、意圖的に特殊な施設を以て、その成員を感化指導する狹義の社會教育を指していふのである。

社會教育の動機 吾等の向上進歩は、學校の卒業を以て終りを告げるものでない。人には、それ以上尙教育を受けようとする欲求もあれば機能もある。これと同時に社會には、かゝる人々を指導しよう

狹義の社會教育

社會教育と我等の精神的要求

社會教育の三動機

とする同情や理想を有する人もある。これ皆、陶冶を欲する吾等の精神的要求に基づくものである。國家がその全員たる國民の發展を圖るために、各地方がその地方人民の幸福を進めるために、又團體がその團員の向上を企てるために、それぞれ社會教育を施設するのも、畢竟、人の本然の性質の然らしめるところである。それ故に社會教育の動機は、これを三方面に分けて考へることが出来る。即ち、國家社會の動機が一であり、教育する者の動機が二であり、教育を受けざる者の動機が三である。これら三方面の動機が何れも實現せられて、社會教育はその企圖を全うすることが出来るのである。

### 第二章 社會教育の任務

社會教育は、學校・家庭以外、一般の教化を企圖する一切の施設經營を包含するものであるから、その範圍は廣く、その事業も多岐に互り、

従つて、古來社會に存した教育上の理想は概ね皆、その何れかの方面に現れて來てゐると言つてよい。けれども、それ等の一般に通ずる大體の任務を擧げると、凡そ左の五點である。

社會教育に於ける道德教育の要義

一、道德教育　これは、國體・家族制・國民性等に關する國民道德から、生活處世に必須な實踐道德は言ふに及ばず、更に進んで國際道德に至るまで、一切の道德に關する陶冶であるが、その中堅たる點は、實に國體の明徴、國民精神の作興にあるのは、元より言ふまでもない。即ち國民道德を中心と定めて、國家・社會の一員として必要な徳性・思想を修養させることは、躍進日本の社會教育にあつても、第一の任務でなければならぬ。

社會教育に於ける公民教育の要義

二、公民教育　日本公民として必須の教養を加へることが、公民教育であるが、かゝる教養は、知識の收得に止まるべきでなく、醇厚な情操と熾烈な信念とを涵養し、實行の意力を喚起せしめるに足る全一體

社會教育に於ける職業教育の要義

としての公民的人格を陶冶するものでなければならぬ。この意味に於ての公民教育こそ、社會教育に缺くべからざる重要任務である。

三、職業教育　人は、それぞれの職業を有して、その生存を全うするものであるから、それに應ずる必須の知識・技能を授けるのが職業教育である。そして、各個人の理想を實現させる上にも、又國利民福を増進させる上にも、職業教育は大切であるが、職業によつては、傳來の慣習をのみ墨守して、日新の科學・技術を應用することを怠るものが無いではない。これ等は、社會教育によつて漸次に改善されねばならぬから、職業指導は社會教育の一重要點である。

社會教育に於ける趣味教育の要義

四、趣味教育　趣味好尚は人生に缺くべからざるもので、美的趣味の涵養は何人にも必要である。この趣味は、やがて吾等の慰藉ともなり、娛樂ともなつて、人生を潤はせ、兼ねて社交を圓滿ならせる。趣味の生活こそ、この世ながらの淨土である。そして、低級な娛樂を避け

社會教育に於ける體育保健の要義

て高尚な趣味を養ふ上に、社會教育の及ぼす影響は實に大きい。

五、體育保健　體育保健は、學校生活で大切であるのみならず、實際生活でも大切であり、又幼兒・兒童に對して必要であるのみならず、青年壯年に對しても必要である。たとひ老年になつても、吾等は健康を保つためには、常に身體の練磨を怠つてはならぬ。そして學校・家庭以外、總ての人に、身體練磨の適當な場所と機會とを提供することは、社會教育の一つの大切な任務である。

社會教育の任務の要約　以上を概括すれば、社會教育は學校教育の補習を旨とし、道德教育・公民教育・並びに生活に必須な職業的の知識・技能を授け、且趣味の養成・健康の増進に努めることを任務とするものである。

### 第三章　社會教育の方法

社會教育の方法は、實に多面多角であつて、諸種の施設經營を含むのであるが、左にその主なものを列挙する。

一、圖書館　圖書館は専ら讀書による教養を目的とし、その當體の區別によつては、成人圖書館・兒童圖書館・徒弟圖書館・勞働者圖書館等となり、その設置の場所の相違によつては、學校圖書館・兵營圖書館・病院圖書館・家庭文庫・床屋文庫・湯屋文庫等の名稱もある。又圖書館の設備の無い所でも、新聞雜誌・縱覽所・揭示所等を設けるのは、簡單で然も有益な施設である。

二、博物館・展覽會　博物館は教化を主目的とし、藝術品・標品等の保存を副目的とし、人の鑑賞・研究のために常設せられるものであり、展覽會は、一定の期間、一定の場所に諸種の事物・器具等を陳列して、一般の觀覽に供するものである。博覽會も亦、展覽會の一種である。

三、講演會・講習會　これ等は學術・技藝・産業・衛生その他の普及を目的

圖書館の種類

縱覽所揭示所

博物館

展覽會

博覽會



講演會講習會の  
種類

刊行物

兒童讀物

少年團

青年團

とするもので、その種類は非常に多い。官廳學校教育會學會業務團體等の開催するものは勿論、通信學校各種の講座等もこれに屬する。又書籍新聞雜誌の如き刊行物も社會教育の一面であり、就中兒童の生活に直接の關係をもつものは、兒童讀物である。兒童讀物の精選と善用とは、初等教育者の重要事である。

四、少年團青年團及び婦人會 少年團は、確乎不拔の愛國的精神と強健有用の身體とを併せ有する良民を養成するを目的とする少年修養の機關であり、青年團は、青年に必要な心身の修養をさせて、生活の安固を圖らせ、産業の發達に盡させ、又風紀の肅正、良俗の發揚に努めさせると同時に、地方公益の事業にも當らせる青年修養の機關である。更に女子に向つて、人とし又女子として、妻とし又母としての必要な教養を加へ、家事副業料理育兒衛生婦徳等から廣義國防に關する婦人の任務に至るまで、これを全うせしめる機關として設けられるも

婦人會

のは、婦人會である。

五、青年學校 青年期の教育は男女共に特に重要なものであるから、文部當局は、これを單に青年團及び女子青年團の自治的運営のみに任せずに、法令を以て設立せしめてゐる青年社會教育の機關が、即ち青年學校である。青年學校の目的は、男女青年に對し、その心身を鍛鍊し、徳性を涵養すると共に、職業及び實際生活に須要な知識技能を授け、以て國民たる資質を向上せしめるにある。

六、民衆體育保健の施設 これに積極的と消極的との二方面がある。積極的の方面の施設としては、一定の場所に一定の設備をなして體操競技遊戯等を練習させる體操場競技場を始めとし、歲時に舉行せられる國民心身鍛鍊運動遠足旅行登山會游泳會等皆然りて、これ等は體育としてのみならず、剛健敢爲の氣風を涵養する上にも大效がある。又消極的の方面の事業としては、傳染病の豫防、禁酒節酒の勵行、生

青年學校の目的

國民心身鍛鍊運  
動

三大公衆娛樂

動植物園水族館  
及び公園  
兒童遊園

活の改善に關する各種の宣傳實行等で、これ亦實に國民保健の根本である。

七、娛樂の諸施設　これも亦多種多様である。三大公衆娛樂と呼ばれる寄席芝居映畫は勿論、自ら演じて自ら楽しむ餘興と稱するものまでも、これに含めることが出来る。これ等諸施設の内容は、これを適正豊富にして、趣味の向上、慰藉の増進を圖ると共に、風俗の改善、志氣の作興に努めねばならぬ。又鑑賞と教化と保健とを同時に併せ達しようとするものに、動物園植物園水族館及び公園等がある。殊に兒童の生活に直接の關係あるものは兒童遊園である。

## 第十篇 職業指導

### 第一章 職業指導の任務

職業指導の意義　職業指導とは、職業の本質を發揮するやうに人を指導することである。即ち、一方では職業の性質を明かに理會させ、他方では自己の天分を正しく自覺させ、そして最も適當した職業を選択することによつて、人の能力を遺憾なく發揮させようとするのが、職業指導の要義である。國運の發展、産業の興隆は、これに依つて期せられるのであり、近時喧しくなつて來てゐる就職難や失業問題の如きも、これに依つて緩和することが出来るのである。

小學校と職業指導　小學校は、將來あらゆる職業に共通に必要な基礎的教養を與へる所であつて、特定の職業教育を加へるものではない。

職業指導の必要

完成教育

い。けれども、小學校教育を卒へただけで直に實社會に送り出される者が、國民の過半數を占めるといふ現状からすれば、小學校でも、何等かの意味に於て、職業にまでの指導を行はねばならぬことは、自明の要求である。殊に、完成教育の強調は、益、この要求を促進して來た。完成教育とは、程度の高い低いに拘らず、一應纏まつた教育を施すことをいふのである。

小學校に於ける職業指導の任務 小學校に於ける職業指導の任務は、

任務の三要点

次の三點に歸する。第一は、職業一般に關する見識と信念とを養ふことであり、第二は、職業の選擇に關して着實適正な指導を與へることであり、第三は、可能的職業の代表的なものについて初歩的陶冶を加へることである。即ち、兒童の大多數が卒業後從事すべき若干の職業について、それに必要な知能を授けるのであつて、小學校で實業科目を課して、その何れかを選擇履修せしめるのも、このためである。

## 第二章 職業指導の方法

講話

上述の任務を達するために實行せられる方法は次の如くである。  
職業に關する講話 職業一般並びに代表的職業についての講話をなすことであつて、これは正規の時間の外にも、課外講話として聽かせ、又教師だけでなく、實社會の職業に従事してゐる人々の中で、見識ある人の講話を依頼することも有益である。

職業分析  
性能調査

職業分析と性能調査 職業分析とは、職業を分析して、その要素を明かにすることであり、性能調査とは、兒童の性能を調査して、その長短適否を知らせることである。何れも専門的研究を要すること、職業紹介所その他職業團體で研究してゐるから、小學校では、それらの報告を集め、兒童の理會し得る形に於てこれを示すがよい。  
家庭との聯絡 職業の選擇には家庭の事情が重大な關係をもつか

父兄の意見と兒童の反省

ら、この點に關しては、父兄ともよく相談しなければならぬ。又兒童自身にも、家庭の事情、父兄の希望等について、十分に反省させ自覺させた上で、選職せしめねばならぬのは勿論である。

實習

可能的職業の實習見學 上述の手續によつて、將來、就職の可能な職業が豫定せられたならば、それについて基本的、初歩的な知能を得させるために、實習を課せねばならぬ。實習は、學校に特設した設備による外に、實社會の職場に委託して、實習をさせるのもよい。又實習の外に見學も必要である。見學には、豫め一定の計畫を立て、見學の着眼點を指導し、その結果を反省させることを怠つてはならぬ。

見學

諸方法の相互關係

以上の諸方法は、互に關聯結合して行はれる。例へば、講話が見學と結合したり、實習の體驗によつて、職業分析や性能の自覺が行はれるが如き、これである。

## 第十一篇 幼稚園の保育

### 第一章 幼稚園の必要と保育の任務

母の教育的知能と幼稚園の必要

幼稚園の必要 家庭は最も基本的、自然的な陶冶社會であり、母は幼児教育の最適任者であるが、事實上、總ての母が教育に關する知識や技倆を十分に具へてゐることは困難であるから、母の任務を補助する施設があつて、家庭と協力して幼児を教育することが望ましい。

産業の發展と幼稚園の必要

これが幼稚園の必要な第一の理由である。第二に、家庭の職業の關係上、幼児教育に十分の力を注ぐことが出来ぬ場合があり、殊に産業の發展に伴ひ、父母共に家庭外の仕事に従事することが多くなつたので、家庭教育の缺陷が益々痛感せられ、それを補ふために幼稚園の必要が強調せられるに至つた。第三に、幼児は家庭に於て、動もすると

社會的訓育と幼稚園の必要

社會的生活態度の訓育を缺き易い。即ち家族が少なく、相互の共同や禮讓などの徳が十分に養はれなかつたり、或は家族が多くても、放縱に流れて秩序や規律の訓育が缺けたりすることがある。かうした缺陷を補ふためには、幼兒を相當人數だけ集めて共同生活をさせ、そこに早くから社會的訓育を行ふのが有益である。これが幼稚園の必要な第三の理由である。

保育と保母

**保育の任務** 幼稚園の教育を特に保育といひ、その教師を保母といふ。蓋し學校教育よりも、やさしく幼兒を保護育成し、家庭の母の如くに、親切に幼兒の世話をするといふ趣旨を現すためである。

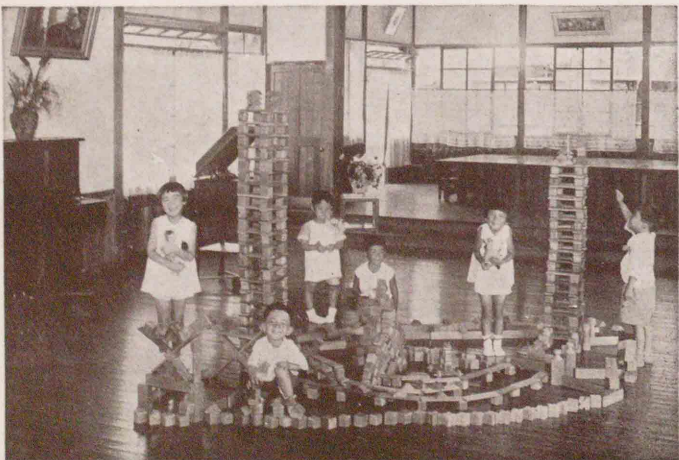
保育の目的に關しては、幼稚園令第一條に

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

と示され、又幼稚園幼兒の年齢については、同第六條に

保育の目的

幼稚園の實際



幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始  
期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部  
大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得  
と示され、尙幼稚園令施行規則第一條に左の如く規定せられてある。  
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難  
キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良  
ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ  
即ち保育の目的は、心身を健全に發達せしめること、善良な性情を  
養ふこと、及び家庭教育を補ふことの三點にあり、保姆の任務は、父母  
兄弟を助けて幼兒の保護教養に努めるにある。

## 第二章 保育の方法

### 第一節 保育上の施設

保育上の施設で必要なものは、遊園と保育室遊戯室とである。遊園遊園は、自然の保育場で、兒童の屋外生活を全うさせる樂園である。こゝで彼等は、十分な日光に浴し、新鮮な空氣を吸ひ、嬉戲と觀察とを隨意にすることが出来る。それ故に花壇、砂場を設け、適當な運動機具を備へ、又成るべく蔬菜類を植ゑ、鶏、兎等をも飼ふがよい。園藝は子供の農業で、農業といつても、無論職業を教へるのでもなければ、又強ち汗の値を知らせるのでもない。田園の謳歌者となり、大地の禮讚者となる素地と趣味とを養ふためである。今、遊園の設備に關して特に注意すべき事項を擧げる。

一、地域が廣濶で自由の活動に適し、且小丘、淺池等地形の變化に富んだ場所がよい。

#### 遊園設備の要項

二、成るべく市塵雜沓に遠ざかり、風物清新の境地を選ぶがよい。  
 三、幼兒は變化を欲するから、近所に適當な遊園があつたなら、それをも利用すべきである。

#### 保育室遊戯室

これ等は、幼兒の屋内生活を全からせる場所であるから、柔かみと温かみをもつた快い樂い所にするがよい。近時の幼稚園は、机、腰掛を並べた教室風を撤廢して、家庭風となし、又社會の實際生活を實演する遊戯や作業、即ち子供の工業、子供の商業ともいふべきものを營むのに、適當な設備をも加へることに努めてゐる。これが設備上注意すべき點を次に擧げる。

一、座席は、幼兒の坐作進退を自由ならせるやうに排列し、且隨時これを變更して單調を避けるがよい。室内の裝飾についても亦然りである。

二、樂器は勿論、恩物遊具等を十分に備へ、且或程度まで幼兒に自由

#### 保育室遊戯室設備の要項

の使用を許すがよい。

三、採光・換氣・暖房等に關する衛生上の設備を十分にし、又救急療法の施設をもなすべきである。食時及び洗面・淨手等についての用意は、清潔を旨とすべきは勿論である。

四、鉢植・生花等を備へて、室内を有趣ならせる工夫も必要である。

### 第二節 保育の項目

保育項目の趣旨

保育の項目は、遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等である。但しこれ等は、幼兒をして楽しく嬉遊させることを主眼とするのであつて、それぞれ獨立に課するといふのではない。この前提の下に、以下各項目の指導の要領を述べよう。

#### 第一 遊戯

隨意遊戯と共同遊戯

幼兒と遊戯 遊戯は、幼兒に最も自然のもので、且彼等の最も好むところであつて、實に保育項目の尖端に立つものである。これに自由に遊ばせる隨意遊戯と、團結して遊ばせる共同遊戯とがある。

遊戯の醇化 遊戯の指導について大切なことは、その醇化である。

遊戯の知的醇化  
遊戯の意的醇化  
遊戯の情的醇化

醇化には三つの方面がある。一は、遊戯の知的醇化即ち科學化で、これによつて、幼兒はその經驗統整の純正な萌芽を養ふことが出来る。二は、遊戯の意的醇化即ち道德化で、これは、幼兒の習慣形成上に大切な地位を占める。三は、遊戯の情的醇化即ち藝術化で、これは、幼兒の心情を純美快活ならせるためには缺くべからざる着眼點である。

#### 遊戯上の注意

一、遊戯の材料には、一般民間に行はれるものを採つてよいが、危険なもの、道徳上不良なものは、必ずこれを避けるべきである。

二、共同遊戯は、その方法が宜しきを得ないと、不自然に流れて興味



を殺ぎ、遊戯の本質を没却する。特に指導上の注意を要する。  
 三、總じて自分で使つた遊具は、成るべく自分で始末させるがよい。

## 第二 唱歌

幼兒と歌謠 幼兒が歌謠を悦ぶ心は、彼等が猶母に抱かれ、子守に負はれ、或は搖籃の中に横へられて、低く優しい歌の調べに、右に左に搖られながら、安い眠についた頃から、既に植ゑ付けられてゐるが、幼稚園に入る頃になつては、自らこれを唱ふことを好むものである。かくて唱歌は、彼等の歌謠性を満足させて、その心情を朗らかにし、兼ねて徳性の涵養にも役立つ。従つて、その歌詞や樂譜は、彼等の趣味に合したものでなければならぬ。この意味で、童謠や軍歌が適好である。但し、野卑に傾き悲哀に過ぎたものは、避けるがよい。

### 唱歌上の注意

- 一、唱歌の際には、姿勢に注意すべきであるが、適度の表情運動は、その自然の傾向を満足させてよい。
- 二、總じて歌謠が多きに失して、倦怠疲勞の感を起させてはならぬ。

## 第三 觀察

幼兒と觀察 幼兒は、心身の發育につれて、その自然の生活に於て絶えず試行錯誤をなして、その經驗を積むものである。従つて、庶物や自然現象をよく觀察させて、彼等の經驗を導くと共に、その感覺機關運動機關を適度に練磨させるがよい。但し、詳しい説明を加へたり、理由を覚えさせたりする必要はない。却つて直觀こそ、體驗こそ、自然の活動である。然も幼兒は、かうした直觀・體驗の間に、自ら分析綜合を營み、かくて自然界・人事界に對する潑刺たる感興を惹くと同時に、他日學校で理科を學び算術を習ふ素地も、既にこゝに養はれるの

である。

觀察上の注意

- 一、遊園には、花艸蔬菜を植ゑ、禽鳥を飼ひ、保育室には、庶物、標品、繪畫、寫眞の類を十分に備へるべきである。
- 二、時々幼兒を引率して散歩逍遙を試み、適當の程度に於て彼等に觀察の機會を與へるがよい。

第四 談話

幼兒と談話 談話も亦、幼兒が愉悅の情を以て、知らず識らず話中の人となり、その間に自ら啓發せられるところがあれば、それで十分で、必ずしも常に分解して教訓を抽出するに及ばない。但し、その材料と方法とに至つては、適當にこれを選択しなければならぬ。

談話の材料 談話の材料には、國民童話、笑話、寓話、お伽噺、神話、傳説、歴史

國民童話

笑話

寓話

お伽噺

神話傳説

史譚、庶物物語、及び實話等數々あつて、それ等の價值にも亦、それぞれの特徴がある。先づ國民童話は、その結構が想像的、藝術的で、愉悅の情を與へ韻律の感を高めるから、幼兒の生活に對しては、眞にその魂の糧ともいふべく、彼等の心情は、これを榮養として自然に生長するものである。次に笑話は、概ね無邪氣な滑稽と奇智とをその内容とし、然も輕快な談笑の裡に、親切な諷刺と比喻とを宿らせてゐる。これ等は、興味が主で教訓は副であるが、それに反して、教訓第一、興味第二のものともいふべきは、寓話である。殊にその擬人法は、幼兒の性情によく投合するから、巧みにこれを使つて、教育の效を擧げるに適當する。お伽噺に至つては、さながら夢の如くに淡く、花の如くに美しい幼兒の生活に、最も適はしい詩の國を開き、頗る樂い藝術の繪卷を展べるものといつてよい。神話傳説も亦、共に幼兒が自然に逍遙すべき純眞な天地を與へて、そぞろに祖先の生活の意義を味はせると

歴史譚

庶物物語

實話

聽話法と對話法

同時に、大きな憧れの翼をば遠い太古にまで延ばさせる。殊に歴史譚が、國民的の自覺を強めて、民族的の感激と誇りとを高める偉力に至つては、洵に大きいものである。これを聴く時、幼兒が、いかにその小さい胸を躍らすかは、彼等の眼が愉悅の情に燃え、彼等の顔が歡喜の光に輝くのを見ても判る。庶物物語は、自然界に對する知識の愛を目醒ませ、生物の生活と運命とに關する理會を與へる外、幼兒の觀察を練り、注意を深くすることが多く、實話は、幼兒の心情を感奮させて向上の途に進ませるのみならず、思慮を綿密にし、知見を豊富にさせる效も亦大きい。そしてこれ等の全體を通じて、幼兒が自らに經驗するところのものは、實に言語の收得と價值判斷の基調を練るところである。

談話の方法 談話は、平易な用語と溫和な態度とを以て、自然に且明快に説話すべきである。その方法に聽話法と對話法とがあり、何れ

幼兒生活の藝術的表現

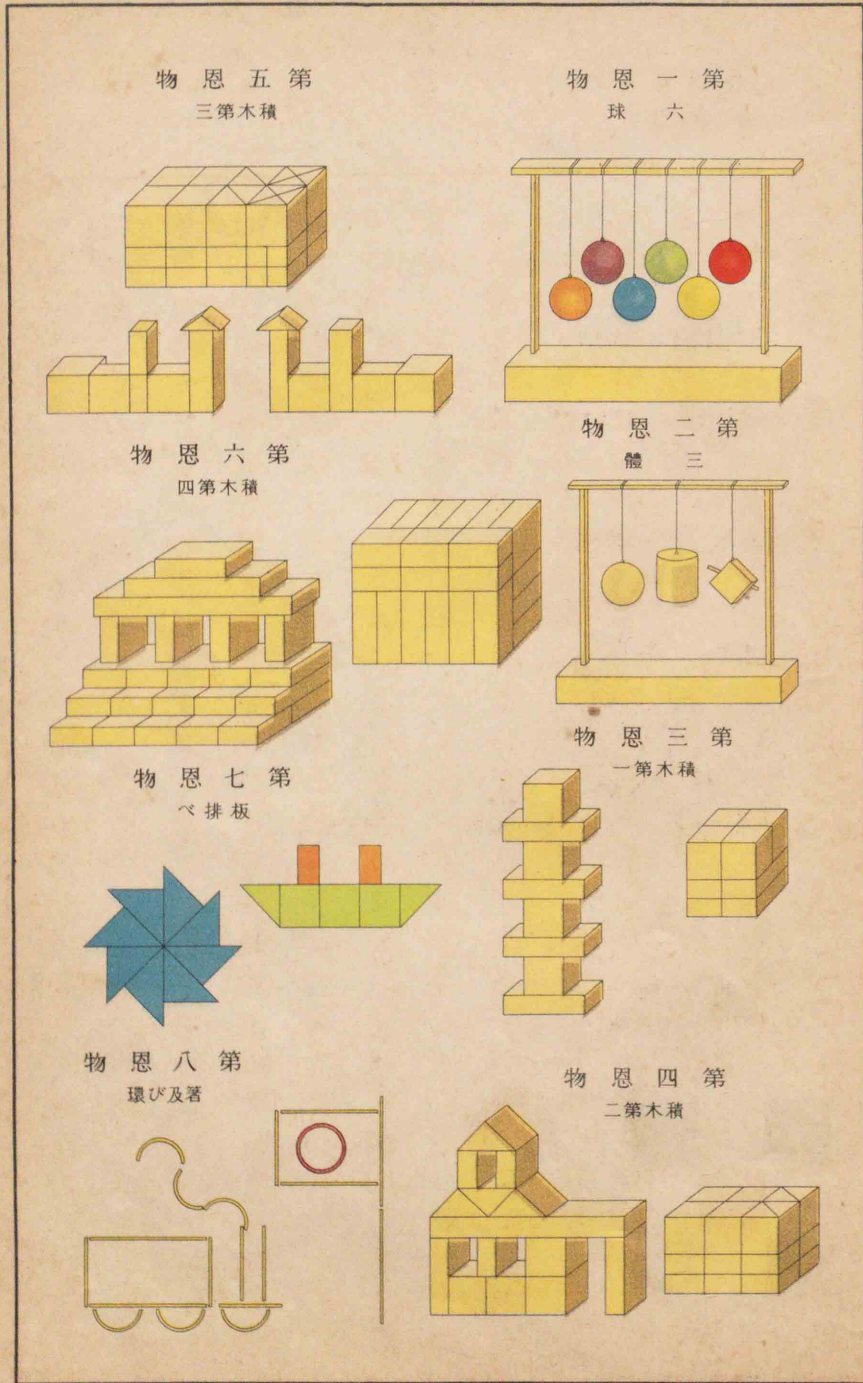
も必要であるから、併せ用ひるがよい。就中、對話法は、かの擬人法と結合して、幼兒をば童話寓話による生活の藝術的表現にまで導く。

談話上の注意

一、幼稚園に入つて來る頃の幼兒は、優に千を越えた多數の語彙を有して、盛に言語の世界に活動するものであるから、よく言はせ、よく語らせて、その發音を正すと共に、彼等の表出を全からせるがよい。

二、童話・寓話等による幼兒生活の藝術的表現は、彼等が自己を對象の中に寫して、その姿を眺める活動とも言ふべきものであるから、唱歌・表情運動等と相俟つて、過度に互らなない限り獎勵すべきである。

第五 手技



恩物  
遊具

恩物の種類

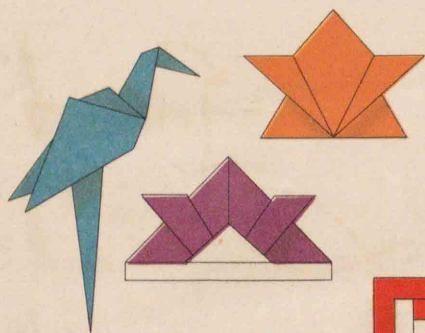
遊具の種類

幼児と手技 手技は、幼児の活動性を満足させて、その自然の経験を積ませるものである。幼稚園の開祖フレイベルは、幼児の心身を練習させるため種々の用具を工夫した。これを恩物といふ。恩物とは、幼児に恵まれた賜といふ意味である。幼稚園の改善者モンテソリーも亦、遊具を工夫して、感覚並びに手指の練磨を圖つた。

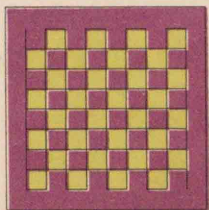
フレイベルの恩物 これは二十種から成る。六球・三體・四種の積木・板排べ・箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し縫取り・畫き方・紙剪り・紙織り・板組み・紙組み・紙疊み・豆細工・粘土細工、これである。この中、前の十種は、そのまま、玩ばせて形體の構成・破壊を試みさせるに適し、後の十種は、多様な實物の形體を表すのに便利で、幼児の工夫・創作の力を練らせるのに適する。通例、前者を狹義の恩物と稱し、後者を作業と呼んで區別してゐる。こゝにその全部を圖示してある。

モンテソリーの遊具 これは七種から成る。一は砂紙板で、これによ

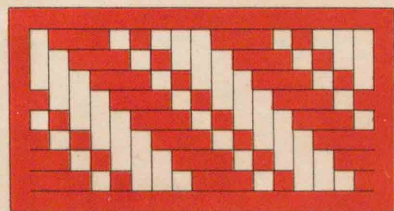
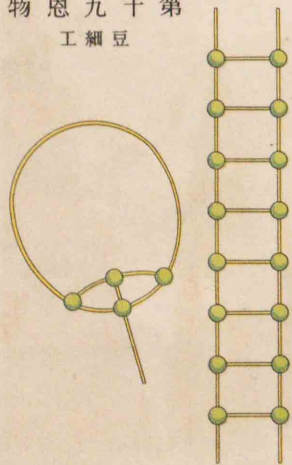
物恩八十第  
み疊紙



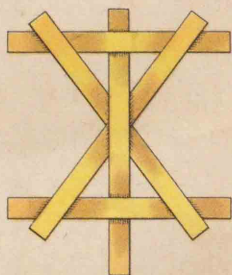
物恩五十第  
り織紙



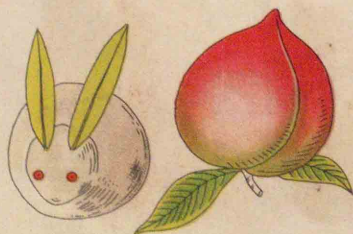
物恩九十第  
工細豆



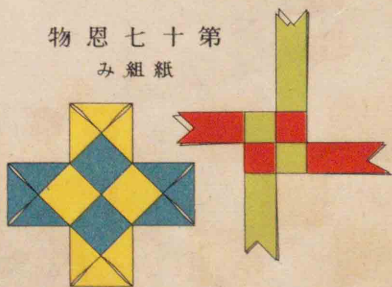
物恩六十第  
み組板



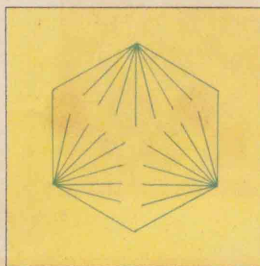
物恩十二第  
工細土粘



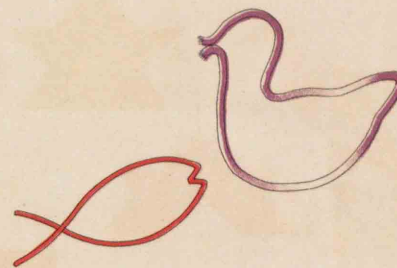
物恩七十第  
み組紙



物恩二十第  
り取縫



物恩九第  
紐び及糸



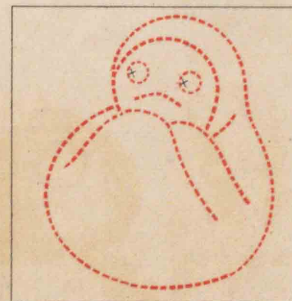
物恩十第  
體粒



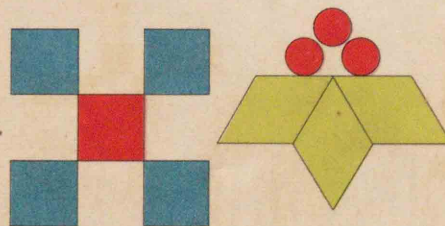
物恩三十第  
方き畫



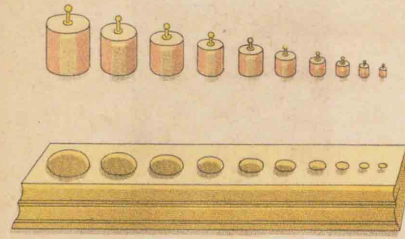
物恩一十第  
し刺紙



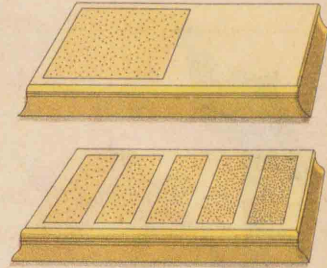
物恩四十第  
り剪纸



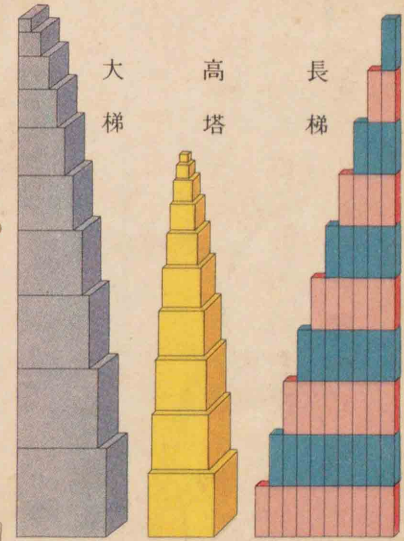
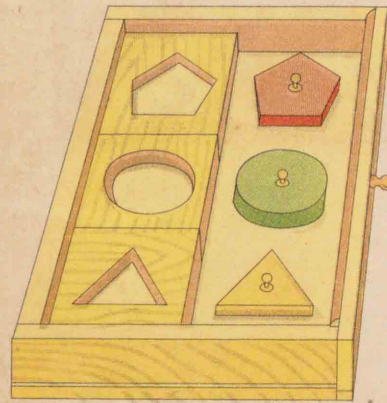
木嵌柱圓



板紙砂

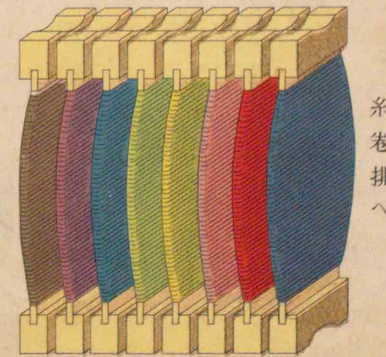
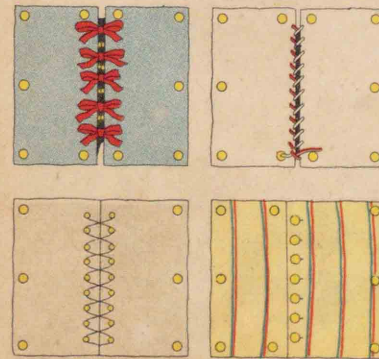


木嵌體形何幾



大梯 高塔 長梯

けか卸び結紐



糸卷排へ

恩物遊具の活用

つて、皮膚覺を練習させる。二は輕重の木板で、これを以て重量の感覺を練習させる。三は高塔・大梯・長梯・圓柱嵌木で、視覺によつて物體の大小を識別させるに使用し、四は幾何形木板嵌木で、幾何形狀を識別させるに用ひ、五は絲卷排べで、色の識別の練習に供する。六は聽官の練習用具、七は紐結び・鈕掛け等の手指練習用具である。こゝにその若干を圖示してある。

各種作業の活用 恩物遊具の中には、多少抽象的に偏したものがあ  
り、又これを使ふには、必ずしも一定の順序によるを要しない。他方、  
生活の實際上に存する各種の作業中には、取つて以て幼兒の手技に  
供すべきものも少なくない。それ故保母は、必ずしも恩物遊具にの  
み拘泥することなく、廣く實際社會に行はれる各種の作業並びに材  
料によつて、簡易適切なものを考案し、趣味と變化とに富んだ方法に  
よつて、便宜幼兒の手技とすることが必要である。

手技練習上の注意

- 一、手技は成るべく、幼兒の活動性に適するものを選び、その工夫創作を練らせるがよい。
- 二、必ずしも製作の成績に重きを置かず、寧ろ心身の活動を主とすべきである。製作に遅速あるのを強ひて同一ならせるには及ばないし、又便宜これに手傳を加へることを妨げない。

〔教育學綱要終り〕

附録 練習問題

第一篇 緒論

第一章

- 一、日本教育の根本義を挙げよ。
- 二、廣義に於ける教育の意義を問ふ。
- 三、狹義に於ける教育の意義を問ふ。
- 四、廣義の教育と狹義の教育との關係を述べよ。

第二章

- 一、實例を舉げて英才の場合に於ける教育の効果を説明せよ。
- 二、實例を舉げて心身缺陷者の場合に於ける教育の効果を説明せよ。
- 三、遺傳と教育との關係について知れるところを述べよ。
- 四、環境と教育との關係について知れるところを述べよ。
- 五、教育遺傳環境三者の關係を論ぜよ。

## 第二篇 教育の目的

### 第一章及び第二章

- 一、教育目的確立の必要なる理由を問ふ。
- 二、日本國民教育の目的を明かにせよ。
- 三、學校教育の特徴を挙げよ。
- 四、義務教育とは何か。
- 五、我が國の義務教育制度について知れるところを述べよ。
- 六、小學校令第一條を舉げて小學校教育の本旨を解明せよ。
- 七、小學校教育の目的を要約して挙げよ。

## 第三篇 教育者と被教育者

### 第一章

- 一、教育者と被教育者との關係を述べよ。
- 二、母性愛と教育愛との關係を挙げよ。

三、文化愛とは何か。

四、教育者に特に祖國愛の大切なる所以を説け。

五、教育的知識及び技能の重要なる理由を述べよ。

六、教育者の身體及び氣風の重要なる理由を述べよ。

七、教育者の徳化についての覺悟を問ふ。

### 第二章

一、被教育者の將來を尊重する立場と現在を重視する立場との關係を論ぜよ。

二、嬰兒期の心身について知れるところを舉げて、教育上の注意に及べ。

三、幼兒期の心身について知れるところを舉げて、教育上の注意に及べ。

四、兒童期の心身について知れるところを舉げて、教育上の注意に及べ。

五、青年期の心身について知れるところを舉げて、教育上の注意に及べ。

六、教育の段階論とは何か。

七、基礎的陶冶とは何か。

八、専門的陶冶の意義を問ふ。

九、高次の一般的陶冶とは何か。



### 第四篇 養護

#### 第一章

- 一、養護の意義を述べよ。
- 二、小學校に於ける養護の企圖を明かにせよ。
- 三、兒童の身體に對する保護と鍛鍊との關係を説け。

#### 第二章

- 一、身體の發育に於ける充實期伸長期及び成熟期とは何か。
- 二、季節に於ける身體の充實と伸長との關係を述べよ。
- 三、我が國民の體位について知れるところを述べよ。
- 四、人口の動態から見た我が國民の體位について知れるところを挙げよ。
- 五、體質及び疾病の上から見た我が國民の體位について語れ。
- 六、兒童の腦髓及び骨骼について養護上特に注意を要するは何故か。
- 七、四肢及び感官の發育に關して養護上特に注意すべき點を挙げよ。
- 八、身體の發育に於て殊に均齊調和の必要なる理由を述べよ。

#### 第三章

- 一、睡眠に關する養護上の注意を述べよ。
- 二、食事に關する養護上の注意を述べよ。
- 三、兒童の齒の衛生について注意すべき必要を述べよ。
- 四、衣服に關する養護上の注意を述べよ。
- 五、呼吸に關する養護上の注意を述べよ。
- 六、姿勢に關する養護上の注意を述べよ。
- 七、感官に關する養護上の注意を述べよ。
- 八、運動に關する養護上の注意を述べよ。
- 九、作業に關する養護上の注意を述べよ。
- 一〇、休息に關する養護上の注意を述べよ。
- 一一、養護實施上特に注意すべき事項を挙げよ。

### 第五篇 教授

#### 第一章

- 一、教授の意義を問ふ。
- 二、小學校に於ける教授の企圖を説明せよ。
- 三、陶冶とは如何なることをいふか。
- 四、教授に於ける教師と児童と教授事項との關係を述べよ。
- 五、實質的陶冶形式的陶冶とは何か。

第二章

- 一、教材とは何か。
- 二、教科目選擇の標準及び特に顧慮すべき要件を挙げよ。
- 三、我が國現行小學校の教科目を列舉せよ。
- 四、教科目及び教材の統合について注意すべき點を挙げよ。
- 五、教授細目とは何か。
- 六、教科用書とは何か。
- 七、教科用書活用上の要項を問ふ。
- 八、日課表の調製及び活用について述べよ。
- 九、教授案とは何か。

大切書いて

第三章

- 一、教授單元とは何か。
- 二、教授段階とは何か。
- 三、教科の類型について挙げよ。
- 四、精神科學的教科に於ける豫備段の任務を説け。
- 五、精神科學的教科に於ける教授段の任務を説け。
- 六、精神科學的教科に於ける整理段の任務を説け。
- 七、自然科學的教科に於ける豫備段の任務を説け。
- 八、自然科學的教科に於ける教授段の任務を説け。
- 九、自然科學的教科に於ける整理段の任務を説け。
- 一〇、技能的教科に於ける豫備段の任務を説け。
- 一一、技能的教科に於ける教授段の任務を説け。
- 一二、技能的教科に於ける整理段の任務を説け。
- 一三、實用的教科の教授段階について説け。
- 一四、教様の種類を挙げ、各についてその長短を簡単に述べよ。

- 一五、教式の種類を挙げよ。
- 一六、示教教式運用上の注意を述べよ。
- 一七、示範教式運用上の注意を述べよ。
- 一八、講話教式運用上の注意を述べよ。
- 一九、學級教授の實際上發問に關する注意を挙げよ。
- 二〇、答の處理に關する注意を挙げよ。
- 二一、學級の意義を問ふ。
- 二二、學級教授の本質を説明せよ。
- 二三、個別指導の意義を述べよ。
- 二四、共同學習の能率について知るところを述べよ。

## 第六篇 訓育

### 第一章

- 一、訓育の意義を問ふ。
- 二、小學校に於ける訓育の企圖を説明せよ。

- 三、良習慣の主な方面を挙げ、その養成の必要なる理由を述べよ。
- 四、自治訓育とは何か。
- 五、公民的訓育とは何か。
- 六、訓育の任務を要約して挙げよ。

### 第二章

- 一、特性とは何か。
- 二、特性と訓育との關係を述べよ。
- 三、特性重視の眞義を明かにせよ。
- 四、特性調査の必要なる理由を挙げよ。

### 第三章

- 一、共同訓育とは何か。
- 二、遊戯競技の教育的價值を述べよ。
- 三、遊戯競技指導上の注意事項を挙げよ。
- 四、作業の教育的價值を述べよ。
- 五、作業指導上の注意事項を挙げよ。

- 六、當番勤務の主な事項を舉げて、その方法に及べ。
- 七、訓育の機會としての儀式の意義を明かにし、これが方法上の注意を述べよ。
- 八、諸會合の訓育上の意義を明かにし、その方法上の注意を示せ。
- 九、遠足及び修學旅行の訓育上の價值を述べ、その方法上の注意に及べ。
- 一〇、自治組織の性質を述べ、その適用上の注意を舉げよ。
- 一一、個別訓育とは何か。
- 一二、氣質とは何か、且その種類を舉げよ。
- 一三、多血質の兒童の特質を舉げ、これが取扱の要領を示せ。
- 一四、神經質の兒童の特質を舉げ、これが取扱の要領を示せ。
- 一五、膽汁質の兒童の特質を舉げ、これが取扱の要領を示せ。
- 一六、粘液質の兒童の特質を舉げ、これが取扱の要領を示せ。
- 一七、性癖とは何か、且その矯正の必要なる所以を述べよ。
- 一八、兒童の性癖の主なものを舉げて、これに對する取扱の要領を簡單に述べよ。
- 一九、訓育上の權威主義、自由主義とは何か。
- 二〇、教育上、權威と自由との關係を述べよ。

- 二一、示範の價值を述べよ。
- 二二、命令禁止の性質を説明し、これに關する注意を舉げよ。
- 二三、訓諭の性質を説明し、これに關する注意を舉げよ。
- 二四、懲罰の性質を述べ、これに關する注意を舉げよ。
- 二五、褒賞の性質を説明し、これに關する注意を述べよ。

#### 第四章

- 一、養護と教授との關係を舉げよ。
- 二、教授と訓育との關係を説明せよ。
- 三、訓育と養護との關係を述べよ。

### 第七篇 教育の效果とその測定

#### 第一章 第二章 第三章 及び 第四章

- 一、教育の效果を測定することの必要なる理由を述べよ。
- 二、身體検査の目的を舉げよ。
- 三、學業成績考査の目的を舉げて、その要義を明かにせよ。

- 四、狹義の教育測定と成績考査との關係を説け。
- 五、學校調査とは何か。
- 六、成績考査の方法について注意すべき諸點を挙げよ。
- 七、操行査定の目的を述べよ。
- 八、操行査定の方法を挙げ、且これが發表について注意すべき要點を挙げよ。

## 第八篇 家庭教育

### 第一章 第二章及び第三章

- 一、家庭教育の意義を問ふ。
- 二、家庭教育の動機について知れるところを述べよ。
- 三、家庭教育の任務を列舉し、その各について簡單なる説明を加へよ。
- 四、胎教とは何か。
- 五、胎教の方法について述べよ。
- 六、早教育とは何か。
- 七、早教育を批判せよ。

八、家庭教育の方法について要點を述べよ。

九、家庭から見て、學校との聯絡の必要なる理由を挙げよ。

一〇、學校から見て、家庭との聯絡の大切なる理由を説け。

## 第九篇 社會教育

### 第一章及び第二章

- 一、社會教育の意義を問ふ。
- 二、社會教育の動機を挙げよ。
- 三、社會教育の任務を列舉し、且簡單なる説明を加へよ。
- 四、社會教育の主な施設を挙げよ。
- 五、圖書館の目的及び種類を述べよ。
- 六、兒童讀物について知れるところを述べよ。
- 七、青年學校の目的を説明せよ。
- 八、民衆體育保健の施設について知れるところを記せ。
- 九、娛樂の社會的施設について知れるところを記せ。

## 第十篇 職業指導

### 第一章 第二章及び第三章

- 一、職業指導とは何か。
- 二、小學校に於て職業指導の必要なる理由を問ふ。
- 三、小學校に於ける職業指導の任務を述べよ。
- 四、小學校に於て行ふべき職業指導の方法を挙げよ。
- 五、職業に關する講話について述べよ。
- 六、職業分析と性能調査とについて、小學校に於て注意すべき事項如何。
- 七、職業の實習・見習についての注意を挙げよ。

## 第十一篇 幼稚園の保育

### 第一章

- 一、幼稚園必要の理由如何。
- 二、保育の意義を説明せよ。

- 三、保育の目的を説き且保母の任務を明かにせよ。
- 四、幼稚園令第一條を舉げて幼稚園の目的を説け。
- 五、幼稚園令施行規則第一條を舉げて保育の任務を明かにせよ。
- 六、幼稚園に收容する幼児の年齢について法令上の規定を挙げよ。

### 第二章

- 一、保育上、遊園の大切なる理由を述べ、且その施設上注意すべき事項を挙げよ。
- 二、保育室及び遊戯室の必要なる理由を述べ、これに關して注意すべき點を挙げよ。
- 三、保育項目を挙げ、且その趣旨を説明せよ。
- 四、遊戯の醇化とは、どういふことか。
- 五、保育上、遊戯の取扱についての注意を挙げよ。
- 六、唱歌の保育上の價值を述べ、これが取扱上の注意に及べ。
- 七、保育上、幼児の觀察を導くべき必要を述べ、これに關する注意を挙げよ。
- 八、保育上、談話の材料について主なる種類を挙げ、その價值を述べよ。
- 九、談話の取扱上、特に注意すべき諸點を挙げよ。
- 一〇、手技の保育上の價值を述べ、且その練習上、注意すべき事項を挙げよ。

- 一、フレイベルの恩物について知れるところを示せ。
- 二、モンテソリーの遊具について知れるところを示せ。
- 三、恩物遊具の活用について注意すべき點を述べよ。

〔附録終り〕

昭和三十一年十二月二十五日 師範學校教科用  
文部省檢定

發行所 培風館	本日 教育學 新學綱 教科要	昭和十二年十月二十五日 昭和十三年十月三十日 昭和十三年一月十七日	印刷 發行 訂正再版印刷 訂正再版發行	定價金七拾七錢
	<p style="text-align: center;">著作權 所有章</p> <p>著者 乙竹岩造<small>〔東京市小石川區大塚窪町一區〕</small></p> <p>發行者 山本慶治<small>〔東京市神田區錦町三ノ一區〕</small></p> <p>印刷者 刀彌太郎<small>〔東京市牛込區市谷加賀町一區二〕</small></p> <p>印刷所 大日本印刷株式會社<small>〔東京市牛込區市谷加賀町一區二〕</small></p>			

東京市神田區錦町三丁目  
電話神田三三七七  
振替東京三二六一七





広島大学図書

2000022306

